



全国農協青年組織協議会 JA YOUTH

JA 全青協 ポリシーブック JA YOUTH POLICY BOOK 2023

若手農業者が長期的な営農ビジョンを描くために



自助

共助

公助



JA YOUTH

「JA全青協ポリシーブック2023」の策定にあたって

全国農協青年組織協議会
会長 稲村政崇



ポリシーブック活動を全国の盟友と積み重ねて13年目になります。この「JA全青協ポリシーブック2023」は、JA青年組織の行動指針であり、同時に政策提言集でもあります。年々変化する農業情勢の中にあっても進むべき道を見失わぬよう、JA全青協は課題毎に毎年議論を行い、我々自身が取り組むべき「自助」、JAグループと共に取り組むべき「共助」、行政への提言である「公助」という解決策を示すことにより、ポリシーブックを常に最新化して参りました。改めてこれまでの改訂に携わっていただいた全ての方々に、心より感謝を申し上げます。

いま、コロナ禍や緊迫した国際情勢から、社会や農業を取り巻く環境は非常に厳しいと言わざるを得ません。そんな濃い霧の中を歩むような環境において、我々盟友が未来に向けて進んでいくためには明確な羅針盤が必要です。それがこの「JA全青協ポリシーブック2023」です。

そして同時に考えるべきは、この厳しい環境を痛感しているのは決して農業者だけではなく、日本の国民も一緒であるということです。我々農業者に求められるのは、この困難を共有する国民の皆様へ、安心・安全な日本の農畜産物がいつでも手元にある状態を継続することではないでしょうか。そのためには、機運が高まっている「食料安全保障」について、今一度我々が考え、そして国民の皆様や関係機関との対話を通じ、日本全体で議論を深めていく必要があります。

さらにJA全青協は、50年後・100年後の農業・農村を守るために引き続きポリシーブックを軸とした責任ある政策提言を行い、ポリシーブックによる活動を全国で展開していきます。

関係各位には今後ともJA全青協事業にご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げますと共に、全国の盟友が一丸となって全力で大地と食卓を支えることをお約束し、ご挨拶と致します。

令和5年5月

令和4年度ポリシーブック委員会委員

委員長	JA全青協 ポリシーブック担当副会長	都倉 貴博
委員	東北・北海道ブロック代表(岩手県)／農業政策部会副座長	五日市 達洋
	関東・甲信越ブロック代表(千葉県)／JA組織強化部会副座長	金坂 哲宏
	東海・北陸ブロック(福井県)／水田部会副座長	中瀬 忠
	近畿ブロック代表(和歌山県)／青果部会副座長	中早 大将
	中国・四国ブロック代表(岡山県)／畜産・酪農部会副座長	赤松 英雄
	九州・沖縄ブロック代表(佐賀県)／農業経営部会副座長	堤 祐輔
オブザーバー	JA全青協 会長	佐藤 崇史
	JA全青協 副会長	稲村 政崇

JA全青協ポリシーブックの取り組み経過

平成21年度

- 2月 | キックオフ 第56回JA全国青年大会
- 3月 | 米国視察 ワシントンDC他 JA全青協執行部

平成22年度

- 7~8月 | ポリシーブック作成モデル 取り組み JA北海道青協 上川、十勝、根室地区
- 8月 | 取り組み決定 第2回委員長・事務局合同会議

平成23年度

- 都道府県版、単組版ポリシーブックの作成 各県域青年組織、単位青年組織

平成24~26年度

- 都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織
- 11月 | 米国視察 ワシントンDC他 (平成24年度) JA全青協執行部
- 12月 | 都道府県版ポリシーブックの取りまとめ
- 1~2月 | 全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催 (平成25、26年度)
- 3月 | ポリシーブック全国大会 (平成25、26年度)

平成27~30年度

- 5月 | JA全青協版 ポリシーブック完成・配付
- 7月~ | ポリシーブック作成 支援事業の展開 (平成28~30年度)
- 8・9月 | 全国ポリシーブック研修会 各県域青年組織、単位青年組織

平成27~30年度

- 8月~ | 全国版ポリシーブック 総括・改訂委員会の開催
- 12月 | 都道府県版ポリシーブックの取りまとめ
- 1月 | 米国視察 (平成28~30年度)
- 2月 | ポリシーブック発表・討論 (平成28、29年度)、JA総合事業フォーラム (平成30年度)
- 3月 | ポリシーブック総会

令和元~4年度

- 5~6月 | JA全青協版 ポリシーブック完成
- 都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織
- 9月 | 全国ポリシーブック 研修会の開催
- 12~3月 | 都道府県版ポリシーブックの取りまとめ
- 3月 | ポリシーブック総会

令和5年度

- 5月 | JA全青協版(2023) ポリシーブック完成
- 都道府県版、単組版ポリシーブックの改訂 各県域青年組織、単位青年組織
- 予定 9月 | 全国ポリシーブック 研修会の開催
- 予定 3月 | ポリシーブック2024総会
- 予定 4月 | 都道府県版ポリシーブックの取りまとめ

CONTENTS

01 JA組織強化	01
1. JA青年組織強化.....	01
2. JAの自己改革の実現に向けて.....	03
3. 営農指導の強化.....	05
02 食料安全保障	07
1. 国際自由貿易.....	07
2. 食料自給率の向上.....	09
3. 食農教育.....	11
4. 食の安全確保対策.....	13
03 農業政策 <small>重点実施事項</small>	15
1. 施策の内容.....	15
2. 施策の利用.....	17
04 作目別の課題 <small>重点実施事項</small>	19
1. 水田農業.....	19
2. 青果.....	23
3. 畜産・酪農.....	27

05 農業経営 <small>重点実施事項</small>	31
1. 担い手(新規参入者・親元就農者・第三者承継者)対策.....	31
2. 労働力対策.....	35
3. 販売力強化.....	37
4. 生産資材の価格低減と安定供給.....	39
06 地域農業 <small>重点実施事項</small>	41
1. 地域計画の策定・実行に向けた対応.....	41
2. 中山間地農業.....	43
3. 離島農業.....	45
4. 都市農業.....	47
07 農業を取り巻くリスク	51
1. 自然災害への対策.....	51
2. 鳥獣被害への対策.....	53
3. 農作業安全確保.....	55

JA全青協の概要	62
ポリシーブックとは?	62
行動目標としてのポリシーブック.....	63
政策提案としてのポリシーブック.....	63
JA全青協ポリシーブック2023 索引掲載用語一覧	69

● 重点実施事項 は令和5年度に特に重点的に取り組むべき課題として、令和5年3月にポリシーブック2023総会で決定しました。
● 用例：左ページの「課題」の項番のアルファベットは、右ページの「解決策」との紐付けを表しています。

※表紙は2023年度の稲村会長、前原副会長、洒井副会長が生産した作目の写真です。

01 JA組織強化

1 JA青年組織強化

基本的な考え方

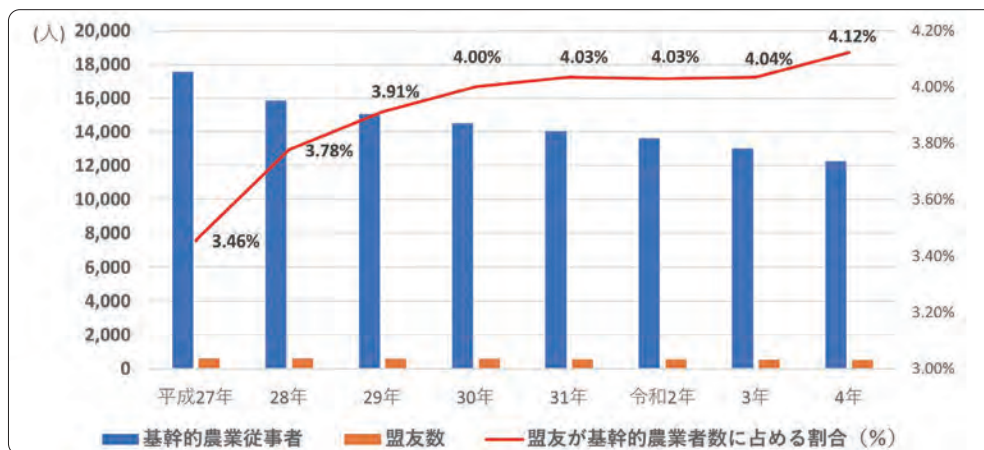
- ▶ JA青年組織は、JA青年組織綱領に掲げる五つの取り組みを全ての盟友が共通認識のもと青年組織活動を行う。
- ▶ 政策提言によって農業を守ると共に豊かな地域社会を築き、次世代に引き継いでいく責務がある。
- ▶ ポリシーブックを基軸とし、より充実した組織活動を実践し、青年組織に参加することの意義を創出することによって、組織・盟友の加入促進に繋げる。
- ▶ JA青年組織活動を通じてスキルアップ・人格形成を図り、次代を担うリーダーの育成に繋げる。

課題

ISSUES

- A** JA青年組織活動の魅力や意義を伝えきれていないため、新規加入よりも高齢化等による減少が多く盟友の減少が進んでいる。
- B** JAの支店統廃合による活動拠点・職員の減少により結集力が低下し、青年組織盟友としての意識が希薄になってきている。
- C** ポリシーブックの内容が盟友に浸透していないため青年組織の活動計画に十分に反映されていない。
- D** 青年組織の重要性がJAに十分に理解されていないため、ポリシーブックの内容がJAの事業計画に反映されていないことがある。
- E** 青年組織において会議等は組織運営面で非常に重要であるが、時間やコストがかかり、参加者にとって大きな負担になることがある。
- F** 盟友の減少による青年組織活動の減少(縮小)で意識(意欲)が低下している。

▶ 基幹的農業従事者数と盟友数の関係



資料：令和5年度 JA全青協事務局まとめ

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 青年組織活動を通じた、個人では得られない達成感や感動の実感、相互研鑽による経営の向上等、加入により得られる意義を積極的に発信する。…………… **A**
- ② 単位組織においては盟友数増加に向け目標を設定し、達成に向けて取り組む。県域組織においては組織率向上に向けて取り組む。…………… **A**
- ③ 専業農家のみならず、兼業農家、女性農業者、4Hクラブ、JA職員等、多様な担い手とのコミュニケーション・情報交換の場を設け、青年組織への加入を促進する。…………… **A**
- ④ 盟友数が増加しているJA青年組織の他、他団体の取り組みを学び、盟友数増加に繋げる。…………… **A**
- ⑤ 将来の盟友候補がいる農業大学校、農業高校等の教育機関に対し、現場研修・訪問授業等を実施し青年部の活動を知ってもらうため「地上」や「日本農業新聞」を置いてもらう。…………… **A**
- ⑥ 全ての支部組織において「地上」や「日本農業新聞」等を活用した学習活動を行い、盟友のスキルアップを図る。…………… **AB**
- ⑦ JA青年大会(全国・ブロック・都道府県)やポリシーブック研修会等へ積極的に参画し、取り組み事例に学び単位組織で実践する。…………… **ABCD**
- ⑧ 全青協WEBセミナーを視聴することにより農業政策や営農等を学習し自己を高め地域の農家の憧れとなる。…………… **ABCF**
- ⑨ 青年組織FacebookやInstagram、農TuberのSNS等を見て全国の盟友の活動を知り地元の活動の意欲にする。…………… **ABF**
- ⑩ 盟友一人一人の意見を更に聞き、効率の良い組織運営を行う。…………… **BF**
- ⑪ ポリシーブックに記載された課題を解決するために、活動計画に反映させる。…………… **C**
- ⑫ ポリシーブックに記載された課題を解決するために、定期的にJA役職員・行政・議員との意見交換や要請活動等を行う。…………… **D**
- ⑬ 状況に応じて会議のみならず学習会や交流にもリモート会議等の多様なシステムを有効的に取り入れ、組織活動を更に活性化させる。…………… **E**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 県域組織未加盟JAに対し、県域青年組織の活動情報の提供や懇談会を定期的に行い、また都道府県中央会と県域青年組織が連携して出向く等、加盟を呼び掛ける。…………… **A**
- ② 青年組織の無いJAへ出向き、青年組織の結成、県域組織への加盟に向けた推進を行う。…………… **A**
- ③ 都道府県域・全国域において、JA青年組織事務局を集めた研修会を開催する。…………… **ABD**
- ④ 地域に根差した青年組織活動が損なわれないよう、JA支店統廃合後においても支部組織の設置等状況に対応した柔軟な組織改革を行う。…………… **B**
- ⑤ JAにおける青年組織の位置づけを明確にし、ポリシーブックを用いてJA役職員に青年組織盟友の意見を繋ぎ、事務局体制を含め青年組織活動を支援する。…………… **BD**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 新規就農者情報等をJAと共有し、青年組織主催の学習会等への参加呼びかけによる交流や青年組織加入の勧誘の実施を提案する。…………… **A**
- ② 異業種の青年部の優良な活動に触れることによって青年部活動の強化を図るため、行政に交流の実施を要望する。…………… **AF**

2 JAの自己改革の実現に向けて

基本的な考え方

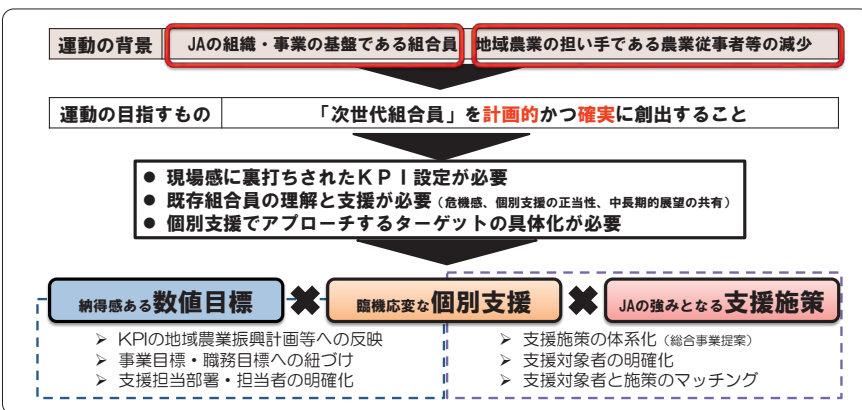
- ▶ 令和3年6月に規制改革実施計画が閣議決定した。JAは自己改革のための具体的なアクションを実行し、PDCAサイクルを実践することにより更なる自己改革に取り組む必要がある。
- ▶ JAグループの役職員は、わがJAという自信と誇りを持ち、地域に根差した組織としての意義・役割を認識しながら、3つの基本目標（農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化）と「持続可能な経営基盤の確立・強化」に取り組む必要がある。
- ▶ JAグループ各連は、事業連ごとの縦割りではなく、JAグループの総合力を生かした事業となるよう取り組み、組合員の利益最大化と地域の活性化に努める必要がある。
- ▶ 第29回JA全国大会において新たに目指す姿が提起された。青年組織盟友はJAグループと一体となって大会決議を実現する必要がある。とりわけ10年先の主役である我々が次世代総点検運動（※）に主体的に取り組む必要がある
- ▶ 今後のJAグループの組織のあり方について、これからのJA経営を担う我々青年組織盟友が自らの責任として考え、JAへの積極的な経営参画を通じて若手の意見をJA事業に反映していく必要がある。
- ▶ 若手農業者の意見をJA事業に反映するため、青年組織未設置JAについては、速やかに組織化に向けて取り組む必要がある。
- ▶ JA合併に伴うサービスの低下や協同の理念の希薄化が進まないよう取り組む必要がある。

課題

ISSUES

- A** JAグループの理念や総合事業の仕組みが組合員に十分には浸透し切れていない。
- B** JA事業の運営に積極的に組合員の意見を反映していく必要があるが、できていない。
- C** JA事業については、様々な事業、また職員との連携が十分に取られておらず、組合員が総合事業の恩恵を実感できていない。
- D** 組合員の自主的な組織であるJAについて、一部の報道で組織運営への偏った意見がしばしば見られ、JAの自主自立の運営が阻害されかねない状況にある。
- E** JA職員の離職が増加傾向にあり、JA事業運営に影響が出ている。

▶ 次世代総点検運動の全体像



資料：令和3年度 JA全中まとめ

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① JAとの定期的な意見交換会・会議等で、ポリシーブックを活用しながら青年部の意見を積極的に発信していく。…………… **AB**
- ② 自分たちのJAとして認識できるように、各連合会やJA、総合事業について学ぶ学習会を行うと共に職員とのコミュニケーションを積極的にとる。…………… **ABC**
- ③ JA運営に若手農業者の意見を反映できるよう、出資者・利用者としてだけでなく、理事等としてJA運営に参画する。また、青年部枠だけでなく地域からの理事・総代への就任を目指す。…………… **ABE**
- ④ 次世代総点検運動の着実な実践に向け、地域・作目ごとに次世代組合員の育成にかかる計画策定に参画し、新規就農者育成、事業承継等に計画的に取り組む。…………… **BC**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 大会決議の実践に向け、進捗管理（いつ・誰が・どこまでやるかの明確化）を実施する。…………… **AB**
- ② リモート会議等のシステムを使用した研修会や会議を活用すると共に、全国といつでも繋がることのできる体制を作る。…………… **AB**
- ③ TAC・担い手サポートセンター等出向く体制を活用し、JAグループの取り組みについてメリットや意義等を直接組合員へ伝える取り組みを行うと共に担い手に提案できる人材を育成する。…………… **ABC**
- ④ 若手農業者とJA役職員との徹底した話し合いにより、系統組織の存在意義や生産現場の理解促進等を行い、次世代総点検運動の実践に取り組む。…………… **ABCE**
- ⑤ 青年組織未設置JA、県域組織未加入組織については、JAと共に働きかけを行い、若手農業者の結集軸を確保する。…………… **B**
- ⑥ 青年組織を実践的農家や役員育成の場と位置付け、役員定数に対し青年組織代表枠を設ける等、青年組織の意見を積極的にJA運営に反映できる仕組み作りを行う。…………… **B**
- ⑦ 組合員との連携強化や組織活性化のため、SNSやJA広報誌、メディア等を積極的に活用する。…………… **B**
- ⑧ 県域、全国域において各事業連の協力体制を築き、各事業の相乗効果が十分発揮されるよう取り組みを進める。…………… **C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① JAが組合員を中心とした地域に根差した組織であるという前提や、生産現場の実態をふまえない単に協同の理念を崩壊させるような提言は控え、JAグループの自己改革については、政府・与野党等が十分認識・尊重した上で、必要な支援にに応じていただくよう強く要望する。…………… **D**

※ 次世代総点検運動
第29回JA全国大会で、JAは10年後の地域農業を見通し、地域農業振興計画等における確保すべき組合員数等の目標設定、現状の担い手の状況等の総点検、事業承継や幅広い新規就農者の育成・定着支援、進捗管理に取り組むこととした。

3 営農指導の強化

基本的な考え方

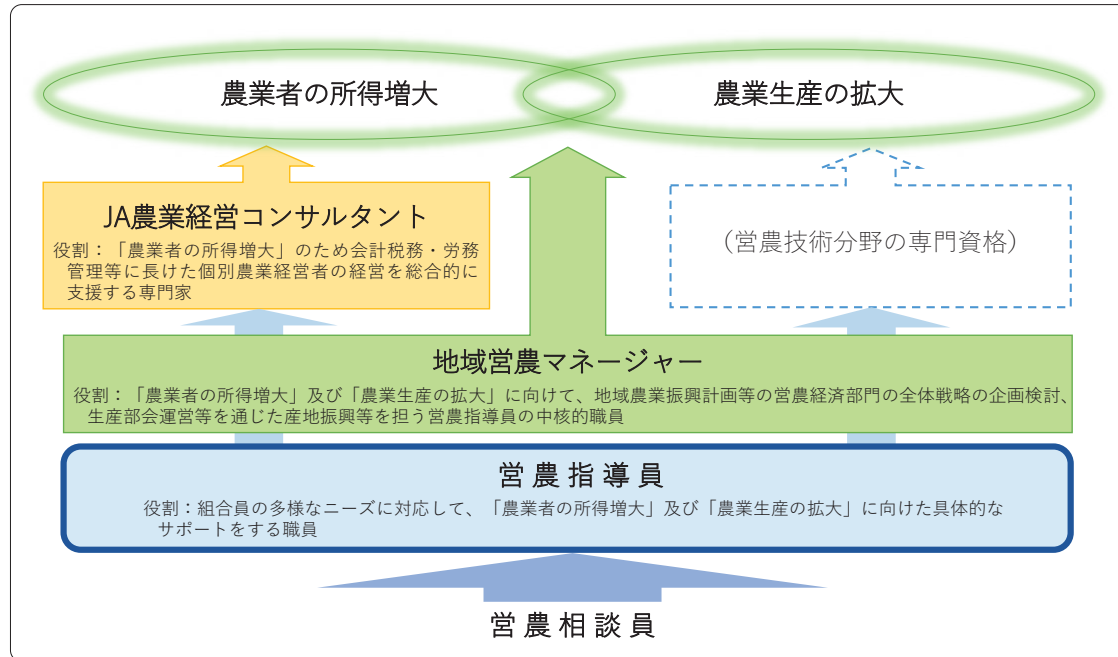
▶第29回JA全国大会では、前回大会で決議した3つの基本目標(農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化)を継続することになった。「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現させるために、JAの営農指導は、より一層の強化に取り組む必要がある。

課題

ISSUES

- A** 広域合併に伴う営農指導員の削減や組合員との繋がりの希薄化により本来果たすべき役割が十分に果たせていない。
- B** 組合員の高齢化が進む一方で生産法人等の経営の大規模化等、経営が多様化する中、GAP手法等のニーズに合った営農指導ができていない。
- C** JAは総合事業を展開しているにも関わらず、経営指導を十分に行えていない。
- D** 営農指導員の生産技術の伝承には営農指導員・生産者双方の連携が不可欠であるが十分ではない。

▶営農指導員のキャリアアップに向けた資格認証制度のイメージ



資料：令和3年度 JA全中まとめ

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 営農指導員と営農における経験的な情報を共有することで、営農指導員と共にレベルアップを図る。…………… **AB**
- ② 部会組織の運営をJAや親世代に任せず、若手農業者自らが部会運営に積極的に参画する。…………… **AB**
- ③ 多様なニーズに対応した安全な農畜産物の生産、環境負荷に配慮した農業を進めるため、GAP手法等の実践に取り組む。…………… **B**
- ④ 消費者に選ばれる作物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催等により、生産技術の一層の向上に努める。…………… **D**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 営農指導員については、計画的な育成および人事ローテーションのもと、営農・販売指導スキルを高め、JA全体の産地形成に資する体制を整える。…………… **AB**
- ② 営農指導員の増員および育成を行うと共に、TAC等出向く活動を充実させ、JAと担い手の連携強化を図る。また、TAC等の活動によって得た意見を営農計画へと反映していく。…………… **ABC**
- ③ 農業者のニーズに応じた総合事業の提案ができるよう、必要な情報を一元化し、総合事業体としてのメリットを十分に発揮した支援体制を構築する。…………… **ABC**
- ④ 地域のニーズに合った営農指導をより強化するため、全国の優良事例を共有し、各地で実践する。…………… **ABC**
- ⑤ GAP手法等の実践、認証取得に向けた指導ノウハウを持つ指導員の育成と相談対応の実践を進める。…………… **C**
- ⑥ アグベンチャーラボ(※)またはJA全農の営農技術センター等、新技術の開発に取り組む企業による実証試験と連携し、新技術の活用、生産性の向上、コスト低減に取り組む。…………… **C**
- ⑦ JAはICT技術の導入を行い、技術力の高い生産者の営農技術をデータにすることにより、優れた生産技術を営農指導員に伝承し、産地の底上げに繋げていく。…………… **D**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 都道府県の普及事業が人員も含め縮小傾向にある中、生産力の強化に向けて、営農指導員と農業改良普及員が連携した生産現場への指導強化を要望する。…………… **AB**

※ アグベンチャーラボ

一般社団法人 AgVenture Lab(アグベンチャーラボ)は、JAグループ全国連8団体で立ち上げたイノベーションラボである。スタートアップ企業やパートナー企業・大学・行政等と協創し、様々な知見やテクノロジーを活用しながら、新たな事業創出、サービス開発、社会課題の解消を目指し活動している。



II-6 アグベンチャーラボHP

<https://agventurelab.or.jp/>

02 食料安全保障

1 国際自由貿易

基本的な考え方

- ▶我が国と農畜産物輸出国とは、国土条件や農業生産力に歴然とした差がある。一方、我が国は中山間地から都市部等、様々な地域で特色ある農業が展開されており、その多面的機能を十分に配慮した貿易交渉が必要である。
- ▶我が国の総合食料自給率(カロリーベース)は38%(令和3年度)と先進国の中でも最低であり、今後世界的な人口増加と食料不足が見込まれる中、国際情勢に影響を受けないためにも、国民が必要とし消費する食料はできるだけその国で生産する「国消国産」の考え方により、食料安全保障を確保していく必要がある。
- ▶我が国の農畜産物は世界的にも品質の評価が高く世界的人口増加もあり求められている。そこから、農畜産物の輸出も視野にいれるべきである。
- ▶我が国の食料・農業・農村基本計画の実現と、農業および協同組合の振興を阻害されることのないように適切な貿易交渉を進めて行く必要がある。
- ▶貿易交渉については、多国間から二国間交渉に移行しつつあるが、適切且つ迅速な情報開示がなされるべきである。

課題

ISSUES

- A** 今後、関税の段階的な引き下げに伴う輸入農畜産物との価格競争が起こることによって、農業所得の減少や農業者の減少、食料安全保障が脅かされる可能性がある。
- B** 国際自由貿易への参加による影響が不透明であり、農業や農業経営に対する不安がある。
- C** 農畜産物の輸出に関して知識、手段が農家はもとよりJAにも不足している。
- D** 国内登録品種の保護を観点とした輸出農畜産物の安全性確保に不安がある。

直近の主な農産物・食品の輸出規制に関する動き(令和4年9月時点)

【ロシア】
・小麦、大麦、とうもろこし：変動的輸出税(21年6/2~)

【アルゼンチン】
・小麦、大豆、とうもろこし、牛肉等：輸出税(19年12/14~)
・牛肉：一部輸出停止(21年6/23~23年12/31)
・小麦、とうもろこし：輸出上限数量設定(21年12/17~)

【インド】
・小麦：輸出禁止(22年5/13~)
(輸入国が食料安全保障上必要とする場合を除く)
・コメ：砕米の輸出禁止、精米等への輸出税導入(22年9/9~)

※新型コロナウイルス感染拡大等による主な農産物・食品の輸出規制実施国(2020年3月以降)

ロシア	小麦、メヌン、ライムギ、大麦、とうもろこし：輸出枠(4/1~6/30)
ユーラシア経済同盟	ライ麦、コメ、そば、キビ、穀物(コメを除く)のひき割り・ミール・ペレット、そば加工品、ヒマワリ種子等：輸出禁止(4/12~6/30) 大豆：輸出禁止(4/12~6/12)、ヒマワリ種子：輸出許可制度(7/1~8/31)
ウクライナ	小麦：輸出枠(3/30~6/30)、ライ麦：輸出枠(8/17~21年6/30)、そば：輸出禁止(4/2~7/1)
ベトナム	コメ：輸出枠(4/10~4/30)
ミャンマー	コメ：輸出枠(5/1~9/30)
インドネシア	パーム油：輸出停止(22年4/28~22年5/23)

注1：このほか、ルーマニア、北マケドニア、セルビア、トルコ、カザフスタン、タジキスタン、タイ、カンボジア、アルジェリア、エジプト、エルサルバドル、ホンジュラス。
注2：ユーラシア経済同盟→ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、アルメニア
注3：インドでは、2020年4~7月において、政府による輸出規制はなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンの影響で、一時的に輸出が停滞。
※WTOサイト、報道等をもとに農林水産省作成

資料：令和4年12月 農水省「知ってる？日本の食料事情2022」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①食料安全保障の観点からも、消費者や地域社会に対して「国消国産」の重要性を広く周知し、理解を広げていく。 **A**
- ②「日本農業新聞」・「地上」等を活用して、正しい知識や情報を得るための学習会や意見交換会を開催し、盟友の意識強化を図る。 **ABC**

II. JAと一体となった取り組み

- ①関税の引き下げや貿易交渉の内容の変更等、動きがあった場合には速やかな情報共有を行う。 **AB**
- ②食料安全保障および持続可能な農業の発展のため、「国消国産」の重要性を広く消費者に伝え、国民の消費動向に関する調査等を行い、生産者との相互理解がより進むよう活動を行う。 **B**
- ③農畜産物の輸出に対する規制等を把握し、輸出に対応できる態勢を構築する。 **C**
- ④国内登録品種に関して、育成者権や商標権等の国際的管理・保護を国と協力して行う。 **D**

III. 行政に提案・要望すること

- ①今後の長期的な日本農業のビジョンや国際自由貿易への参加による農業への影響を考慮し、農業者の意見をふまえた国内対策を要望する。 **AB**
- ②今後、新たに国際自由貿易に関する交渉が行われる場合、農業の多面的機能と食料安全保障に十分に配慮した貿易交渉となるよう要望する。 **AB**
- ③TPP関連等の対策は、生産基盤の強化に不可欠な対策であることから、今後も中長期にわたる万全の措置として継続実施を要望する。 **ABC**
- ④国内登録品種に関して、育成者権や商標権等の国際的管理・保護を要望する。 **D**

▶我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組

これまで24か国・地域と21の経済連携協定(EPA/FTA)等が発効済・署名済。
・発効済・署名済EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は78.0%。
・発効済・署名済EPA/FTA等及び交渉中EPA/FTA等の相手国との貿易が貿易総額に占める割合は86.4%。

●：既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ●：現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合(小数点第3位四捨五入)

香港	2.05%	その他	6.12%	ASEAN	15.15%	メキシコ	1.04%	チリ	0.61%	スイス	0.72%
台湾	5.44%	トルコ	0.25%	GCC	8.02%	韓国	5.25%	中国	19.98%	EU	9.45%
インド	0.14%	インドネシア	0.03%	ASEAN	15.15%	米国	13.66%	ベトナム	0.23%	ペルー	0.23%
モンゴル	0.03%	ニュージーランド	0.36%	カナダ	1.51%	英国	1.07%	米国	13.66%	豪州	6.29%
モンゴル	0.03%	ニュージーランド	0.36%	カナダ	1.51%	英国	1.07%	米国	13.66%	豪州	6.29%

● 発効済+署名済 : 計 78.0%
● 交渉中(含む中断中) : 計 8.4%
● 発効済+署名済+交渉中 : 計 86.4%

(注1)GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
(注2)米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

出典:財務省貿易統計(2023年1月公表)
(各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入)

資料：令和5年2月 外務省「我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組」

2 食料自給率の向上

基本的な考え方

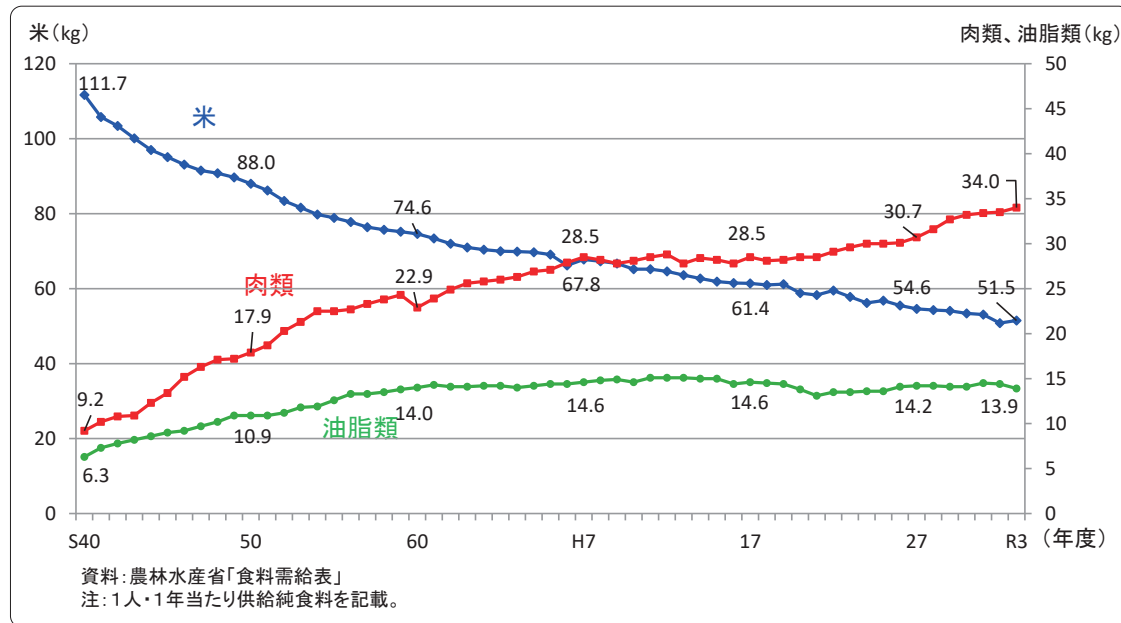
▶農業は命を繋ぐ食を提供するための重要な産業であり、食料安全保障の観点から食料自給率を向上させる必要があることを、次世代を担う子どもたちを中心に広く消費者に理解を求め、国産あるいは地元産農畜産物への適正な価値を認めてもらう必要がある。

課題

ISSUES

- A**日本の総合食料自給率(カロリーベース)は38%(令和3年度)と先進国中で最低であり、世界の食料市場は中長期的に見ると不足することが懸念されている中、海外に依存し続けるのは食料安全保障上、非常に危険である。
- B**令和12年度におけるカロリーベース45%の総合食料自給率の実現目標に対し、各種の国際自由貿易協定で今後関税が引き下げられる動きの中、政府により達成の道筋が示されたが、生産者の高齢化、減少等により先行きが見えない。
- C**消費者に国産国産の考え方や必要性が十分に伝わっていない。

▶米、畜産物、油脂類の1人・1年当たり消費量の変化



資料:令和4年12月 農水省「知ってる?日本の食料事情2022」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①安全な農畜産物の生産・供給はもとより、更なる質の向上やブランド化に努め、地産地消等のメリットを最大限発揮し、国産農畜産物の競争力を高める。……………**A**
- ②日本の飼料自給率は25%(令和3年度)である。畜産物の自給率は、飼料の自給の度合いに大きく影響を受けてしまうことから、畜産農家の求める飼料作物の国内供給体制へ向けての勉強会をする。……………**AB**
- ③食料・農業・農村基本計画等で、盟友自身も我が国の農業事情を再確認し、未来農業に向けて計画していく。また計画が現場にとって適切なのか確認し行動していく。……………**AB**
- ④地域住民に対する食農教育や国産国産キャンペーン等の活動を通じて、国産農畜産物を消費することの大切さについて訴えと共に、消費者との相互理解を図る。……………**AC**

II. JAと一体となった取り組み

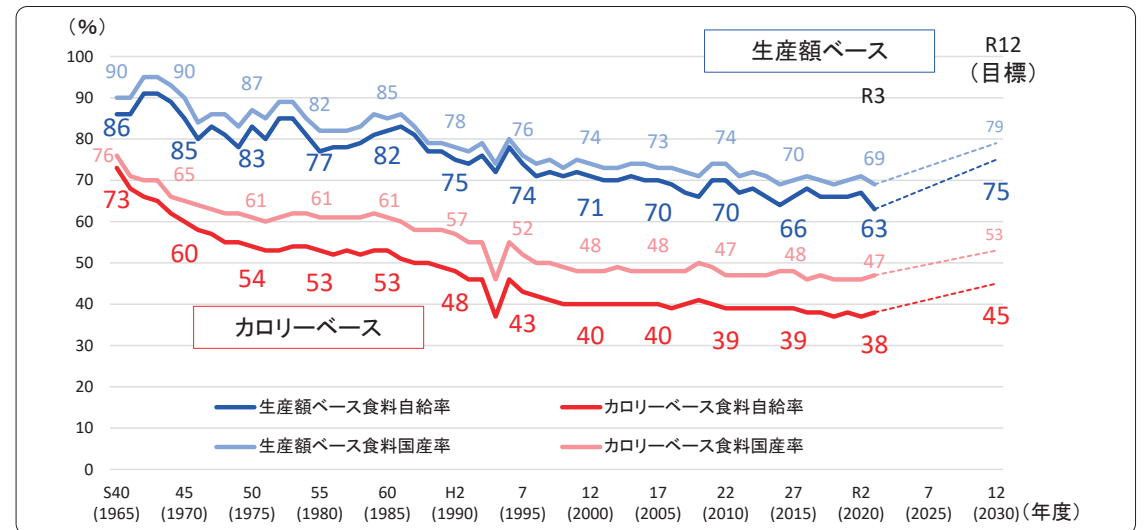
- ①輸入農畜産物に頼らず、国内で食料を確保する大切さや品質の安全性について国民に伝えていく。……………**A**
- ②農業・国産農畜産物をアピールする番組等を制作・応援し、国産農畜産物の消費拡大を訴える。……………**A**
- ③JAと共に学校給食等における地元産の農畜産物の使用率向上に向けた活動を展開する。……………**A**
- ④JA全農の輸出事業について、事業説明会や事業発展の意見交換会を行う。……………**B**
- ⑤日頃から消費者のニーズをチェックすると共に、国産農畜産物が安定供給できるような態勢を構築する。……………**BC**
- ⑥JAと共に国産国産キャンペーン等を積極的に展開する。……………**C**

III. 行政に提案・要望すること

- ①消費者が国産農畜産物を選択できるよう、中食等での原料原産地表示の義務化を要望する。……………**A**
- ②学校給食における国産農畜産物の更なる使用率向上を要望する。……………**A**
- ③海外への農畜産物の輸出も食料自給率の向上にも繋がることから、更なる拡大を目指す。……………**A**
- ④飼料自給率の向上を促すため、転作等での補助事業の拡充を要望する。……………**B**

▶食料自給率の推移

資料:令和4年12月 農水省「知ってる?日本の食料事情2022」



3 食農教育

基本的な考え方

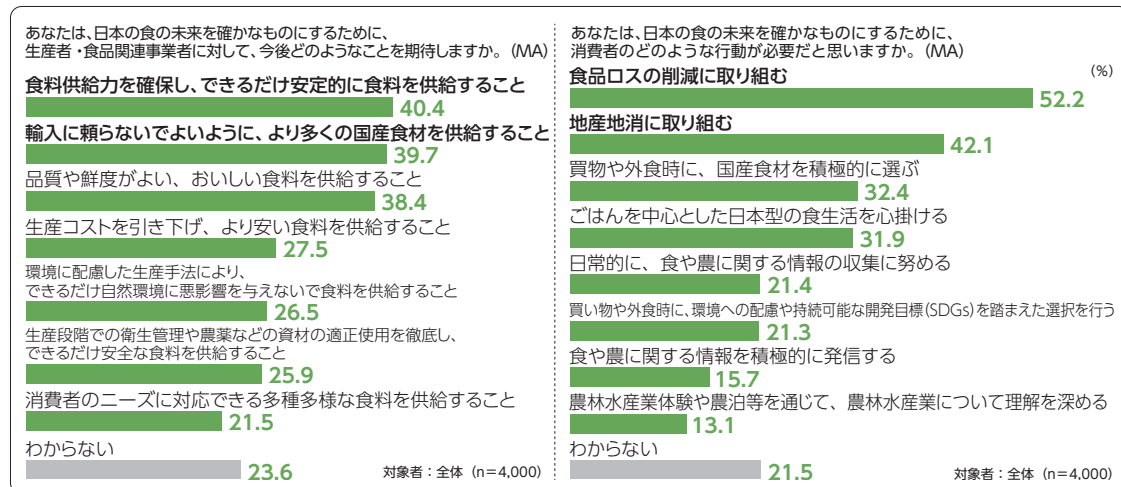
- ▶日本や地域の「食」と「農」を学習する機会を通じて、多面的機能を有する農業と伝統的な食文化の結びつきを身近に感じ、国民が一体となって農業を応援する国づくりを目指す必要がある。
- ▶消費者の抱く農業に対するイメージと日本農業の実態が乖離していることから、「国消国産」の取り組みについて正しく知ってもらう必要がある。

課題

ISSUES

- A**食育基本法に基づく食育活動は「農」について学ぶ要素が少ないため、農業の重要性が十分に伝わっていない。日本農業を守り食料自給率の向上を目指すため、「食農教育」の更なる推進が必要である。
- B**現代の食文化の普及、地産地消等についての学びを提供する講師が少なく活発な活動につながらないため、食農教育のコーディネーターの育成が必要である。
- C**農業体験の多くは断片的な作業に限られ、土づくりから収穫までを知ることができず、総合的な農業の理解や興味に繋がらない。
- D**食農教育の現場では保護者参加型の取り組みが少なく、行政・教育関係者・地域と連携した更なる取り組みが必要である。
- E**日本の人口減少と農業人口の確保を考え、もっと多くの人に農業という職業を知ってもらう必要がある。これまでの小規模な食農教育では経済的、時間的、労力的な制約があり、食農教育の取り組みの範囲に限界があるため、JA・行政としっかり連携した大規模な取り組みが必要である。
- F**賞味期限切れや食べ残し等により、食べられるはずだった食品が廃棄されてしまい、依然として毎年600万トン以上のフードロスが問題となっている。
- G**環境への配慮として、フードマイレージの観点から地産地消の取り組みを強化する必要がある。

▶食生活・ライフスタイル調査(抜粋)



資料：令和5年3月 農水省「食生活・ライフスタイル調査～令和4年度～調査報告書」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①食育基本法・食育推進基本計画・食品ロス削減推進法等、食育に関する法案を盟友が学び地域教育に指摘していく。……………**ABDF**
- ②農業を応援する活動(社会貢献活動・農業体験・弁当の日※1)等を行う際、子どもたちや保護者に対し、地域で採れる旬の農畜産物の提供等を通じて、農業の大切さや食文化の素晴らしさを伝え、食農教育に触れる機会を増やす活動へ積極的に協力する。……………**BCD**
- ③消費者に対してSNSやPR動画等を活用し、農業の現状や魅力、食の大切さを自ら発信する。……………**DEFG**
- ④盟友自ら3010運動(※2)に取り組む。……………**F**

II. JAと一体となった取り組み

- ①JAや連合会等と連携し、食農教育活動に興味を持ってもらえる教材等を地域でも作成できる取り組みを要望する。……………**A**
- ②JAの食農教育担当部署を明確にし、盟友・職員一体となった食農教育研修を実施すると共に、行政や教育機関に食農教育に協力できる農業者の情報提供を行う等、食農教育の実施に向けた環境の整備・支援を行う。……………**BDE**
- ③子育て世代の食農講座を開催し、家庭の理解を深める活動をする。……………**DE**

III. 行政に提案・要望すること

- ①命の根源である食と農林水産業の理解を教育や家庭に普及するため、学校教育に「農業」を組み入れるよう要望する。更に教員に対する農業研修を通じて農業への理解を深める。……………**AC**
- ②都道府県および市町村行政はコーディネート機能を発揮し、農家・教育現場・家庭との連携や地域の食農教育活動の活性化に向け、活動のバックアップ強化に努める。……………**BDE**
- ③学校での食農教育の理解促進や学校給食等での地場産農畜産物の利用促進に繋がる制度展開を要望する。更に食農教育の一環として国産食材を使用した「弁当の日」に取り組むよう要望する。……………**D**
- ④食農教育の強化や農業振興に資するよう、ふるさと納税等を有効活用することを要望する。……………**DG**
- ⑤全国規模での3010運動を進め、更にフードバンクの設置・利用促進に繋がる制度展開を要望する。……………**F**
- ⑥地産地消の推進として、学校給食および公共機関の食堂等における地場産農畜産物の使用拡大と助成措置を要望する。……………**G**

※1 弁当の日
2001年から始まった子どもが自分でお弁当を作って学校に持ってくる取り組み。何を作るか、買出し、調理、詰め方、片付け、すべて子どもが行い親も先生も出来具合を批評も評価もしない約束。この取り組みから子どもたちは感謝の心を知り、自己肯定感が育まれ、失敗から学び、生きる力を身に付けていく。

※2 3010運動
食品ロスを減らすため「宴会の開始から30分と閉宴10分前には席に座って食事を楽しもう」という運動。2011年に長野県松本市で始まったとされている。

4 食の安全確保対策

基本的な考え方

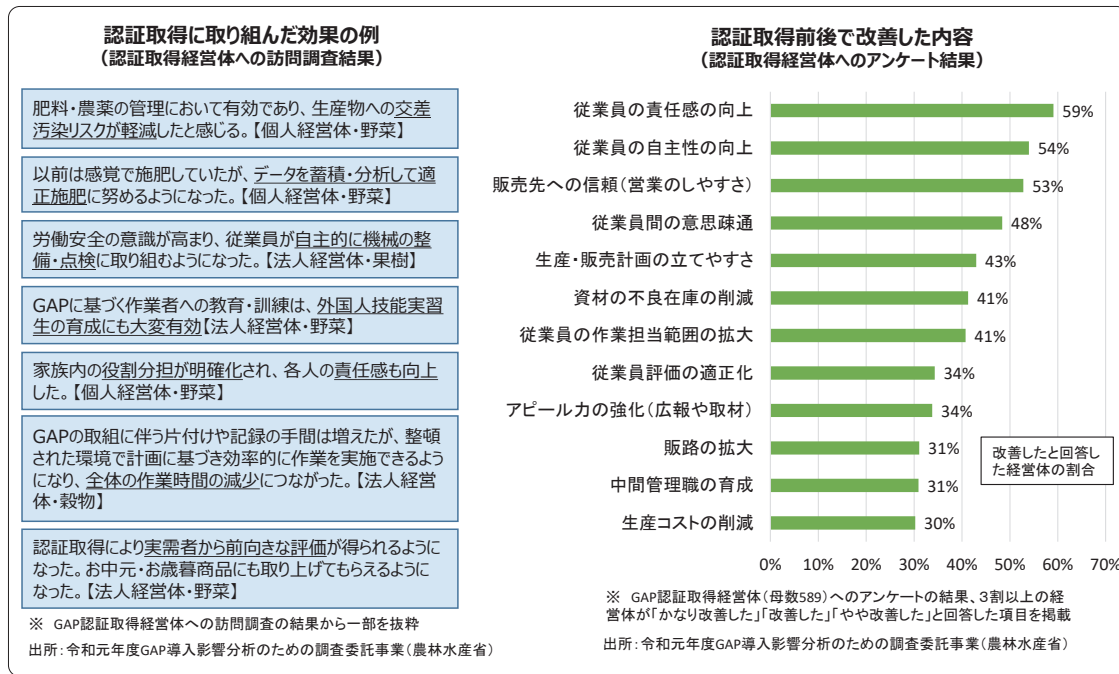
- ▶ 消費者の食に対する関心が高まっており、生産者は安全な農畜産物の生産に努めると共に、更に食の安全に対する理解を浸透させる必要がある。
- ▶ 輸入される農畜産物や加工品の安全基準が国ごとに異なり、食の安全確保が脅かされることが懸念されている。

課題

ISSUES

- A** 国産の農畜産物は安全であることが十分に伝えきれていない。
- B** 外食産業において正確な原産地表示がされていないことから、消費者の食品を選択する機会の確保が十分でない。
- C** 遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物といった技術について、生産者、消費者共に理解が不足しているため不安が残る。

▶ GAPが農業経営に与える効果



資料: 令和5年2月 農水省 農産局農業環境対策課「GAP(農業生産工程管理)をめぐる情勢」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① ドリフト等の農薬使用時の注意点を学習すると共に、適正な農薬管理により安全な農畜産物を生産する。 **A**
- ② 食の安全確保、遺伝子組み換え作物やゲノム編集作物について知識を深め、正しい情報身につける。 **B** **C**

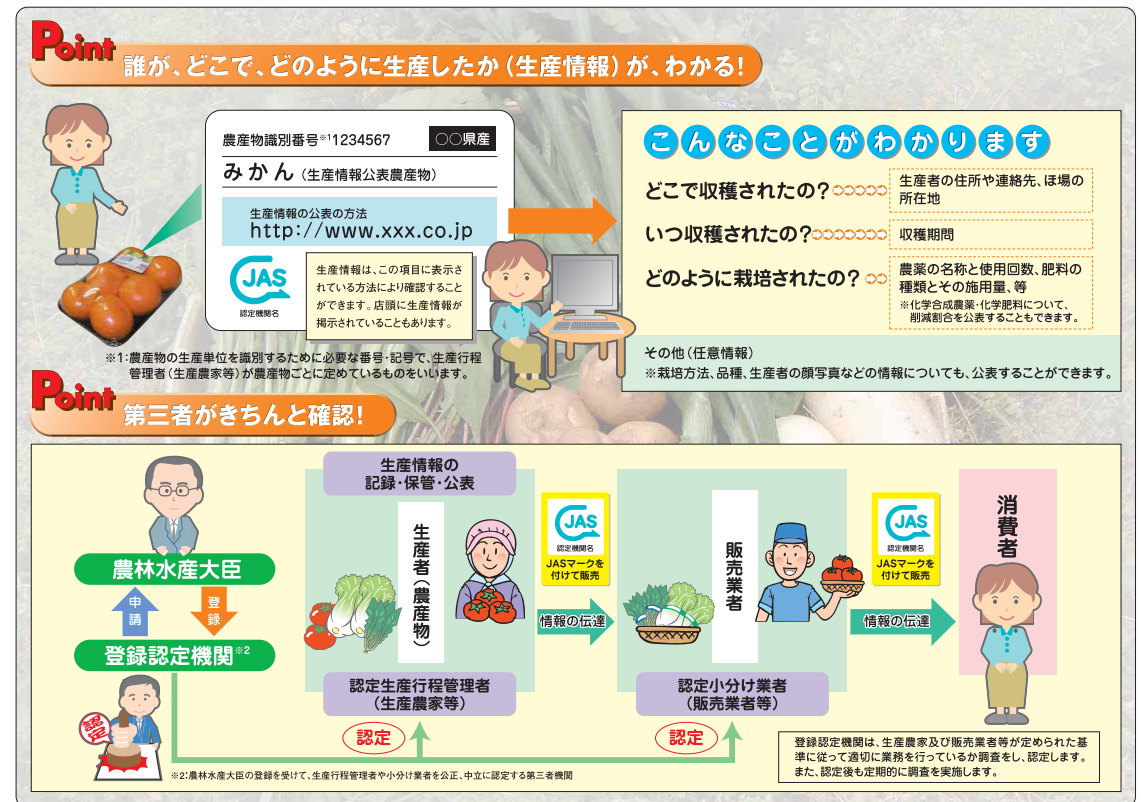
II. JAと一体となった取り組み

- ① JAと共に農薬の適正使用の講習会を引き続き定期的開催する。 **A**
- ② JAや生産部会等はHACCPやGAP手法にもとづく取り組みを進め、国産農畜産物の安全性を学習する機会を設け、消費者にPRする。 **A**
- ③ トレーサビリティを強化し、事故発生時の原因特定および迅速な回収体制を構築する。 **A** **B**
- ④ JAによる安全認証システムを確立し、拡充するよう要望する。 **A** **C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① GAPの第三者認証や、JAS認証については国産農畜産物の安全性を証明し、SDGsの取組みやみどりの食料システム戦略の目標にも資するものであるため、認証取得や更新に関する支援を要望する。 **A** **C**
- ② 「国消国産」の普及の観点から、消費者が国産農畜産物を選択できる態勢の整備を要望する。 **B**

▶ 顔の見える仕組み(農産物)



資料: 農水省 「食卓から産地まで」顔の見える仕組み(農産物)

03 農業政策

重点実施事項

1 施策の内容

基本的な考え方

- ▶ 農業等の一次産業は、生命の源である食料を供給するという観点から、安定した生産と供給体制を構築する政策を実現していく必要がある。
- ▶ 地域の維持・発展に向け、大規模農家だけでなく、発展意欲のある家族経営や兼業農家も同等に位置づける必要がある。
- ▶ 専業・兼業農家や中山間地・離島等の条件不利地に加え、都市農地の農業者のあり方を明確にし、我々農業者が、10年、20年先を見越した日本農業のビジョンを明確に示す政策を国に対し求めていく必要がある。

課題

ISSUES

- A** 農業施策が短期間に変更されると、農業経営の長期的展望を図れない。また、市場の需給バランスで価格が決まる農畜産物の特性上、生産費を価格転嫁することは難しく、農畜産物販売価格の変動により安定経営が難しくなっている。
- B** 収入保険制度を含め、国の施策が地域の実情に対応していないところもある。また、関連施策が生産現場に十分浸透していない。
- C** 種子法の廃止により、安定的な種子確保および優良品種の開発の継続性が不安視されている。
- D** 優良品種、優良遺伝資源等が海外に流出し、無断で使用されているケースがある。
- E** みどりの食料システム戦略の化学肥料使用量3割低減に対して、具体的取り組み策が不明瞭である。
- F** 甘味資源作物(さとうきびおよびでん粉用かんしょ等)は、台風等の自然災害の多い地域において、他に替えることのできない防災営農作物であるので、万全な予算措置が必要である。

▶ みどりの食料戦略システム(概要)

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- ▶ 農林水産業のCO2ゼロミッションの実現
- ▶ 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減
- ▶ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- ▶ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- ▶ 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- ▶ 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- ▶ エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ▶ ニホンウナギ、クマノゴロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発(技術開発目標)
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現(社会実装目標)
※政策手法のグリーン化：2030年までに調達の支障対象を持続可能な食料・農林水産業を行うに集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助金についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでCO2削減要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し、地域地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築	社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大	環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承
・輸入から国内生産への転換(肥料・飼料・原料調達)	・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活	・環境と調和した食料・農林水産業
・国産品の評価向上による輸出拡大	・地域資源を活かした地域経済循環	・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大	・多様な人々が共生する地域社会	・化学農薬・化学肥料の削減によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画(国連食料システムサミット(2021年9月)など)

資料：令和3年5月 農水省「みどりの食料戦略システム」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 農業情勢や農業施策について、我々自身が知識を深め、行政等の関係機関との情報交換の場に積極的に参加し、我々が望む政策を提言する。……………**A B C D E F**
- ② 土壌診断および堆肥や緑肥等の利用法について積極的に学習する。……………**E**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAは農業者、地域、農業関係団体、行政等と緊密に連携し、国に対して長期的な経営安定政策を実現する態勢を構築すること。……………**A**
- ② JAは、需要に応じた生産を行うよう生産者に情報提供や指導を行うと共に、生産費調査等により、卸・小売りに対しての価格交渉機能を強化すること。……………**A**
- ③ 地域住民等を幅広く参集した研修会を開催し、農業施策等の知識・理解の醸成、地域全体での情報の共有化を図る。……………**A B E**
- ④ JAグループへは土壌診断結果を圃場に応用できる人材育成を要望すると共に、土壌診断結果の通知を迅速にすることを要望する。……………**E**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 農業者が長期的な展望を描けるよう、JA青年組織が策定するポリシーブックをふまえて農業施策を立案することを要望する。……………**A B**
- ② 収入保険を農業経営上のセーフティネットとして、次のような更なる機能の充実・拡充を図るよう要望する。
1. 補償範囲の拡充(売上と経費の補償) 2. 収入保険と野菜価格安定制度との同時加入の恒久的実現、 3. 新規就農者および新規青色申告者の不利条件の変更、 4. 収入保険の保険料の低減……………**A B**
- ③ 出荷施設の整備や産地維持のため、行政による助成(産地パワーアップ事業、強い農業づくり交付金等)を更に充実(要件緩和等を含む)するよう要望する。……………**A B**
- ④ 今後とも優良種子の安定的な確保と継続的な開発を維持するため、各都道府県は十分な予算措置を講ずることを要望する。……………**C**
- ⑤ 優良品種、優良遺伝資源等が海外に流出し、無断で使用されないよう海外での品種登録を国の責任で行うことを要望する。また、UPOV条約(*)を利用して新品種の保護を求める。……………**D**
- ⑥ 土壌診断結果を圃場に応用できる人材育成を要望すると共に、土壌診断結果の通知を迅速にすることを要望する。……………**E**
- ⑦ 条件の不利地においても2050年までに化学肥料使用量を3割低減できるような、圃場等の環境整備を行うことを要望する。……………**E**
- ⑧ 2050年までに化学肥料使用量の3割低減に取り組むにあたり、生産者所得が減らないよう技術指導と資材・機械の導入費用を助成し、またモデルとなるような事業については広く横展開を行い、情報や改善策を集め全国で推進するよう要望する。……………**E**
- ⑨ 糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算措置を講ずることを要望する。……………**F**

※ UPOV条約
Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales：植物の新品種の保護に関する国際条約。1968年に発効し締約国は全世界で74カ国・地域。
新しく育成された植物品種を各国が共通の基本的原則に従って保護することにより優れた品種の開発・流通を促進し、農業の発展に寄与することを目的とする。新品種の保護の条件、保護内容、最低限の保護期間、内国民待遇等の基本的原則を定めている。

2 施策の利用

課題

ISSUES

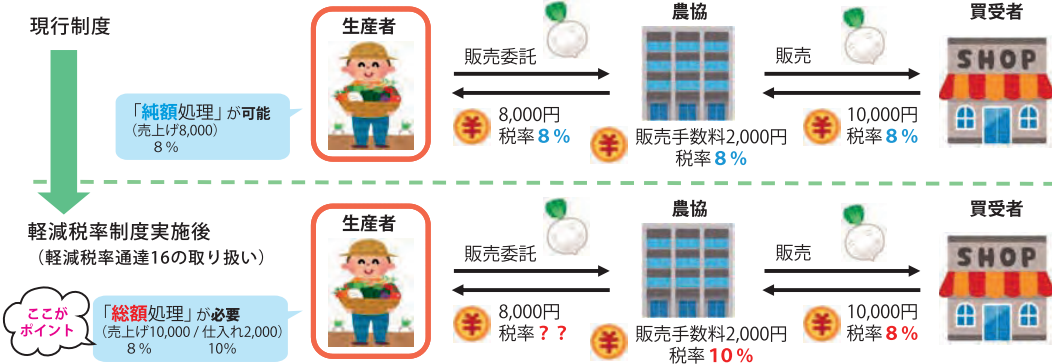
- A** 制度は豊富に用意されているが、農業経営に十分に活かされていない。
- B** 令和5年度から導入予定のインボイス方式(消費税)について、インボイスを発行できない免税事業者(課税売上高1,000万円以下の農業経営等)が取引から排除されるのではないかと懸念される。

▶ 農産物委託販売に係る課税売上の計算方法

資料：令和元年農水省「農業者むけパンフレット」

農協等への農産物委託販売に係る課税売上げの計算方法が変更されます

軽減税率制度が実施されると、飲食料品の譲渡は軽減税率(8%)が適用される一方、農協等の販売手数料には標準税率(10%)が適用されます。これまで、農業者の方は、農協等を通じて委託販売を行う際、農協等の販売手数料を控除した後の額を課税売上げとすることが可能でしたが、今後は、実際の販売額(販売手数料を控除する前の額)を課税売上げ(8%)とし、販売手数料を課税仕入れ(10%)として、それぞれ計上する必要があります。



注意！ 免税事業者から課税事業者となる可能性があります。

課税売上げの計算方法が変更されることにより、基準期間(個人事業者は前々年)の課税売上高が1,000万円を超える場合には、事業者免税点制度が適用できなくなり、課税事業者となります。また、簡易課税事業者の皆さんも、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合には、簡易課税制度が適用できなくなります。ご自身の経営を再確認しましょう。

例) 10月1日以降の農産物の委託販売について、課税売上げの計算方法を変更した結果、令和元(2019)年中(個人)の課税売上高が1,000万円を超えた。
 → 令和3(2021)年分(令和3(2021)年1月1日~12月31日)から課税事業者(簡易課税制度の選択可)となる

I-④ 農水省HP 逆引き事典
<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input>

I-⑤ 財務省HP 令和5年度改正におけるインボイス制度の改正について
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

III-③ 農水省HP農林水産省共通申請サービス(eMAFF)
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff.html#input>

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 行政やJAの担当者等が主催する補助金制度等にかかる説明会に参加し、制度に関する理解を深める。 **A**
- ② 自らの農業経営をより発展させるため、制度を有効活用する。 **A**
- ③ 農林水産省の逆引辞典を参考にする。 **A**
- ④ 農業者の意見を、国や地域の行政機関、議員と定期的に情報交換する。 **AB**
- ⑤ 消費税をはじめとした税制やインボイス方式等に関わる研修会等を開催し、農業者自らが理解を深める。 **B**

II. JAと一体となった取り組み

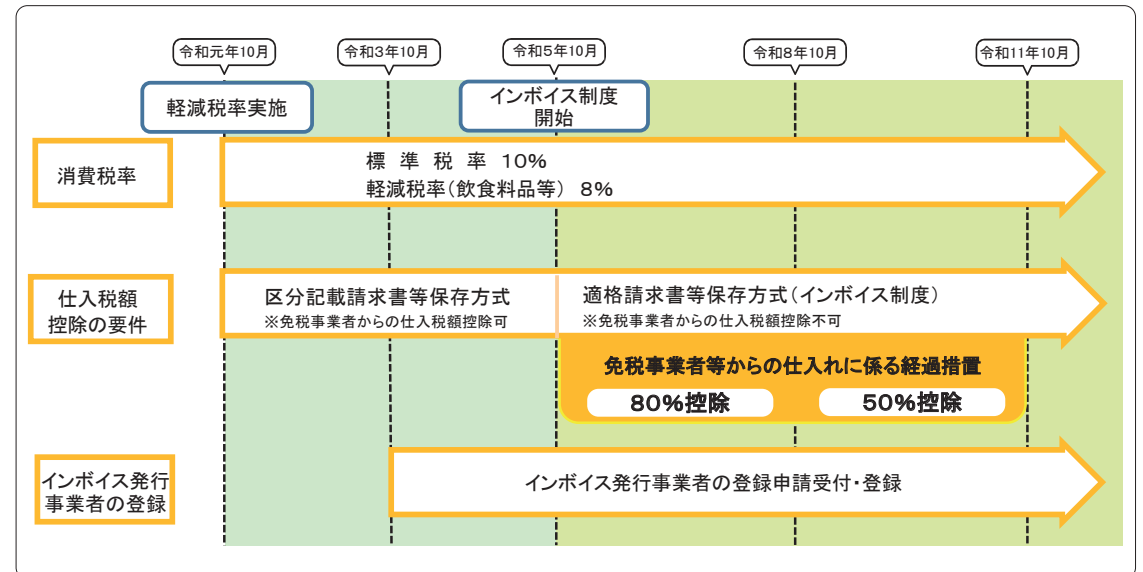
- ① JAが補助金制度に関する研修会を開催する。 **A**
- ② 農業経営や補助金について相談できる環境を整備し、補助事業申請へのサポート体制を強化する。また、有料となってもよいので、自治体と協力して補助金を有効活用できる体制の構築に取り組む。 **A**
- ③ インボイス制度における直売所での販売対応や無条件委託販売等での農協特例について周知徹底する。 **B**
- ④ 課税事業者になるための申請手続きが簡略になるようにサポート体制の構築に取り組む。 **B**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 農業者が利用しやすい制度となるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を要望する。 **A**
- ② 新制度の導入および制度の変更に際しては、事前に農業者の意見反映の機会を設けるよう要望する。 **A**
- ③ 補助金制度等の申請を簡素化するため、オンライン申請(eMAFF等)の推進・周知の強化を要望する。 **A**
- ④ 消費税にかかる懸念の払拭や仕入税額の還付申告といった申請手続きの簡略化をすると共に、免税事業者が排除されないような万全な措置の構築を要望する **B**

▶ 軽減税率制度実施スケジュール

資料：農水省「令和5年10月から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります」



04 作目別の課題

重点実施事項

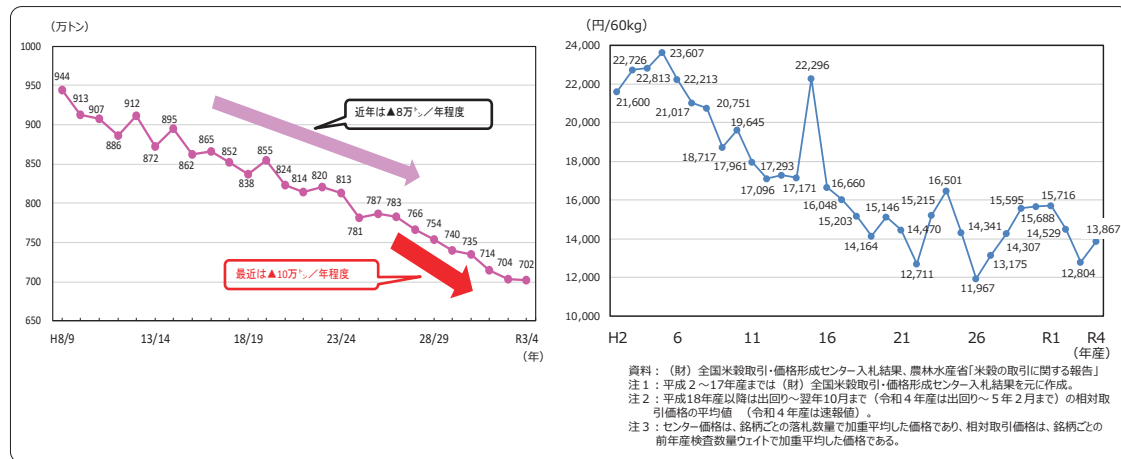
1 水田農業

課題

ISSUES

- A** 政府や生産現場の努力により、米の需給バランスは改善に進んでいるが、コメ政策の制度変更や米の消費減退によりバランスが崩れれば、米価下落につながる不安がある。
- B** 主食用米の過剰作付の防止等は、都道府県農業再生協議会ならびに地域農業再生協議会と生産現場との調整に委ねられているが、感染症等の要因もあり現状の需給の見通しが不透明な中で対応しきれていない。
- C** 急速な気候変動・米の用途拡大によって、現行の品種や技術では安定的な生産が難しくなっている。
- D** 国産飼料が求められているが、飼料用米以外のニーズにも応えられるような受入れ態勢(設備等)が不足している。
- E** 戦略作物でもある大豆、麦等には畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)が措置され、交付単価は全国一律設定であるが、地域条件や生産する作物等により格差が生じることから、生産者の積極的な転作の取り組みにつながっていない。
- F** 農産物検査は、米の等級は産地の生産指標であると同時に円滑な取引に寄与していることから、見直しにより現場が混乱するおそれがある。
- G** 戦略作物に取り組みない地域に対応した、新しい品目を考える必要がある。
- H** 水稻生産の減少を求められても、棚田や湿田では転作が進まない。

米の需要量及び販売価格の動向



資料：令和5年3月 農水省「米をめぐる状況について」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① JAを通じ実需者と連携した生産流通に努める。…………… **A**
- ② コメ新市場開拓等促進事業・畑地化促進事業の取り組みを進める。…………… **A**
- ③ 米の需給調整・水田活用の直接支払交付金について知識を深め、生産コストの低減や需給にあった生産を行うため、飼料用作物(飼料用米、WCS、飼料用とうもろこし等)や戦略作物等に積極的に取り組み、安定した農業経営の確立に努める。…………… **ABD**
- ④ 米価安定のためにも、圃場条件やJA等の受け入れ態勢等を見極め、積極的に畑地化や戦略作物の導入に取り組み、適地適作の作付けを拡大することにより転作を進める。…………… **ABE**
- ⑤ 気候変動への対応品種や米粉専用品種・多収品種等の、試験栽培に協力し、普及員、JA営農指導員との間で情報共有を行う。…………… **CG**
- ⑥ 畜産農家とのマッチングを積極的に行い、飼料の生産から供給までの体制を構築する。…………… **D**
- ⑦ 排水対策や転作について盟友間で積極的に意見交換し、地域に応じた作物を導入する。…………… **H**

II. JAと一体となった取り組み

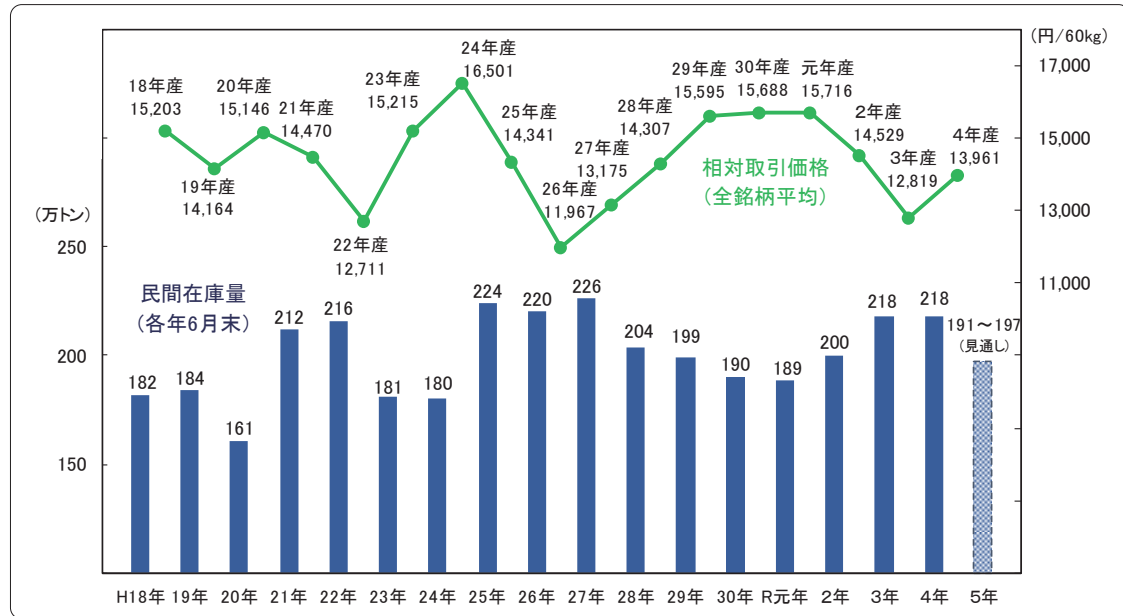
- ① 需要に応じた米生産の実施に向け、JAを通じて実需者との連携を密に図る。…………… **A**
- ② JAと共に畑地化促進事業・畑地化に取り組み、新市場開拓を進める。…………… **A**
- ③ JAや地域農業再生協議会と連携して生産者が国の政策支援を最大限に活用できるようにし、WCSや飼料用米の安定的な生産・供給体制を構築の上、子実用とうもろこし等の多様な飼料の受入体制を強化すると共に普及に努める。…………… **BD**
- ④ JAは栽培方法の蓄積や改善によって開発現場と連携し、更なる安定生産技術の普及推進を行う。…………… **C**
- ⑤ JAが窓口となり畜産農家とのマッチングを行うと共に、必要な要件を話し合う場を設け、効率的な生産拡大に努める。…………… **D**
- ⑥ 戦略作物導入や、転作及び畑地化の検討にあたっては地域の理解を得る必要があり、JAが農地の在り方について地域で語り合う場を作る。…………… **EG**
- ⑦ 地域全体での暗渠整備や転作推進に取り組むため、JAが窓口となり地域を取りまとめ、暗渠施工コストの軽減や転作作物の産地化を行う…………… **H**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 水田の維持と米の需給のバランスを保つために、常に主食用米と同等の収入が得られるよう水田活用の直接支払交付金の充実を要望する。…………… **A**
- ② 年間約10万トンに及ぶ主食用米の需要減少をふまえ、国民全体を巻き込みながら米の消費拡大運動を効果的かつ継続的に実施するよう要望する。…………… **A**
- ③ コメ新市場開拓等促進事業・畑地化促進事業等の新たな制度が対象者に対し不利益が起きないように丁寧な周知徹底を求める。…………… **A**
- ④ 土地の維持管理、防災等、多面的機能を持つ水田を維持するためにも、行政・JA・生産者が連携し、輸出入を促進するための体制整備を要望する。…………… **A**
- ⑤ 米の需給均衡に向けて、都道府県農業再生協議会を中心に生産者の理解促進に向けた丁寧な説明を行うことを要望する。…………… **AB**
- ⑥ 突発的な米の消費変動等に対し、米の安定供給のために次年度以降も引き続き米穀周年供給・需要拡大支援事業による支援を要望する。…………… **B**

- ⑦ 需給バランスに沿った着実な作付け転換を図るため、作付計画を立てる時期までに次年度の作付け面積等、具体的な需給見通しを出すことを要望する。.....B
- ⑧ 各地に導入された新品種をそれぞれの特徴を生かし、栽培から販売まで行政がJA・生産者と一体となって取り組むよう要望する。また、栽培技術・品種改良については更に研究するよう要望する。.....C
- ⑨ 飼料米専用品種の推進や子実用とうもろこしの生産等、国産飼料増産に向けた営農計画によっても持続可能な経営となるよう、十分な予算の確保を要望する。.....D
- ⑩ 水田活用の直接支払交付金において、戦略作物の各地における収量の格差により取り組み意欲が減退しないよう産地交付金の拡充を要望する。.....E
- ⑪ 農産物検査の見直しについては、新たな制度の周知を徹底すると共に、見直しにより農産物流通の現場が混乱しないよう要望する。.....F
- ⑫ 各都道府県における転作の進展のために、新たな直接支払交付金の品目メニューの増設を要望する。とりわけ生産が容易で粗放的管理のできる、そば、なたね等を戦略作物に加え取り組みやすい体制づくりを要望する。.....G
- ⑬ 転作や畑地化を行う上で重要な排水対策について、補助事業予算不足等で事業の採択待ちが生じ円滑に進んでいない。水田の汎用化に向けて迅速に推進するため、排水対策にかかる予算の拡充を要請する。.....H

▶ 相対取引価格と民間在庫量の推移



資料：令和5年4月 農水省「コメに関するマンスリーレポート資料編」

▶ 主食用米及び戦略作物等の作付状況(令和4年9月15日時点)

	主食用米	戦略作物等									備蓄米
		加工用米	新規需要米				麦	大豆	その他	戦略作物等 合計面積	
			飼料用米	WCS 稲発酵 粗飼料用米	米粉用米	新市場 開拓用米 (輸出用米等)					
H28年産	138.1	5.1	9.1	4.1	0.3	0.1	9.9	8.9	10.2	47.7	4.0
H29年産	137.0	5.2	9.2	4.3	0.5	0.1	9.8	9.0	10.2	48.3	3.5
H30年産	138.6	5.1	8.0	4.3	0.5	0.4	9.7	8.8	10.2	47.0	2.2
R元年産	137.9	4.7	7.3	4.2	0.5	0.4	9.7	8.6	10.2	45.6	3.3
R2年産	136.6	4.5	7.1	4.3	0.6	0.6	9.8	8.5	10.2	45.6	3.7
R3年産	130.3	4.8	11.6	4.4	0.8	0.7	10.2	8.5	10.2	51.2	3.6
R4年産	125.1	5.0	14.2	4.8	0.8	0.7	10.6	8.9	9.9	54.9	3.6

注1：加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS、新市場開拓用米）は取組計画の認定面積。
 注2：備蓄米は、地域農業再生協議会が把握した面積。
 注3：麦、大豆、その他（飼料作物、そば、なたね）は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

資料：令和5年3月 農水省「米をめぐる状況について」

▶ 水田活用の直接支払交付金

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a ^{※2}

産地交付金

国

↓ 資金枠を配分^{※3}

都道府県

資金枠の範囲内で
都道府県が
助成内容を設定

↓ 資金枠を配分

地域協議会

地域協議会ごとの
助成内容の設定も可能

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

資料：令和5年4月 農水省「コメに関するマンスリーレポート資料編」

2 青果

課題

ISSUES

〈露地野菜〉

A天候の影響を受け易いため価格の乱高下が激しく、営農計画や収支に大きく影響する。

〈施設園芸〉

Bビニル系産業廃棄物の処分費用が高騰している。また環境問題への観点から多用への懸念がある。

〈果樹〉

C収穫までの未収益期間が長く、新規就農時や、新植・改植を行う際の足枷となっている。

D苗木の品種間違いへの補償がない。また、産地と苗木業者の需給のアンマッチが顕在化している。

E機械化(スマート農業、IoT等を含む)が進まず、ほぼ手作業となる。また車両や機械を搬入すらできないような狭小な園地も多く、規模拡大が難しい。

F季節栽培のため、選果場の利用時期が集中する。

G中山間地における果樹園においては加速度的に高齢化等が要因で耕作放棄地が増大している。労働生産性、雇業者への支援等の観点からも担い手による規模拡大が進まず、産地維持が難しくなっている。

H加工用には、a. 加工用途として生産したものと、b. 生食用が規格外として加工用途になったものが混在する。生産者は計画的な生産が出来ず、実需者は仕入れが不安定となるため、棲み分けが求められる。

〈花卉〉

I許可なく圃場に入り、写真撮影をする観光客等が多く、ウイルスの媒介の原因となっている。

〈菌茸〉

Jきのこは一部を除き林野庁管轄であり、園芸作物で受けられる補助事業の対象外となっているものがある。

Kきのこ産地の間での情報交換ができない。

〈総合〉

L農業者が求める販売価格と消費者が納得する販売価格とのギャップがあり、農業経営に支障がでている。

Mせん孔細菌病や基腐病等、難防除病害、外来・在来雑草の発生が各地で多発している。

Nミツバチが減少し、受粉等に影響を与えている。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 気象予測等の情報を含めて計画的な作付けに努め、継続的な出荷体制の確立を図る。……………**A**
- ② 環境問題へ配慮し、生分解性マルチ等を積極的に活用する。……………**B**
- ③ 計画的な新・改植を行い、また多品目の導入に取り組む等、未収益期間のリスクヘッジを図る。……………**C**
- ④ 需給のアンマッチが生じないように、JAおよび苗木業者との綿密なコミュニケーションを図る。……………**D**
- ⑤ 機械の導入がし易い環境整備を行い、ドローン等の最新技術を活用すると共に、盟友同士での協力体制を構築し負担軽減に努める。……………**E**
- ⑥ 加工業務用や、目的や用途に合わせた栽培等の省人化栽培に取り組む。……………**E**
- ⑦ 他品種や、加工業務用品種の導入、また目的や用途に合わせた栽培に取り組み収穫期のスライド化を図る。……………**F**
- ⑧ 看板の製作、設置を行い、周知徹底と未然防止に努める。……………**I**
- ⑨ 農家と消費者を繋ぐ役割を青年組織が主体的に担い、消費者等が農業を知る場づくりと、農業体験や学習等を推進する。……………**L**
- ⑩ 土壌消毒や、ウイルスフリー苗の使用等、耕種的防除の徹底に努める。……………**M**
- ⑪ 養蜂エリアでの農薬散布時には十分注意する。またマルハナバチ等で代用する。……………**N**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 産地間ミーティングを行い、リレー出荷が円滑に進められるよう取り組む。……………**A**
- ② 共同回収・共同処理によりコストの削減を行う。……………**B**
- ③ 新規就農者の未収益期間においては、JAの施設等での雇用を積極的に行う等、サポート体制の充実化を図る。……………**C**
- ④ 苗木の品種管理を徹底する。……………**D**
- ⑤ 各部会で中長期的な品種・作付け計画を検討し、苗木業者との共有を図る。また、種子や苗木の生産農家を守る仕組みについて議論を重ねていく。……………**D**
- ⑥ 加工業務用や、目的や用途に合わせた栽培に取り組む生産者への営農指導、資材供給やサポート体制の構築を図る。……………**E**
- ⑦ 先進機械を導入し選果の効率化を図る。また等級制度の簡略化に向けての取り組みを行う。……………**F**
- ⑧ 加工用果実の安定供給には、計画的、安定的に受け入れることができるJAグループの加工用施設と効率的な運営を求める。……………**H**
- ⑨ 規格外品として市場に出荷出来ない青果用について、いわゆる「市場外流通」の仕組みをJA全農とJAとで確立させる。……………**H**
- ⑩ 広報誌等を通じ啓発活動を行うと共に、生産者、JA、地域が一体となって、パトロール活動を行う。……………**I**
- ⑪ JAや全農と協力し、きのこ産地間での情報共有を行う。……………**JK**
- ⑫ 農業体験や学習等を行うための場づくりの支援を求める。……………**L**
- ⑬ 情報の共有を行い、生産者への営農指導に努める。……………**M**
- ⑭ 病害虫対策の根本的な解決に向け、都道府県機関や普及センター等と情報共有や、学習会等を実施する。……………**M**

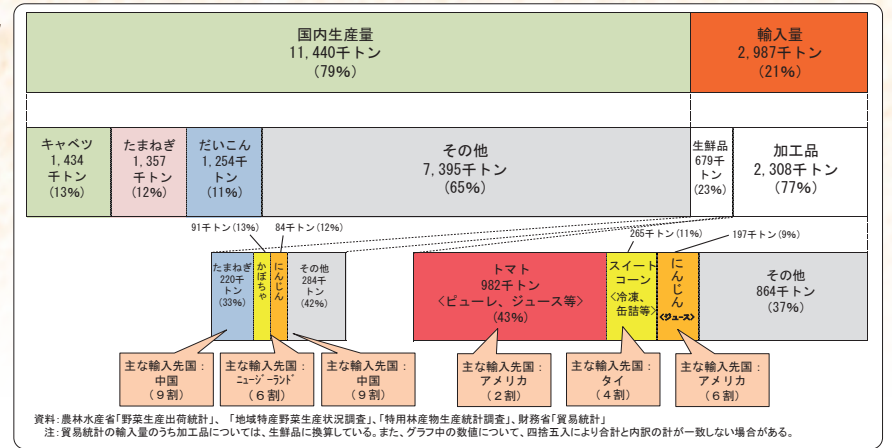
- ⑮ 広報誌等を通じ、農薬の散布スケジュール等を養蜂家と共有する。.....N
- ### Ⅲ. 行政に提案・要望すること
- ① 収入保険と野菜価格安定制度との同時加入の恒久化、ならびに近年のコスト上昇をふまえた野菜価格安定制度の運用を求める。.....A
- ② 生分解性マルチ、防草シート等環境に配慮した資材の導入に取り組む生産者への支援(コスト高騰対策等)を要望する。.....B
- ③ ハウス天井等のビニル代替物の研究開発を加速させる。.....B
- ④ 未収益期間の収入確保対策を含めた十分な支援の恒久化と予算確保を求める。また果樹における新規就農者には未収益期間を考慮し新規就農支援事業における支援期間の拡大を求める。.....C
- ⑤ 目的や用途に合わせた栽培に取り組む生産者を「モデル園地」に指定し、栽培体型の確立化へ向けた支援を要望する。.....E
- ⑥ 選果場の充実化に向けた支援の拡充を要望する。.....F
- ⑦ 各地で行われている省力化に向けた研究開発等を支援すると共に、土地情報、畑地化支援等も含め地域間、産地間の情報共有を図ることによる取り組みの拡大・推進を要望する。.....G
- ⑧ 中山間地における農地維持のため、農地の在り方や「目的や用途に合わせた栽培」を周知し、実際に取り組む生産者に「モデル園地」としての農場整備や栽培体型の確立に向けての支援を要望する。.....G
- ⑨ 加工用果実の安定供給に向け、計画的、安定的に受け入れることができる加工用施設の設置には十分な補助を求める。.....H
- ⑩ 施設園芸セーフティネット構築事業の支援対象にきのこの追加を求める。また、国としての培地支援や、膨大な電力光熱費の支援等、品目特性を考慮した支援措置を要望する。.....JK
- ⑪ 農業者が求める販売価格を消費者に理解してもらえるよう周知・広報を要望する。.....L
- ⑫ 各地の難防除病害、耕作放棄地等から発生する病害虫について、被害農家に対する迅速かつ柔軟な支援、および徹底した原因究明と防止対策を早急に図ることを要望する。.....M
- ⑬ ミツバチに対するダニ剤の開発と防疫技術の研究開発を要望する。.....N

▶ 野菜価格安定制度と収入保険制度の比較

資料：全中作成

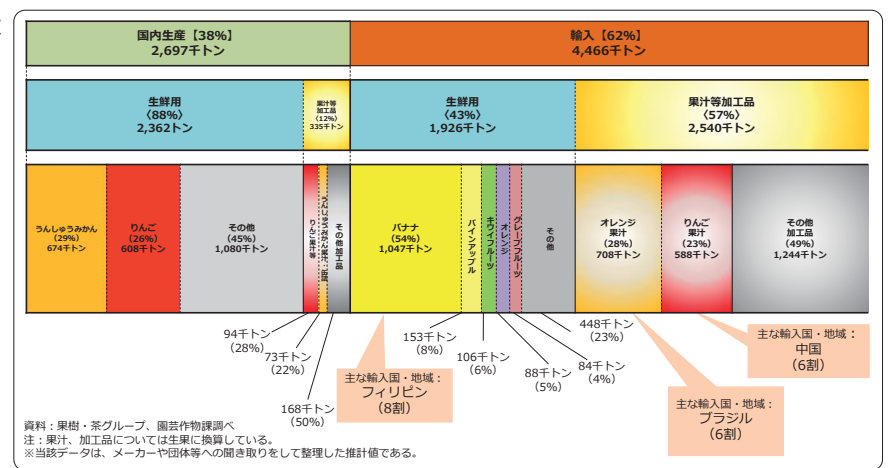
	野菜価格安定制度	収入保険制度
目的	需給安定(計画生産・安定供給)および経営安定 ● 消費地への安定供給 ● 価格下落時の農家経営への影響軽減	経営安定 ● 品目の枠に囚われない、あらゆる減収リスクへの対応(⇔「計画生産・安定供給」という目的・機能なし)
対象品目	野菜 (指定野菜14品目、特定野菜35品目)	全品目 (玄米・精米、野菜、果樹、花き等、所得税法上の農業所得対象品目)
申告	申告に関する要件はなし	青色申告者のみ加入可能
加入	野菜価格安定制度を利用し、収入保険に初めて加入する場合は令和3年1月から当面の間、同時加入が可能。	

▶ 野菜の供給状況(令和2年)



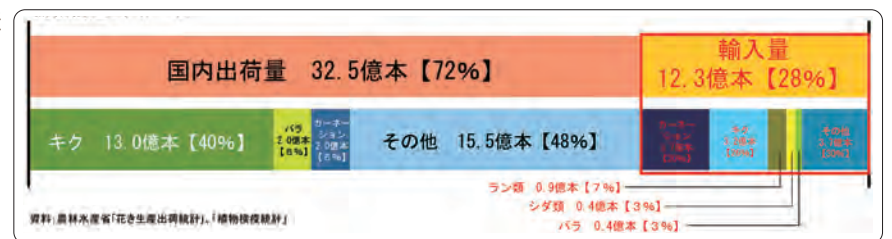
資料：令和4年10月 農水省「野菜をめぐる情勢」

▶ 果実の需給構造(令和元年(推計))



資料：令和5年3月 農水省「果樹をめぐる情勢」

▶ 切り花の需給構造(令和3年)



資料：令和5年4月 農水省「花きの現状について」

▶ 球根の需給構造(令和3年)



資料：令和5年4月 農水省「花きの現状について」

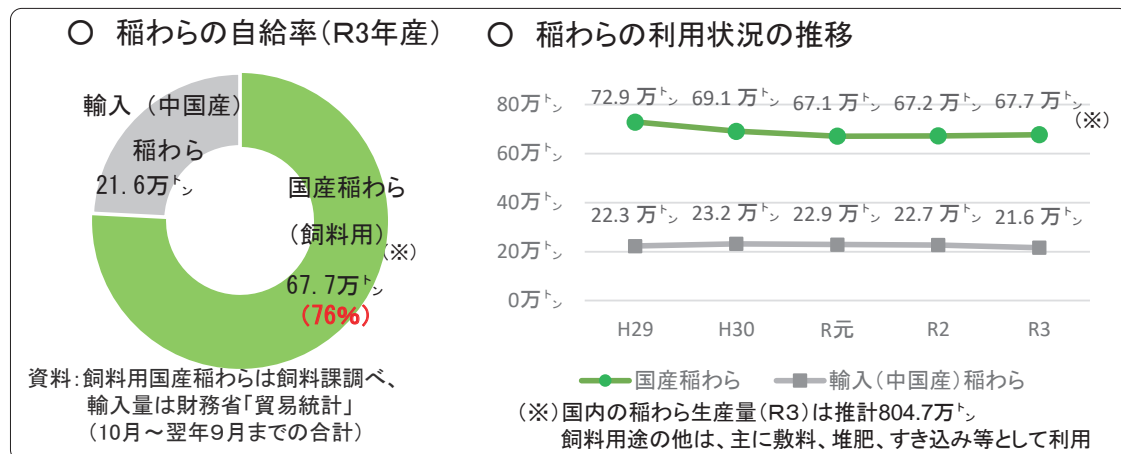
3 畜産・酪農

課題

ISSUES

- A** 家畜伝染病による深刻な影響が畜産農家全体に生じている。我が国ではCSF(豚熱)や鳥インフルエンザ、更に近隣諸国でASF(アフリカ豚熱)が発生し侵入リスクが高くなっている。
- B** 乳価の低迷、集乳運賃の上昇、酪農ヘルパー等の労働力不足、下水道の未整備や乳牛の糞尿処理対策が、規模拡大・事業継続の支障となっている。
- C** 畜産物の輸出入において、安価な畜産物の輸入量増加により、畜産農家全体の収入減少と、関税削減等による経営安定対策の財源不足が懸念される。また、輸出認定された食肉加工施設・と畜施設が依然として少ない。
- D** 耕畜連携による地域の循環型農業が期待されているが、①畜産・酪農地帯の近くに耕種農家が少なく堆肥の需給にミスマッチが生じている、②耕種農家が生産する自給飼料(WCS・飼料用米等)の収量と品質にバラつきがある、③国産稲わらの流通経路、政策が確立していないことから、十分に機能していない。
- E** 糞尿処理に課題があるため、増頭増産がしにくい。
- F** 臭気問題が畜産・酪農の悪いイメージとなり、臭いの苦情件数が多い現状により営農の継続はもとより、規模拡大や畜舎の増築等への障害となっている。
- G** 畜産農家戸数の減少や子牛価格の乱高下、今後の畜産情勢の不透明さといった問題等が、生産基盤の弱体化に繋がっている。
- H** 和牛の主産地では、独自改良により固有財産になっている。産地を守る観点から、和牛精液等(受精卵も含む)の産地外への流出が危惧されている。
- I** 牛マルキンにおける各県の生産者積立金の枯渇は回避しつつあるが、現状維持の状態である。また、新たに配合飼料価格安定制度の補填が発動することで生産者の積立金が増加することが見込まれ、畜産農家の経営が一層厳しくなっている。

▶ 国産稲わらをめぐる状況



資料: 令和5年4月 農水省「飼料をめぐる情勢」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 病虫害駆除や家畜疾病対策の情報収集・交換をし、畜舎の飼養衛生管理の徹底に努める。…**A**
- ② 酪農ヘルパー等の受け入れについて、酪農家それぞれの業務をマニュアル化することに取り組む。…**B**
- ③ 水田農業者との耕畜連携による自給飼料の増産と未利用資源の活用に一層努める。…**D**
- ④ 畜舎の5S(※1)活動を徹底し、近隣住民と交流を図り理解を得るよう努める。…**F**
- ⑤ 収益向上のため、畜産クラスター事業等を有効に活用し、地域と連携して、農家個人では困難な規模拡大に取り組む。…**G**
- ⑥ 繁殖牛・素牛確保のため、各種施策についての情報を収集し、利用を拡大する。…**G**
- ⑦ 法令を遵守し、和牛精液等(受精卵も含む)の県外への流出を防ぐ。…**H**

II. JAと一体となった取り組み

- ① 飼養衛生管理基準の徹底等、家畜伝染病の予防対策やチラシの作成等広く情報発信に取り組む。…**A**
- ② 乳販連をはじめとした各種団体と、乳価・集乳運賃ならびに飼料代等の意見交換を行う。…**B**
- ③ 輸出事業に対して、JAが仲介し、バイヤーと生産者との情報共有の場を設ける。…**C**
- ④ JAと行政等が連携し堆肥センター等を運営および遊休施設を一時的に有効活用することにより、耕種農家への堆肥の安定供給や、良質な自給飼料の生産、十分な国産稲わらの確保、畜産農家への安定供給に努め、耕畜連携のサイクルを促進する。…**D**
- ⑤ 産地の子牛の増産に対して、JA自ら繁殖センター等の拡充に取り組む。…**G**
- ⑥ 空き畜舎マッチング等の第三者承継を促す取り組みをJAと連携して進める。…**G**
- ⑦ JA・TMRセンター(※2)等がコントラクター組織(※3)と連携し、国策である子実用とうもろこし等の国産飼料の生産・確保を図ると共に、地域の耕畜連携に取り組む。…**G**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 産業動物臨床獣医師を育成・拡充すると共に、法定伝染病に対して十分な獣医師数の確保を要望する。…**A**
- ② 動植物検疫探知犬の増頭のほか、更なる全国の空港、港湾等における検疫官の監視強化を要望する。…**A**
- ③ 飼養衛生管理の強化に必要な費用への助成を要望する。…**A**
- ④ CSF(豚熱)や鳥インフルエンザ等のワクチンの効果的な接種方法や予防策を検討し実施すると共に、消費者への安全性の周知を行うよう要望する。…**A**
- ⑤ 産業動物臨床獣医師の認知度が低く、認知度向上に向けた取り組みを行うことを要望する。…**A**
- ⑥ 需給バランスに応じた牛乳・乳製品の安定供給を図るため、乳価の価格安定化に対する支援対策の拡充を要望する。…**B**
- ⑦ 生産基盤の維持確保のために、第三者承継に対しての支援の拡充を求めるほか、畜産クラスター事業の迅速な事業採択および糞尿処理対策について、生産者ニーズにあった抜本的な見直しを求める。…**BE**
- ⑧ 輸出認定された食肉加工施設・と畜施設の拡充を継続し、また、対外的な国産ブランドの価値向上対策を講じるよう要望する。…**C**
- ⑨ 耕畜連携への継続的支援と助成の拡充、飼料自給率の向上に向けた制度の拡充を要望する。…**D**

- ⑩ 稲わらの収集・梱包コントラクターの設置・強化、県域を越えた流通にかかるコスト負担への支援を要望する。 [D]
- ⑪ 堆肥問題の解決に向けた取り組みとして、耕種農家による堆肥舎の建設等、地域内流通に向けた取り組み、ならびにペレット化等広域流通の推進に向けた取り組みを要望する。 [DE]
- ⑫ 臭気問題の技術開発は、いまだ抜本的な解決に至っておらず、より一層の技術開発を要望する。 [F]
- ⑬ 繁殖素牛、搾乳素牛確保のために性判別精液・受精卵の利用促進への更なる支援や、増頭奨励金の継続と予算の確保を要望する。 [G]
- ⑭ 肉牛出荷の際に講じられている肥育牛経営等緊急支援特別対策事業の継続と恒久化を要望する。 [G]
- ⑮ 牛マルキン制度の抜本的な見直しにより、補填発動期間が長期におよぶ場合は国による特例補填の制度を創設するよう要望する。 [I]
- ⑯ 配合飼料価格安定制度について、基金積立金の生産者負担が増えるため、発動条件の見直し、または算定方法の早急な改善を要望する。 [I]

※1 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰) 製造業・サービス業等の職場環境の維持改善で用いられるスローガンである。各職場において徹底されるべき事項を5つにまとめたもの。

※2 TMRセンター 混合・完全飼料を生産する施設

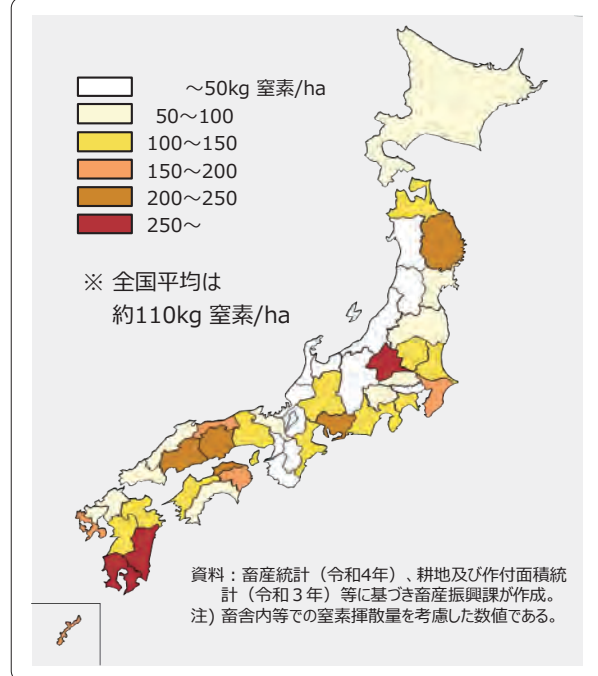
※3 コントラクター 飼料作物の播種や収穫・調製作業、堆肥の調製・運搬・散布作業等を請け負う組織

畜種別の家畜排せつ物発生量(令和4年)

畜種	発生量(万トン)
乳用牛	2,230
肉用牛	2,415
豚	2,059
採卵鶏	774
ブロイラー	580
合計	8,057

出典：農林水産省「畜産統計」等から推計

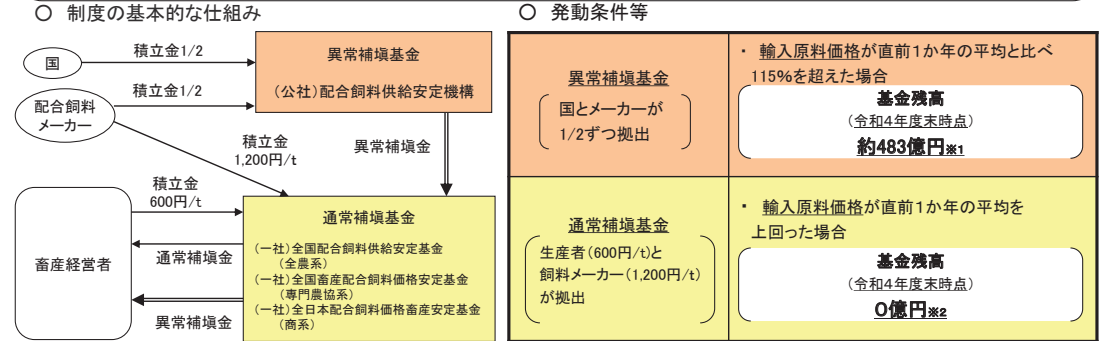
耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量(窒素ベース)



資料：令和5年4月 農水省「畜産環境をめぐる情勢」

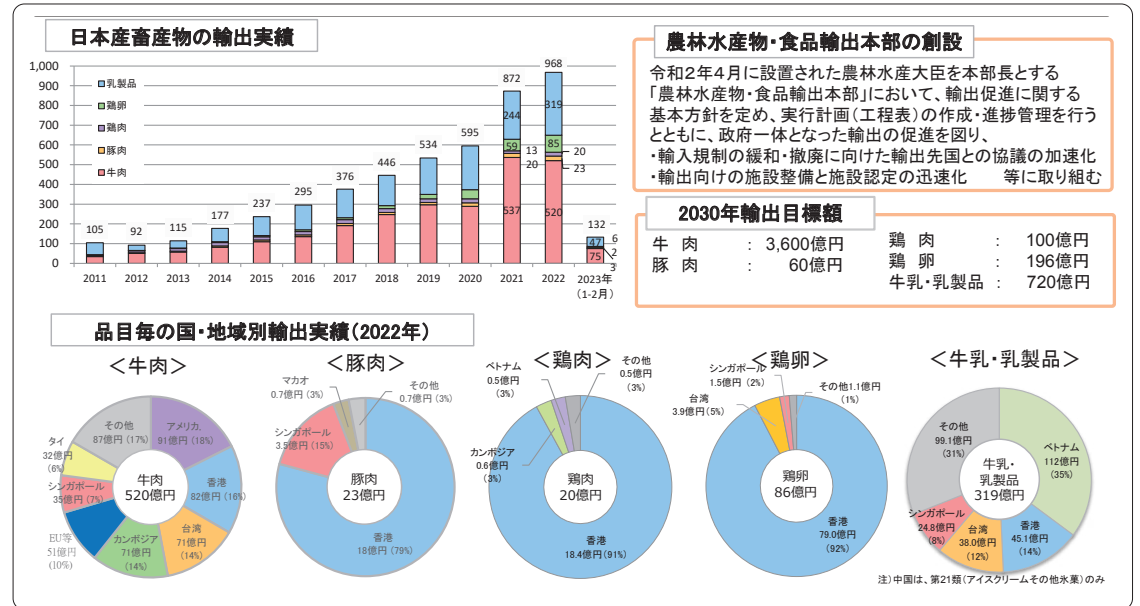
配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に2年ぶりに通常補填が発動。令和3年度第1四半期(4~6月)においても通常補填が発動するとともに、8年ぶりに異常補填が発動。続く第2四半期(7~9月)から令和4年度第3四半期(10~12月)まで通常補填、異常補填ともに発動。
- 令和3年度補正予算において異常補填基金への230億円の積増しを措置するとともに、令和4年度4月の予備費において435億円、令和4年度第2次補正予算で103億円の積増しを措置。
- 令和5年度第1四半期以降の対策として、飼料コストの急増を段階的に抑制する「新たな特例」を制度内に設けるとともに、令和4年度3月の予備費において積増しを措置。



資料：令和5年4月 農水省「飼料をめぐる情勢」

畜産物の輸出について



資料：令和5年2月 農水省「畜産物の輸出について」

05 農業経営

重点実施事項

1 担い手(新規参入者・親元就農者・第三者承継者)対策

基本的な考え方

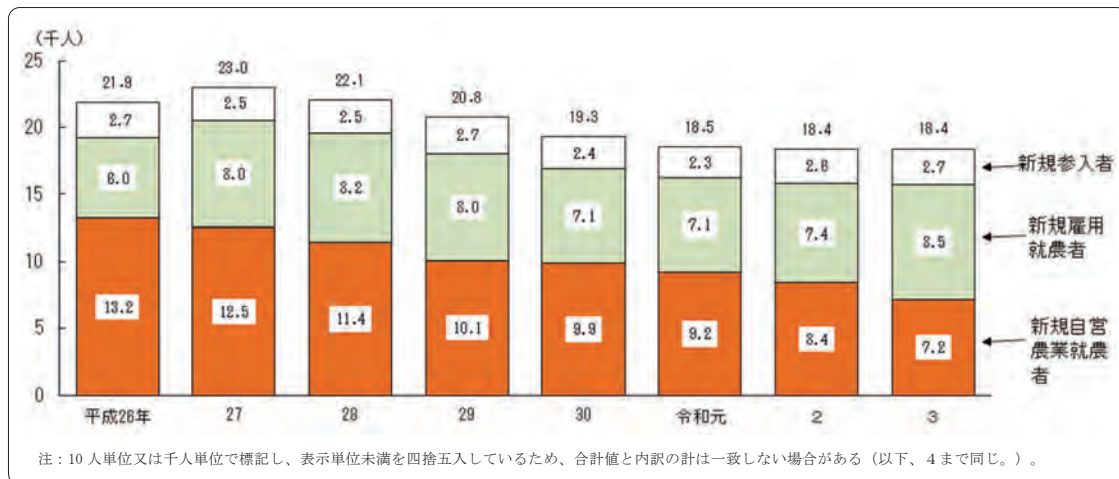
▶「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を図るために、多様な経営体の発展に向けて経営基盤強化が必要である。

課題

ISSUES

- A** 技術的・経済的な不安から、農業が安定した産業として見られておらず、新規就農者数が減少している。
- B** 新規就農者に対する入口の支援はあるが、新規就農後の経営指導や経営基盤強化についての学習機会が少なく、対応が十分ではない。
- C** 親元就農において事業承継がスムーズに行われず、農業経営に本格的に参画できていない場合がある。
- D** 新規就農時には、初期設備投資や既存の農業施設等を利用する場合の修繕に対する助成が十分でなく、条件等による制度規制が多いため、離農してしまう担い手も少なくない。
- E** 新規参入や第三者承継の場合、農地の取得・拡大が困難であることや、技術習得に時間がかかる。
- F** 第三者承継の場合、マッチングが難しい。また新規就農支援対策が使いづらい。

▶ 49歳以下の新規就農者数の推移(就農形態別)



資料：令和4年9月 農水省「農林水産統計 令和3年新規就農者調査結果」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 農業者自らが安定的な経営を実践し農業の魅力を発信し職業の1つとして選ばれるよう努力する。…………… **A**
- ② 学習資料の作成・提供するにあたり、農業者間で支援し、SNS、ホームページ、YouTube動画等を積極的に活用する。それと共に、農業の魅力の発信を行う。…………… **AB**
- ③ 経営管理や税務・融資等、農業経営能力の向上に直結するような研修会や先進的な取り組みについて、他団体との連携を通じ情報収集を行う。…………… **AD**
- ④ 家族経営協定を作成し、世代交代に意識的に備える。また「事業承継ブック」(※)等を活用する。…………… **C**
- ⑤ 承継者は、事業承継をスムーズに行うため5年後、10年後の経営を見据えたビジョンを明確にし、就労者としてだけでなく経営意識を持って営農に取り組む。…………… **C**
- ⑥ JAと共に新規就農者に対し技術指導や地域生活の手助けを行い、新規就農者が定着できるよう支援する。…………… **D**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAは農業に関心のある学生や希望者に対し、農業体験やアルバイトが可能な事業をより積極的に展開することにより、農業ファンや新規就農を希望する者に寄り添う取り組みを行う。…………… **AB**
- ② TAC等出向く体制を強化し、後継者育成・支援の観点から新規就農や事業承継に向けた実践研修として、融資や補助金、税制、法人化等の支援制度に関する学習会を開催し、経営支援体制を構築する。…………… **ACD**
- ③ JAが就農トレーニングセンター(新規就農研修施設)等を運営し、産地の担い手育成に取り組む。…………… **ACD**
- ④ JAはICT技術の導入を行い、技術の高い生産者の営農技術をデータにすることにより、優れた生産技術を営農指導員に伝承し、産地の底上げにつなげていく。…………… **ACD**
- ⑤ 承継者の就農支援や世代交代の促進にかかるJAの取り組みの充実を図るため、青年組織盟友の正組合員加入促進運動を進める。…………… **C**
- ⑥ 計画的な承継を推進するために、「次世代総点検運動」とその結果の積極的な活用を求める。…………… **C**
- ⑦ 第三者承継のマッチング支援に取り組むことを要望する。…………… **F**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 各地の受け入れ農家や農業大学校等の研修機関をネットワーク化し、就農定着に資する新規就農後の経営指導や経営基盤強化等の総合的なカリキュラムの作成を要望する。…………… **AB**
- ② 新規就農者の拡大と定着を目指すにあたり、農業次世代人材投資事業といった必要な制度の拡充を引き続き求めていく。…………… **BD**
- ③ 新規就農者が地域に定着できるようJA、普及員、農業委員等で作るサポートチームの編成を要望する。…………… **BD**
- ④ 新規就農者へ農地中間管理機構や農業委員会が農地取得を斡旋する制度の拡充を要望する。…………… **BD**
- ⑤ 地域計画の策定において、数年先の承継の見通しを把握すると共に、課題に合わせた的確なサポートの実施を要望する。…………… **C**

- ⑥ 県外からの移住者の家賃等の支援制度として、農業次世代人材投資資金等を活用し、空家を積極的に利用してもらい就農につなげる。……………D
- ⑦ 営農施設の改修等、就農後に対応する補助制度の整備・拡充を要望する。……………DE
- ⑧ 第三者承継のマッチングへの支援を要望する。……………F

※ 事業承継ブック……JA全農が作成した親子等の事業承継の手引き書である。

▶ 新規就農者育成総合対策

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2 (就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円 (2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 県1/4, 本人1/4)



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4 (就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

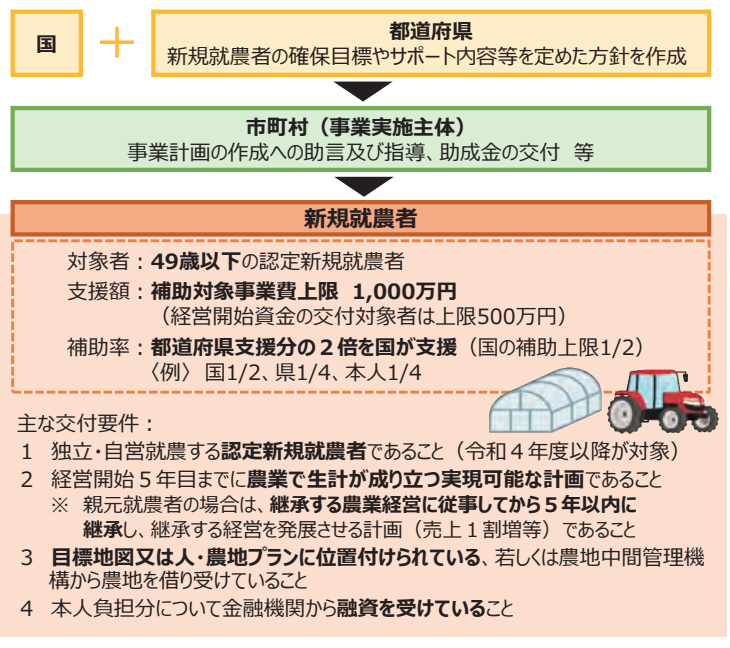
※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

資料：農水省HP 令和5年度農林水産予算概算決定の概要 新規就農者育成総合対策

▶ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業

資料：農水省HP 令和5年度農林水産予算概算決定の概要 新規就農者育成総合対策



▶ 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金

就農準備資金

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付

交付対象者：就農予定時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月 (150万円/年) 注1 を最長2年間

交付主体：市町村

- ・都道府県域の研修機関 (農大等) の場合は都道府県等
- ・全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構

<主な交付要件>

1 独立・自営就農※1、雇用就農又は親元就農※2を目指すこと

※1 就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になること

※2 就農後5年以内に経営を継承すること (法人の場合は共同経営者になること)

ただし、5年以内に経営継承等ができない場合は、独立・自営就農すること

2 都道府県等が認めた研修機関等注2で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

3 常勤の雇用契約を締結していないこと

4 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

5 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

① 適切な研修を行っていない場合等は、交付停止となります。

② 以下の場合は返還となります。

・研修終了後1年以内に49歳以下で就農しなかった場合

・就農後、交付期間の1.5倍 (最低2年間) の期間、農業を継続しない場合 等

経営開始資金

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付

交付対象者：独立・自営就農時に49歳以下の者

交付額：12.5万円/月 (150万円/年) 注1 を最長3年間

交付主体：市町村

※市町村は、サポート体制を整備し、サポート計画を策定

<主な交付要件>

1 独立・自営就農する認定新規就農者であること

2 経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること

3 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスク (新規作目の導入など) を負っていると市町村長に認められること

4 目標地図又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること

5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

① 以下の場合は、交付停止となります。

・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合

・適切な経営を行っていない場合 等

② 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合等は、返還となります。

注1：支払方法(月毎、半年等)は交付主体による選択制

注2：就農に関するポータルサイト (農業をはじめ.jp) に研修計画等を登録していること

資料：農水省HP 令和5年度農林水産予算概算決定の概要 新規就農者育成総合対策

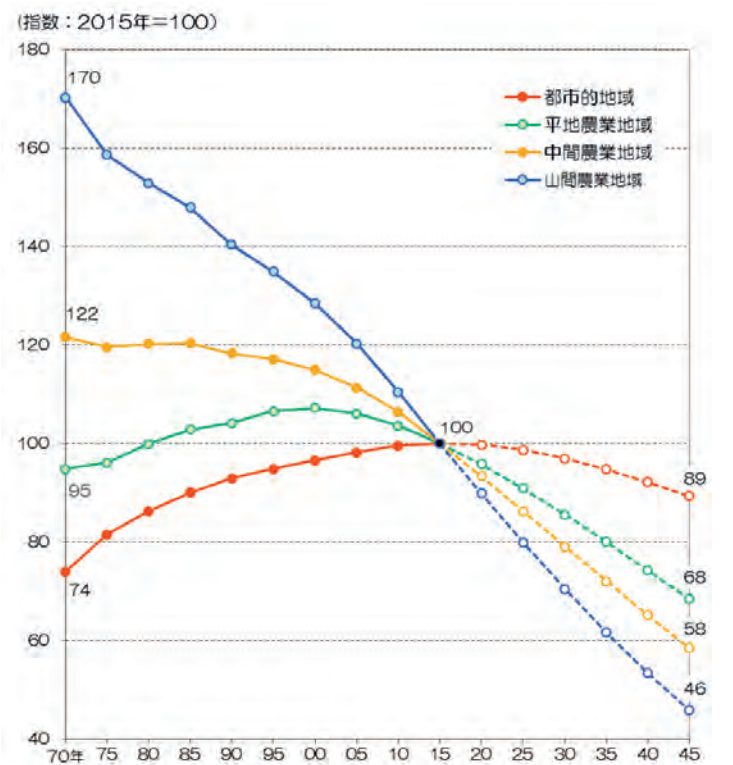
2 労働力対策

課題

ISSUES

- A** 雇用人材の技量向上までの育成期間での経済的負担が雇用拡大の妨げとなっている。
- B** 地域の農業経営体の減少により、農地集約が進む一方、労働力の確保が難しく、規模の拡大ができない。少ない担い手に過度に集積されるケースもある。
- C** 労働力不足の解決策となりうるスマート農業について、現場でまだ普及が進んでおらず、農業者の求めるスマート農業(機械・装置・システム)と開発側に相違がある場面がみられる。
- D** 労働者から農業が就職先としてより選ばれ、定着するために、時代に即した労働環境の整備が必要である。
- E** 農福連携の取組みによって障がい者等を労働力として確保したい農家は多いが、就農者への技術支援や労働環境整備、取組みまでのハードルが高い。また、相談窓口やマッチング組織等の情報や農福連携導入事例が農業者に周知されていない。
- F** 宿泊施設、交通手段等の環境整備に非常に大きな費用を要するため、雇用拡大の妨げとなっている。

▶ 農山漁村における人口減少



出典：農林水産省「農業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」
基幹的農業従事者：販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に
自営農業に従事している者。

注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)は
コーホート分析による推計値である。
注2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月
改定のコードを用いて集計した。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 盟友間・組織間の農閑期のずれを利用し、労働力を融通しあう仕組みを構築する。… **ABD**
- ② 労働力不足解消のため自らが意識改革を行い、時代に即した労働環境のもと、未来の農業者の輩出に取り組む。… **ABD**
- ③ 労務管理等の学習会やGAP手法等への取り組みにより雇用環境の改善を図り、多様な人材の採用に取り組む。… **ABDE**
- ④ SNSやアプリ等、労働力の多様な確保策を進める。… **B**
- ⑤ 一時雇用から周年雇用に向けて、自らの営農体系を見直す。… **BD**
- ⑥ スマート農業普及推進に向けて青年組織盟友で品目別リストをメーカー側に提出し、研究開発に対して圃場提供を行えるようにする。… **C**

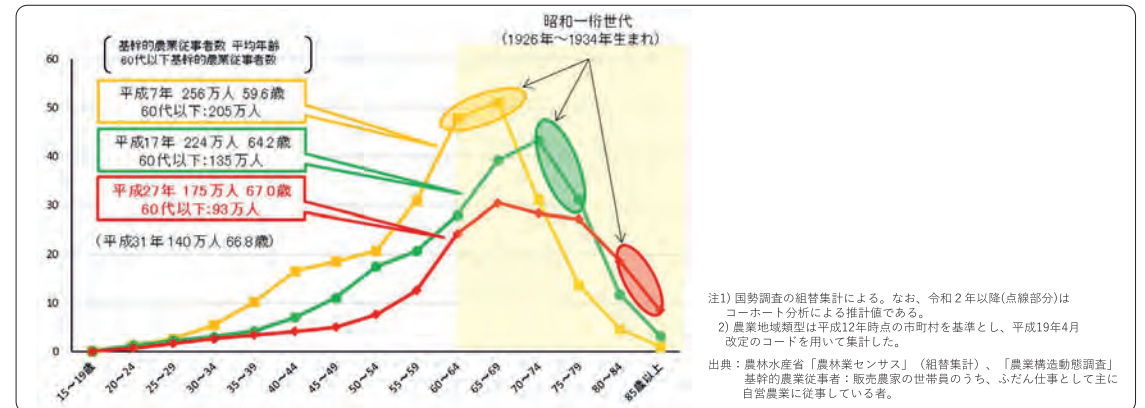
II. JAと一体となった取り組み

- ① JAが無料職業紹介事業許可を取得し、品目横断的に地域内の労働力を循環させる。… **ABD**
- ② JAにおいて外国人労働者受け入れに向けた環境整備を検討する。… **ABD**
- ③ メディア等(広告媒体等)の農作業風景に青年部盟友を採用し、多くの方に職業としての農業をアピールする。… **ABD**
- ④ 特定技能外国人材を全国規模で地域間連携できるシステムを作る。… **AD**
- ⑤ 農業者へGAP手法等の取り組みを推進し、働き方改革を意識した労働環境の整備を進めるよう取り組む。… **ADE**
- ⑥ スマート農業の導入に向けて、JAがメーカーに働きかけ、青年部員がモニターになる等、開発と実需ニーズが合致される方法で素早く製品化を目指す。… **C**
- ⑦ JAグループが農福ポートのような農家と福祉事業者を仲介するマッチング機能を発揮できるよう要望する。… **E**
- ⑧ 雇用拡大の際に、宿泊施設や交通手段の確保に対する支援等を要望する。… **F**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 行政やJAが一体となり、地域や全国規模で繁忙期の異なる生産者間・他業種間での人材のシェアリング機関の創設を要望する。… **ABD**
- ② 雇用経営体、雇用農業者、育成に対する支援を要望する。… **ABD**
- ③ 労働力不足の解消と地域雇用の創出に向け、「農の雇用事業」だけでなく、農業分野における労働力確保や人材育成、雇用助成等の支援拡充に資する新たな対策を要望する。… **ABDEF**
- ④ スマート農業普及推進に向けて農業者・メーカー相互の情報を共有できる仕組みの構築を要望する。… **C**

▶ 担い手の高齢化と担い手不足



注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)は
コーホート分析による推計値である。
注2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月
改定のコードを用いて集計した。

出典：農林水産省「農業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」
基幹的農業従事者：販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に
自営農業に従事している者。

3 販売力強化

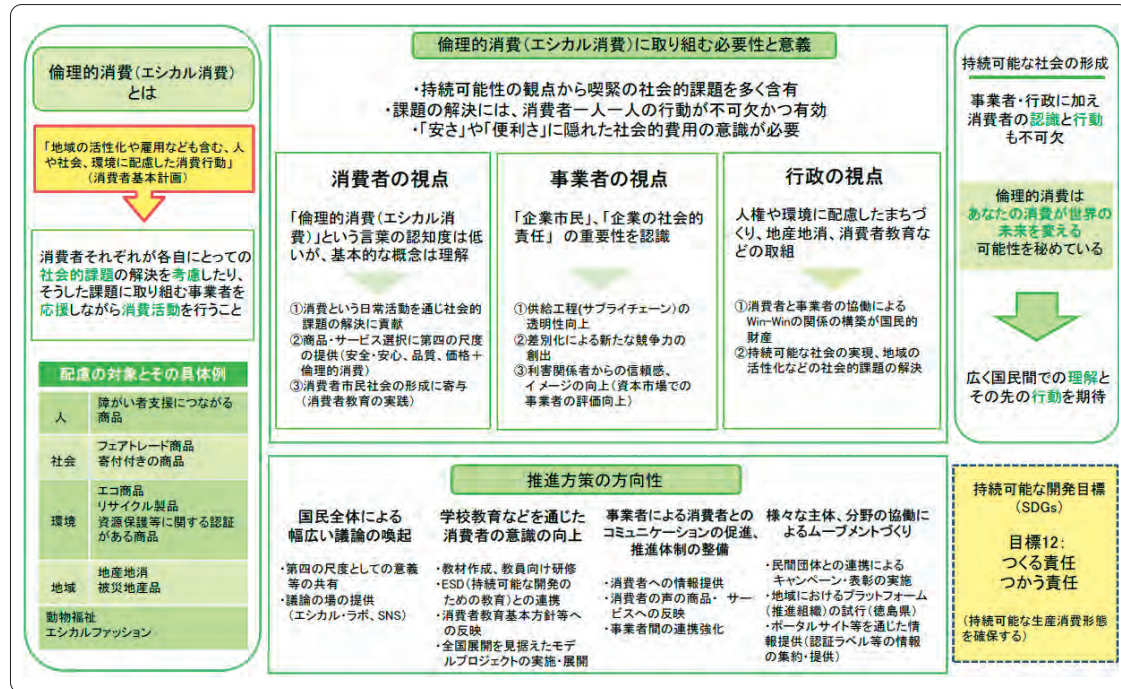
課題

ISSUES

- A**生産資材価格の高騰や人件費・増税といった生産コストが増加する中、販売価格に転嫁することが十分にできていない。
- B**現状のJAを通しての市場出荷だけでは、個人の生産努力が十分に反映されない場合がある。
- C**農畜産物のブランド化を図っているが、消費者に対して十分に伝えきれていない。
- D**農畜産物の輸出については成長戦略として位置づけられているが、流通・検疫・品質保持・GAP等のコストが高くなる場合が多く、所得向上に反映されにくい。
- E**6次産業化に興味を持つ者は多いが、初期投資や新たな技術・資格が必要なため、取り組みに躊躇する者が多い。

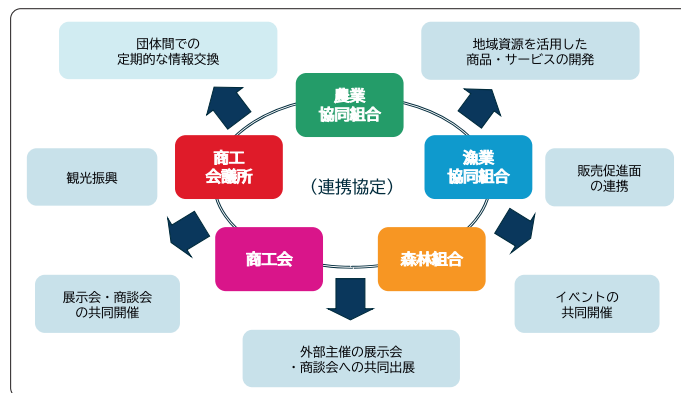
エシカル消費とは

資料：令和4年4月 消費者庁HP



団体間連携による農工商連携等の展開イメージ

資料：令和3年3月 農水省「事例で学ぶ農工商連携」



解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①生産技術の向上と共に販売チャネルの拡大や実需者ニーズの変化に沿った農畜産物の有利販売に取り組む。……………**AB**
- ②積極的にJAに出荷し、産地化やブランド化を図ることでJAの販売力を強化する。……………**ABC**
- ③地域の青年組織等の他団体と交流し、農・商・工が連携した取り組みの可能性を模索する。……………**CE**
- ④消費者に求められる農畜産物・商品を生産するため、相互の技術交換や合同研修の開催、6次産業に関わる制度や資格等の情報共有や勉強会等により、知識と意識、生産技術の一層の向上に努める。……………**E**

II. JAと一体となった取り組み

- ①国産農畜産物への価格転嫁の消費者理解を得るため、対外に広くアピールを行う。……………**A**
- ②近隣のJA間での集出荷施設の共同利用によるコスト削減や全国各地の産地間リレー等のJA間連携の強化により、農畜産物の安定出荷および価格の安定化を目指す。……………**AB**
- ③マーケットインに基づき卸売市場・仲卸業者・小売業者の各担当者との意見交換の場を設け、新規作物の導入や必要とされる品種、規格等ニーズの変化を的確に捉え、新たな販売先の開拓、販売体制確立を図る。……………**ABC**
- ④JA域を越えた共同配送等の物流合理化策等の充実を求める。……………**ABD**
- ⑤加工や販売の知識を持つ職員を育成することにより、より多角的な販売を図る。……………**ABE**
- ⑥「国消国産」を合言葉に、JAは行政や地元商工業者との連携し、アンテナショップ、ホームページ、SNS等で国産農畜産物の販売強化を図る。……………**C**
- ⑦農畜産物の輸出拡大に向け、行政等とも連携しながら、相手国のニーズ調査や流通コストの削減、鮮度保持、検疫対策等に取り組む。……………**CD**
- ⑧JAは農畜産物のブランド化や経営の多角化・複合化を目指す農業者の支援強化策として、加工販売や加工施設の設置をし、6次産業化に積極的に取り組む。……………**CE**

III. 行政に提案・要望すること

- ①生産資材価格の高騰等、生産コストの増加分を価格転嫁できるような態勢の構築を要望する。……………**A**
- ②ブランド化や産地の確立に向け、JAや普及センター等との連携による産地独自の新品種開発に更に努めるよう要望する。……………**BE**
- ③輸出拡大に向け、流通・検疫・品質保持・GAP等のコストを低減し、所得増大に資する態勢の構築を要望する。……………**D**
- ④6次産業化にかかる支援内容等の説明会を定期的を開催し、6次産業化に関する情報提供の充実を要望する。……………**E**

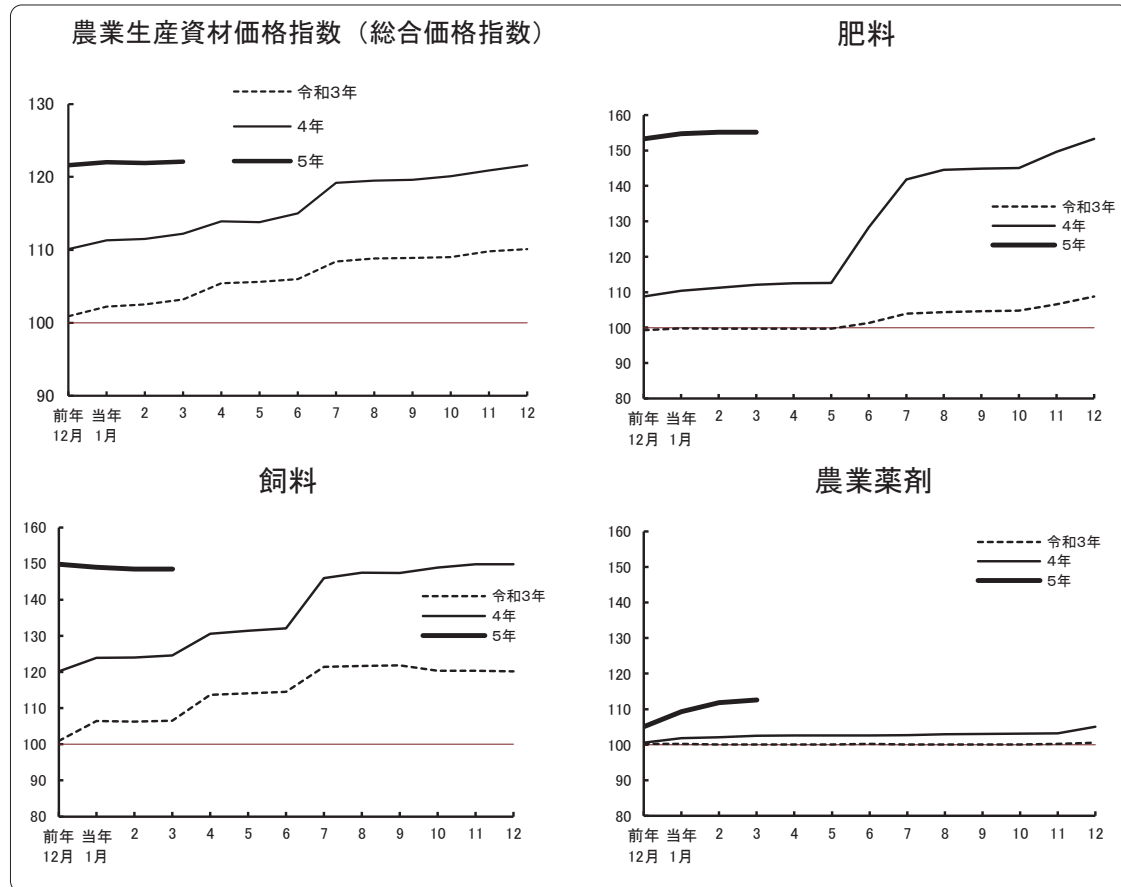
4 生産資材の価格低減と安定供給

課題

ISSUES

- A** 生産資材費の高騰と農畜産物の市場価格の下落、気候変動、不安定な国際情勢の影響により、経営が不安定になりやすい。
- B** 農業施設等の建設において、材料費、工事費とも価格が上昇している。また新技術を採用した資材については高価な場合が多く、導入がしづらい。
- C** JAの資材共同購入において、JA合併によるスケールメリットの効果が十分に出ていない。
- D** 免税軽油制度および農業用A重油の免税措置が廃止されると、農業経営に与える影響は大きい。
- E** 自然災害被害の復旧にかかるハウス資材や施工業者の不足により、営農再開の足かせになる事態が起きている。
- F** 輸送トラック確保や輸送費の高騰が問題となっている。

▶ 主な農業生産資材の類別・月別価格指数の推移(直近3年間)(令和2年=100)



資料：令和5年3月 農水省「農林水産統計 農作物価指数—令和2年基準—」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 肥料・農薬に関する知識を高め、土壌診断を活用して過剰施肥を防ぎ、農薬の適期散布を行うことで、コスト低減に取り組む。…………… **AC**
- ② 農畜産物の流通・価格形成等の販売にかかる仕組みを積極的に学ぶ機会を作る。…………… **AF**
- ③ ハウス施設等施工研修会を開催し、技術面・安全面の学習を行うと共に、災害に強いハウス整備に取り組む。…………… **BE**

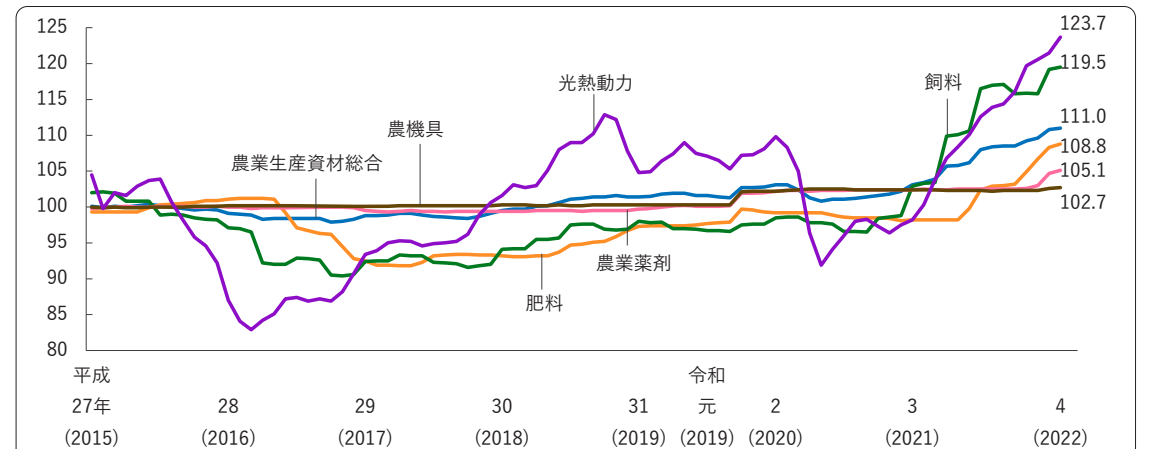
II. JAと一体となった取り組み

- ① JAグループのメリットを生かし、生産資材の一括共同購入、輸送の効率化によるコストカット、農業機械の共有、リサイクル資材の活用促進等、コスト低減に資する事業を積極的に活用し、生産経費の低減を行う。…………… **AC**
- ② パイプハウスの価格低減を目的とし、ハウスの標準規格について検討をする。また、情報を発信・共有することで農業者の設置負担軽減に繋げる。…………… **BC**
- ③ 生産コスト低減・安定供給等に資する事業を行う上で、JA全農の資材研究会等で青年組織を通じて現場の意見を的確に反映させて取り組む。…………… **C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① JAと普及センター等が情報を共有し肥料・農薬の銘柄集約の研究・策定、活用促進に取り組むことを要望する。…………… **A**
- ② ジェネリック農薬の更なる普及拡大と農薬の作物群登録の加速化に向け、必要な法整備を要望する。…………… **A**
- ③ 農業機械購入時の負担を軽減するため、農業機械・施設にかかる助成事業の継続を要望する。…………… **AD**
- ④ 自主施工体制の構築に向けて研修制度の拡充を要望する。…………… **B**
- ⑤ 輸送トラックの確保や輸送費の高騰は、農業分野以外の様々な業界でも課題となっており、軽油・重油免税制度の恒久化を含め、課題解決のため行政主導で取り組むよう要望する。…………… **DF**
- ⑥ 自然災害直後は情報が錯綜しスムーズな連携が取れないため、メーカー・JA・行政一体となって情報共有し、農業生産資材供給が円滑に進むようシステム構築を要望する。…………… **E**

▶ 農業生産資材類別価格指数(平成27(2015)年の平均価格を100とした指数)



資料：農林水産省「農作物価統計」

注：1) 農業生産資材類別の平成27(2015)年の平均価格を100とした各年各月の数値

2) 令和3(2021)年及び令和4(2022)年は概数値

3) 光熱動力のうち、ガソリン、灯油は総務省「消費者物価指数」の結果を参照とした数値

資料：農水省「令和3年度 食料・農業・農村白書」

06 地域農業

重点実施事項

1 地域計画の策定・実行に向けた対応

基本的な考え方

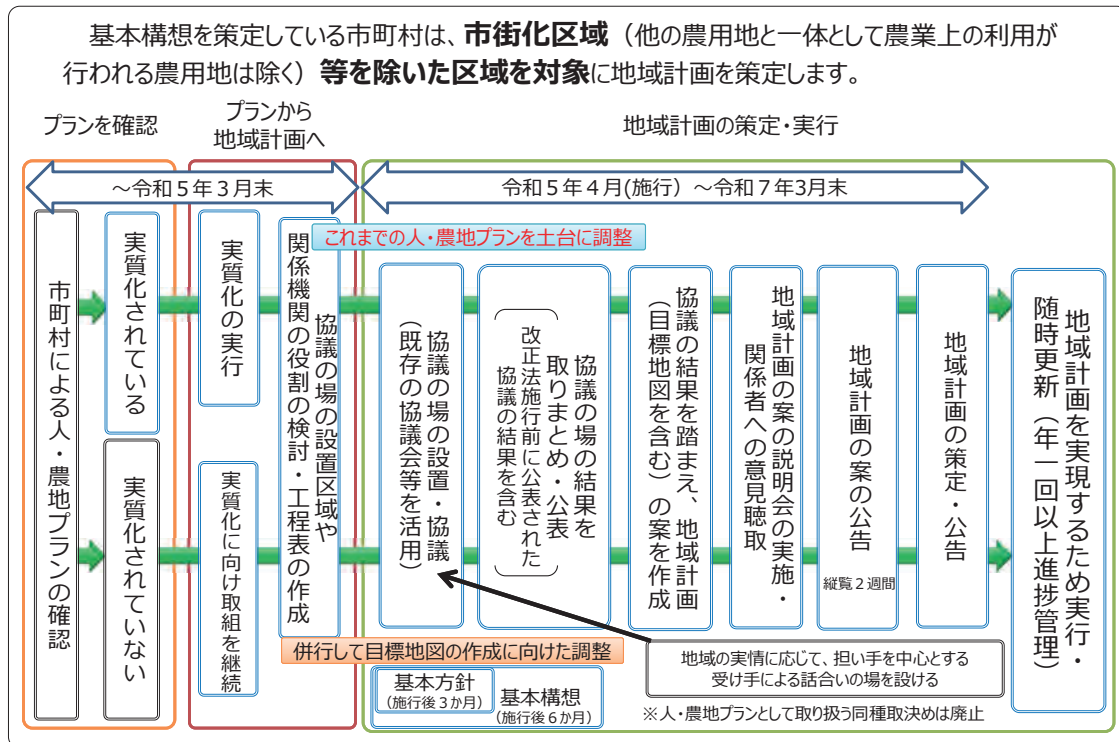
▶農業の担う多面的機能の維持や地域社会の存続が危ぶまれる。そのため人・農地プランの実質化に代わる地域計画の策定実行は、地域農業の維持・発展や担い手育成を図る上で重要である。

課題

ISSUES

- A**農地中間管理機構を通じた担い手への農地集約について、農地中間管理事業に対する認識不足等や活用のメリットが少ないことによって、農地の出し手が少なく、積極的な事業の活用に至っていない。
- B**全国的には地域の担い手が高齢化しており、10年後の地域農業の先行きが見通せない。また、後継者を含む農業・農村関係者の当事者意識が欠如しており、話し合いの場に参加できておらず、地域計画の策定実行の妨げとなる懸念がある。
- C**ある一部の担い手に耕作地が集中し、受け手が足りなくなっている。

▶地域計画の策定・実行までの流れ



資料：令和5年4月 農水省「地域計画策定マニュアル」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①地域営農に精通する機関・人物（JA、地域自治区、農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区、農事組合法人等）と情報共有を行い、地域の現状を把握する。……………**A**
- ②地域の担い手は当事者意識を持って地域計画の話し合いの場に参画できるように市町村に働きかけ、地域農業の将来像を描く。……………**B**
- ③次世代の担い手や後継者が10年先を見据えた議論ができるよう、ファシリテーターの学習会（リーダー育成）を実施し、青年組織の盟友が話し合いの場において世代間の繋ぎ役を果たす。……………**B**
- ④「地域計画の実現に向けた支援・取組」について学習し、理解を深める。……………**BC**

II. JAと一体となった取り組み

- ①地域計画の策定を進めやすくするために、JAは行政や農業委員会と連携し、農業者間や市町村域を越えた話し合いの繋ぎ役となる。……………**B**
- ②地域農業の担い手を育成することがJAや地域にとって必要であることから、農地の受け手である新規就農者の育成・支援に取り組むと共に、地域の担い手の法人化等を積極的に支援する。……………**C**
- ③JAは、地域計画に基づいた地域の担い手に対し、JAグループで情報共有を行った上で、設備や資金等を含め、地域に根差した営農指導を積極的に行う。……………**C**

III. 行政に提案・要望すること

- ①農地中間管理機構が実施している事業について周知が進んでいないことから、事業内容の広報活動により取り組み、担い手に農地が集約されるよう推進すると共に、地権者が農地を機構に貸し付けしやすく機構活用するメリットがある制度作りを要望する。……………**A**
- ②耕作放棄地の再生利用のための支援の拡充を要望する。……………**AC**
- ③地域計画の中に、ハザードマップ等に基づいた危険情報も含めて農地利用の要件化をしよう要望する。……………**B**
- ④地域農業を持続させるために、地域の担い手（新規就農者を含む）の明確化にあたっては、地域計画マニュアルにも明記されているように、多くの地域関係者の意見を取り入れられるように取り組むことを要望する。……………**B**
- ⑤地域計画の策定実行には、農業者・地域住民に対して多面的機能の観点からも地域農業の維持・承継の重要性を周知するよう要望する。……………**B**
- ⑥地域の担い手は、より負担が増すことが考えられるため、事業や制度面だけでなく、集約の効果等が分かる全国の優良事例を紹介する等、地域の担い手に寄り添うサポートを要望する。……………**C**

2 中山間地農業

基本的な考え方

▶中山間地域は国土の約7割を占め、国土の保全と多面的機能を維持するため、中山間地域の農業を守ることが重要である。

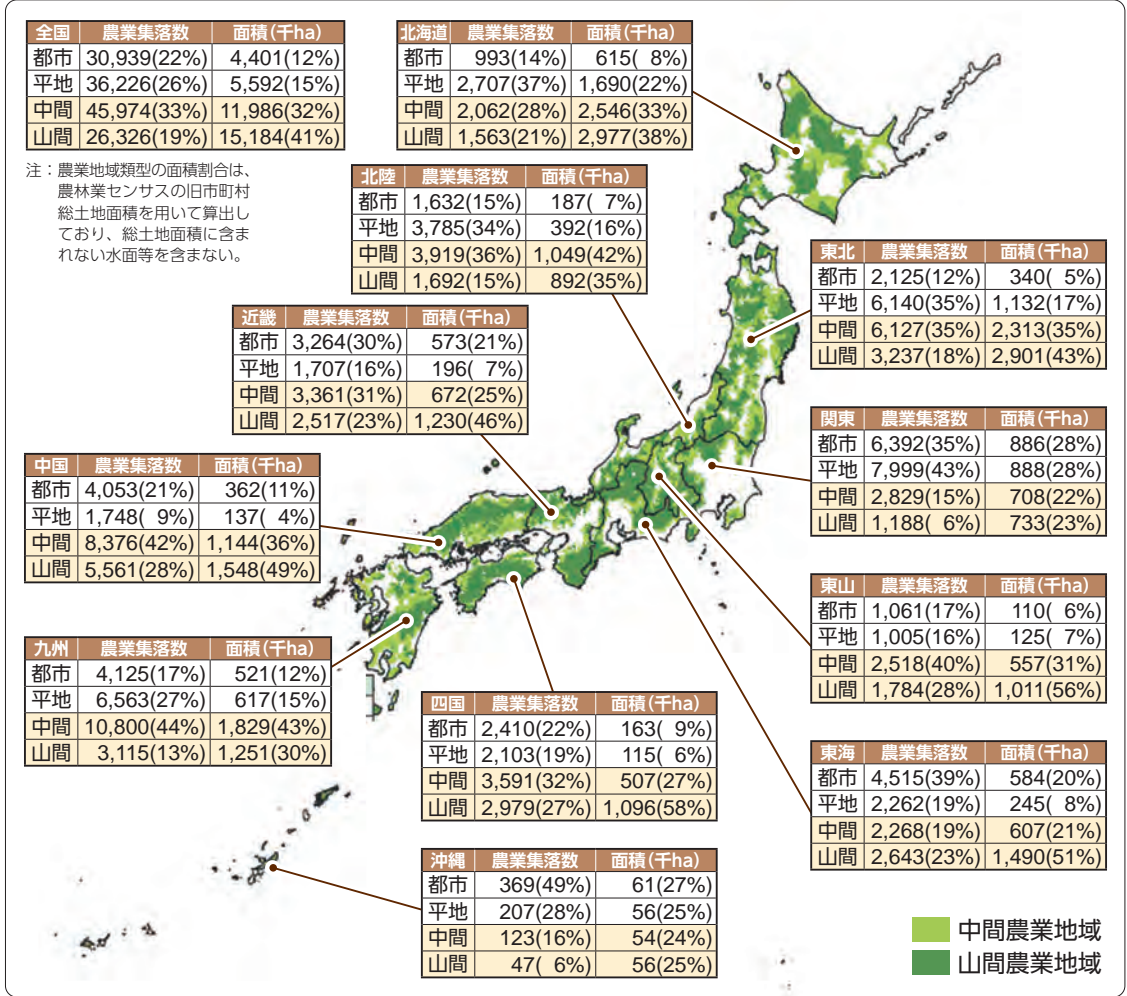
課題

ISSUES

- A** 中山間地域においては、過疎の傾向も強く深刻な問題となっており、農業が果たしている多面的機能の維持が困難な状態である。
- B** 中山間地域の農業は平場と比較して条件不利地が多く、ICT技術やスマート農機などを活用した省力化・効率化が図りにくいいため、離農・耕作放棄地の割合も増加している。
- C** 中山間地は面的な規模拡大が難しく、基盤整備事業の活用が難しい場合がある。また、農地を集約したとしても段々畑である等、作業の抜本的な効率化を図ることが難しい。
- D** 過疎地域では、農業用水池や用水路の維持・管理が困難で多面的機能の維持ができない。

▶中山間地域の分布状況(2005年)

資料：農水省「中山間地域の分布状況」



解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等の事業に積極的に協力し、農業が果たしている多面的機能の重要性と中山間地域の魅力について広く発信する。……………**A**
- ②地域計画策定の重要性についての理解を深め、積極的に話し合いの場に参画する。……………**ABCD**
- ③限られた農地や気候特性を活用した作付けや栽培方法に取り組み、収益性の最大化を目指す。……………**BC**

II. JAと一体となった取り組み

- ①グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等を取り入れて、半農半Xや週末農業等の誘致を目指し、地域の活性化を図る。……………**A**
- ②JAは地域の担い手の育成と支援を進めると共に、広域連携組織が必要であり、人・地域の懸け橋となる。……………**AB**
- ③JAは作業オペレーター組織を結成して作業受託し、情報を一括管理しながら、機械等の貸出や景観作物事業による耕作放棄地の減少に取り組む。……………**AB**
- ④JAは中山間地域に対応したスマート農業の確立のため、農業者とのパイプ役となり、公共機関や各種メーカーへの情報発信や実地試験等に積極的に協力し取り組む。……………**B**
- ⑤JAは地域計画に基づいて地域農業振興計画の策定に取り組む。……………**BC**

III. 行政に提案・要望すること

- ①グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等の、半農半Xや週末農業等の幅広い人材の誘致・受け入れのための態勢整備の支援を要望する。……………**A**
- ②中山間地での条件不利地でも対応できる品目の選定・新たな品目導入に対する支援を要望する。……………**ABC**
- ③地域計画の策定・実行の重要性を広く周知するとともに、集落や地域の枠を越えた広域的な計画として円滑に取り組めるよう要望する。……………**ABD**
- ④国土保全の観点から中山間地を守る農業者の現状(人手不足等)を把握した上で、中山間地域等直接支払制度を更に充実させるほか、多面的機能の重要性への理解促進を図るよう要望する。……………**ACD**
- ⑤中山間地域に適したスマート農機等の開発に向けた支援を充実すること。……………**B**
- ⑥農業用水池の浚渫工事を迅速に行うことを要望する。……………**D**

▶農業・農村の有する多面的機能



資料：令和4年4月 農水省HP

3 離島農業

基本的な考え方

▶離島地域の課題について理解を深める必要がある。特に国境離島としての位置付けは極めて重要で、離島の存在により我が国が国土のおよそ12倍にあたる管轄水域(領海と排他的経済水域をあわせた水域)を領有するに至っており、これからも離島に人が住み続けるために、基幹産業として農業を振興し島の魅力を発信していく必要がある。

課題

ISSUES

- A** 離島における物資の供給および農畜産物等の出荷は、船舶に依拠せざるを得ず不利な状況にある。台風前後の高波による長期欠航で、家畜飼料をはじめ必要な資材供給が寸断され、また農畜産物を出荷できず廃棄せざるを得なくなる等、被害発生に繋がる。その他、復旧が遅れる原因にもなる。
- B** 島外との運送費が高く、また島内に整備工場や車検場が無いことが多く、島外車検に伴う車両航送料等の面でも経営を圧迫している。
- C** 離島において第一次産業(農業等)が衰退し人口が減少すると、管轄水域(領海や排他的経済水域を合わせた水域)が脅かされることにもつながりかねず、産業のみならず安全保障上(国境)にも支障をきたす恐れがある。
- D** 離島農業は栽培できる品目が限られている。離島農業が衰退しないためにも、離島の農畜産物は価格が安定しなくてはならない。

▶有人国境離島法(H28.4成立(議員立法)H29.4施行)関連施策



- 保全に関する施策(有人国境離島地域)**
- 国の行政機関の施設の設置**
 - 戦略的海上保安体制構築、自衛隊部隊の増強等
 - 国による土地の買取り等**
 - 国の行政機関の施設の設置等に必要となる土地の買取り等
 - 港湾等の整備**
 - 活動拠点としての機能を維持する上で重要な港湾、漁港、空港及び道路の整備
 - 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止**
 - 戦略的海上保安体制構築
 - 自衛隊の装備品の能力向上等
 - 漁業者と協力し外国漁船の違法操業への監視等
 - 広域の見地からの連携**
 - 災害等を想定し、本土も含めた関係機関が連携した訓練の実施
- 地域社会の維持に関する施策(特定有人国境離島地域)**
- 航路・航空路運賃の低廉化**
 - 住民運賃の低廉化
 - 物資の費用の負担の軽減**
 - 農水産品等の出荷等に係る輸送コストの低廉化
 - ガソリン流通コストへの支援を継続
 - 雇用機会の拡充**
 - 創業・事業拡大等の促進
 - 滞在型観光の促進
 - 農林水産業の再生
 - 安定的な漁業経営の確保**
 - 漁業者等が行う外国漁船の調査・監視

海上保安庁作成地図を基に内閣府総合海洋政策推進事務局が作成

国による財政上の措置

- 内閣府総合海洋政策推進事務局にて、**特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度(平成30年度当初予算50億円)**などにより住民運賃低廉化、農水産品等の輸送コスト低廉化、創業・事業拡大等の促進、滞在型観光の促進を支援。
- 関係府省庁にて、各施策を支援する予算をそれぞれ措置。

資料：平成30年5月内閣府「海洋基本計画に関する参考資料」

解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 離島課題を全国の盟友で共有した上で課題解決に取り組む。また地域ではJF漁協青年部等の関係する青年組織と連携し、島を盛り上げるイベント等に積極的に取り組むことで、島の第一次産業の維持に努める。 **AB**
- ② 輸送経費削減に向けて、予約購買や共同購入比率を高め、一定期間資材を保管できる倉庫設置に努める。 **AB**
- ③ 島外での物産イベントでのPR活動だけでなく、インターネットやSNSを活用し、島の魅力をより多くの人に伝え、観光客にとどまらず、グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等の取り組みを通し、移住者の増加と共に労働力確保に繋げる。 **C**

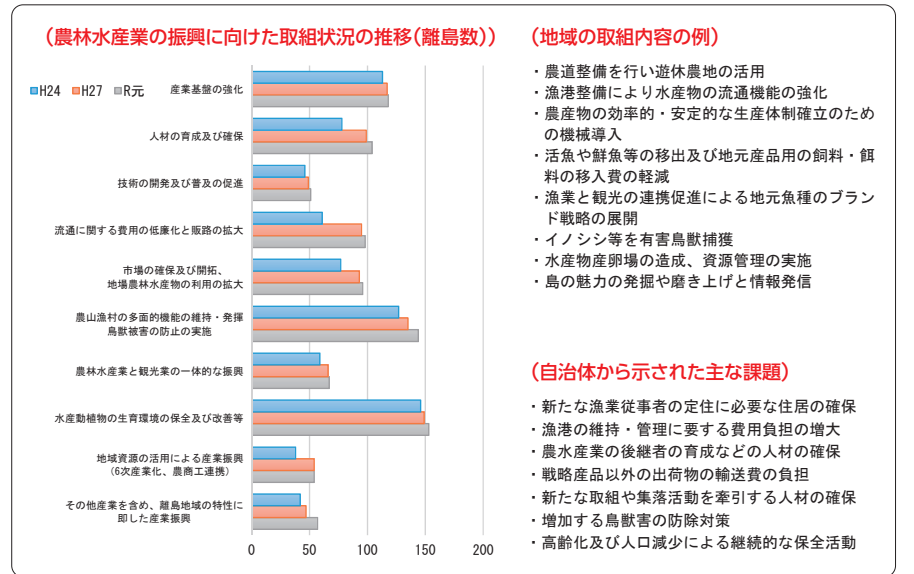
II. JAと一体となった取り組み

- ① 農畜産物のお荷りのリスクを軽減するため、予冷倉庫等の設置を進めると共に、地産地消を推進する。 **A**
- ② 資材を保管できる倉庫の設置・予約購買や共同購入比率を高める。 **AB**
- ③ 共選・共販を進め、輸送経費の低減に努める。 **B**
- ④ JAは自治体等と連携し、住込みバイトの受入れ施設の運営等を進め、グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等、観光需要を絡めた人材確保と、地域の活性化を図る。 **C**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 国境離島としてこれからも農業を営み島に住み続けるため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の充実を要望する。 **ACD**
- ② 車検出張検査の対象離島の拡大と回数の拡充、フェリー等の車両航送料の補助制度の創設等を要望する。 **B**
- ③ 離島農業の経営を成り立たせるため、島外との運送費助成や鮮度保持技術活用に対する助成、資材安定確保のための大型倉庫設置・拡充を行う等、不利な経営環境の解消に加え、所得補償制度を要望する。 **BC**
- ④ グリーンツーリズム(農泊)やワーケーション等を受け入れる態勢や航路・航空路運賃の低廉化のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の対象範囲の拡大を要望する。 **C**
- ⑤ 甘味資源作物の再生産に向けて甘味資源交付金の安定確保と、糖価調整制度の堅持および制度運営に万全な予算確保を要望する。 **D**

▶離島振興計画の進捗状況等



4 都市農業

基本的な考え方

- ▶市街化区域農地は全国に約7万haであり、相続等を原因に毎年2～3千haずつ減少しているが、身近な農業体験の場や災害時の防災空間等、都市農地の多様な機能を評価し、農のある暮らしを求める声が高まっていることから、都市における農地を守る必要がある。
- ▶相続税や固定資産税等、都市農地に対する課税に対し、JA全青協では1970年代より私たちの営農と生活を守る取り組みをすすめ、都市農地における相続税納税猶予制度をはじめ、成果を勝ち取ってきており、引き続き取り組みを進める必要がある。
- ▶平成27年4月に成立した都市農業振興基本法に基づき、平成28年5月、国の都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農業の多様な機能が農業政策・都市政策の両面から高く評価された。一方、都市農業振興に向けた具体的な取り組みの実践は、各地方公共団体が策定する「都市農業振興地方計画(以下「地方計画」)」が鍵を握るが、その策定は努力義務となっているので策定を働きかけていく必要がある。
- ▶特に平成30年4月に導入された特定生産緑地制度について、指定から30年を経過し期限を迎える生産緑地の所有者に対し、指定を受けるように周知していく必要がある。
- ▶平成30年9月には都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行され、都市農地の保全と利活用にとって大きな前進となり、引き続き活性化に繋がる取り組みが必要である。

課題

ISSUES

- A**市街化区域農地の過半数を占めている地方圏(三大都市圏特定市を除く地域)の市街化区域農地は、関係者の理解を得ることがネックとなり大多数の自治体で生産緑地制度が導入されていない。年々固定資産税等の負担が増す中、やる気があっても農業経営の継続が困難な状況に追い込まれている。
- B**平成27年適用の相続税法改正等によって相続税の負担も増えており、ますます相続時に農地を手放さざるを得ない状況になることが危惧されている。
- C**効率的な農業を進めるための集約が難しく、農業を続けていくに際して、相続税・固定資産税等の負担が大きい。また、都市農業を次世代につないでいくために、担い手の経営を支援する制度が必要不可欠である。
- D**都市農地の多面的機能の認識不足や農業そのものに対する理解不足を要因として、農業散布や農作業時の騒音・土埃の発生等に地域住民の理解が得られず、苦情に発展する。
- E**有事の場合に、防災協力農地における井戸水や生産している農産物の近隣住民への提供、避難者の受入れ、農地で炊き出しを行う際の地権者への補償が十分ではない。
- F**都市農地の貸借円滑化に関する法律が施行されたことにより、都市農地の貸借の手続きが簡素化され借りやすくなった。貸借をより一層進めるため、貸し手側の理解促進やマッチングの強化を図る必要がある。

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①都市農業振興のために整備されている法制度や税制について、JA全青協都市農業部会が作成した生産緑地制度導入にかかる手引きを活用して勉強会を開催する等、盟友間で共有し積極的に活用する。また地域活動を通し住民との理解の醸成を図り、生産緑地制度導入のサポーターを獲得する。……………**A B C**
- ②周辺環境を考慮した営農形態・作業技術の確立のほか、直売や学校給食等を通じて、新鮮で安全な農畜産物を地域に提供することにより、地域住民の農業理解に努める。……………**D**
- ③災害発生時に都市住民の一時避難先としての使用を認める「防災協力農地」の指定拡大に取り組む。有事の場合には、井戸水や生産している農産物を近隣住民に提供し、農地において炊き出しを行う等の機能発揮を率先して果たす。……………**E**

II. JAと一体となった取り組み

- ①JAは生産緑地制度導入に対して、国会議員、県・市区町村議員、市区町村の担当者等と意見交換の場を作る。……………**A**
- ②市街化区域において、農地を残すために必要な情報提供、相続事前準備、事業承継、新規就農支援等にJAが中心となり取り組む。生産緑地制度導入の成功事例等に関してJA間での横展開を積極的に行う。……………**C**
- ③都市農地の貸借円滑化に関する法律を活用して意欲ある担い手に農地を集約できるようJAが相談機能を発揮し、貸し手・借り手双方の不安要素を減らすことが必要である。……………**C F**
- ④JAは、都市農業・都市農地の機能は、市民の快適でより良い暮らしを支える観点から都市に必要不可欠であるとの価値を積極的に発信していく。……………**D**
- ⑤食農教育活動の担い手として、JAと一体となって、地域の教育機関等のネットワークづくりに取り組む。……………**D**
- ⑥JAは、体験農園や観光農園、福祉農園、援農ボランティア等、市民が農業と触れ合う機会をつくり、農業に対する理解を深めてもらい、農業振興の応援団を作る。……………**D**

III. 行政に提案・要望すること

- ①地方自治体は、都市農業振興の実践に必要な「地方計画」を可能な限り早期に策定するよう要望する。また、都市部における営農継続に不可欠な生産緑地制度について現在制度がほとんど導入されていない地方圏や三大都市圏の特定市以外の市町村において積極的な活用を検討するよう要望する。また国は、農林水産省・国土交通省が連携して、特に固定資産税・都市計画税負担の高い地方自治体等に対し、「地方計画」の策定や生産緑地制度の活用・周知を働きかけるよう要望する。……………**A**
- ②自治体によっては生産緑地の再指定および追加指定、下限面積の緩和が認められていない現状があるため、制度の柔軟な運用を促すよう自治体に対し働きかけを行うことを要望する。……………**A**
- ③貴重な都市農地をできるだけ減らさず、農業後継者に引き継いでいけるよう、相続税納税猶予制度や相続税法定相続分課税方式の堅持を要望する。……………**B C**
- ④屋敷林は相続税納税猶予制度の適用対象となる農地に含まれておらず、その納税のために他の農地を売却して納税資金を確保することによって農地減少につながっている現状がある。こうした課題に対し小規模宅地等の特例を活用できるか現行事業用地の限度面積である500㎡(区市町村が条例で300㎡まで引下げ可能)では農地減少に歯止めがかからない状況である

ことから面積の拡充を要望する。 B C

⑤「防災協力農地」に指定された場合、有事の際に地域住民の立ち入りによって作付けした農作物の商品価値が落ちることが想定されることから、原状回復にかかる費用等の補償制度の創設を要望する。 E

⑥都市農地貸借円滑化法は、貸借が同一区市の中で行われることを軸に制度がつくられており、借り手希望者、貸し手希望者が異なる区市に存在する場合のマッチングが個人情報保護等の面から難しい状況がある。

生産緑地においても、農地中間管理機構のように区市にまたがる農地貸借が進められるよう制度の構築を要望する。 F

▶市街化区域農地の10aあたり固定資産税(平均額)の比較(2021年)

＜地方圏・上位10市町村＞				＜三大都市圏特定市・下位10市町村＞			
順位	都道府県名	市町村名	固定資産税(円/10a)	順位	都道府県名	市町村名	固定資産税(円/10a)
1	静岡県	長泉町	205,233	1	奈良県	宇陀市	13,305
2	神奈川県	開成町	201,206	2	千葉県	印西市	13,900
3	愛知県	幸田町	192,000	3	千葉県	富津市	19,497
4	京都府	大山崎町	191,545	4	三重県	いなべ市	21,811
5	愛知県	豊山町	188,967	5	大阪府	泉南市	24,388
6	神奈川県	二宮町	178,692	6	大阪府	阪南市	24,570
7	神奈川県	松田町	178,538	7	奈良県	五條市	25,547
8	愛知県	蟹江町	175,876	8	大阪府	泉佐野市	28,982
9	愛知県	扶桑町	175,234	9	奈良県	御所市	30,849
10	神奈川県	大磯町	173,251	10	京都府	南丹市	31,019

(注)固定資産税額は、標準税率1.4%とした計算値であり、実際の税額と異なる場合がある。都市計画税は含まない。
資料：総務省「令和3年度固定資産の価格等の概要調査」を基に全中、㈱コアシス社作成。

▶都市農地の保全に向けた対応

○市街化区域内にあって「保全する農地」と区分された農地については、平成3年以降、生産緑地地区として指定され、生産緑地法に基づき長期農地としての管理が求められることとなった。このことを受け、市街化区域内にあって生産緑地については、**効用が短期なものに限定せず農業施策を実施できること**となった。

○生産緑地法の概要

○生産緑地地区の指定要件

- ① 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの
- ② 500㎡以上の規模の区域(市区町村の条例で300㎡まで引下げ可)
- ③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの

○行為の制限、土地の買取り申出等

- ① 使用収益権者に農地としての管理を義務づけ
- ② 農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に限り建築等が許可
- ③ 主たる従事者が死亡等の理由により従事することが出来なくなった場合、又は告示日から30年経過後、市区町村長に買取り申出可能
- ④ 買取り申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除

○特定生産緑地制度(平成30年4月1日施行)

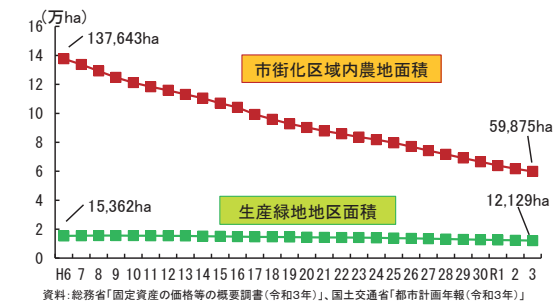
- ① 生産緑地地区の指定から30年経過後は、所有者の同意を得て買取り申出時期を10年ごとに延長できる
- ② 特定生産緑地の指定は、生産緑地地区指定から30年を経過する前に申し出なければならない

○市街化区域内農地の区分別面積(令和3年)

	三大都市圏特定市	左以外の都市	計	
生産緑地以外	9,574ha (16.0%)	38,172ha (64.0%)	47,746ha (80.0%)	当面の営農継続に必要な効果が短期な農業施策のみ実施
生産緑地	12,000ha (20.0%)	129ha (0.2%)	12,129ha (20.0%)	効用が短期なものに限定せず農業施策を実施可能
計	21,574ha (36.0%)	38,301ha (64.0%)	59,875ha (100.0%)	

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和3年)」、国土交通省「都市計画年報(令和3年)」
注1：表示単位未満を四捨五入したため計と内訳は必ずしも一致しない。
注2：「宅地化農地」は、市街化区域内の農地のうち生産緑地以外を指す。

○市街化区域内農地面積の推移

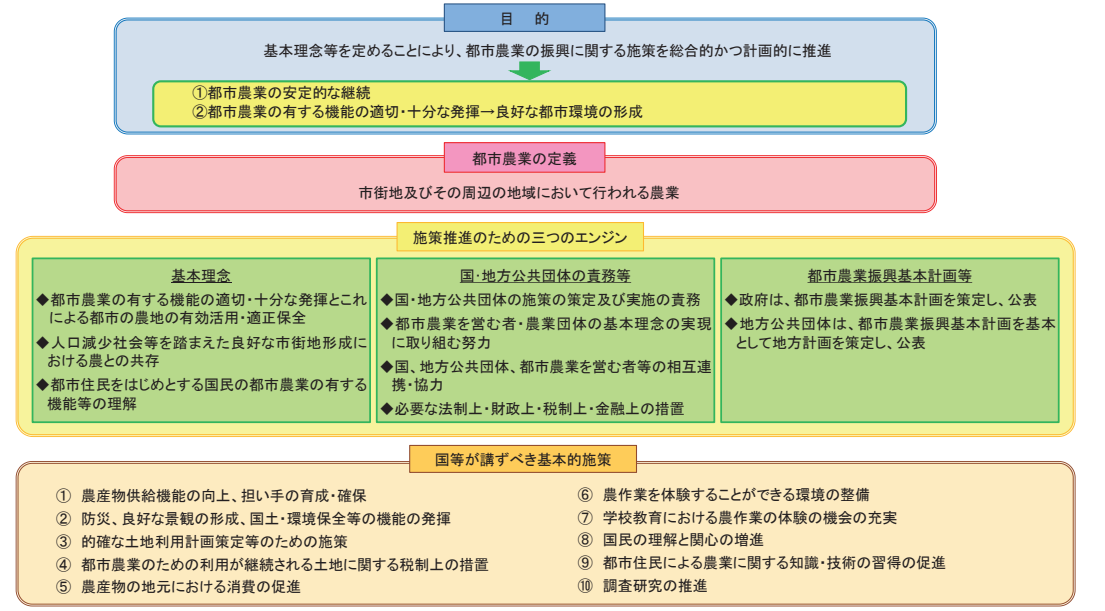


資料：総務省「固定資産の価格等の概要調査(令和3年)」、国土交通省「都市計画年報(令和3年)」

資料：令和5年1月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

▶都市農業振興基本法の概要

○平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として都市農業振興基本法が制定された。

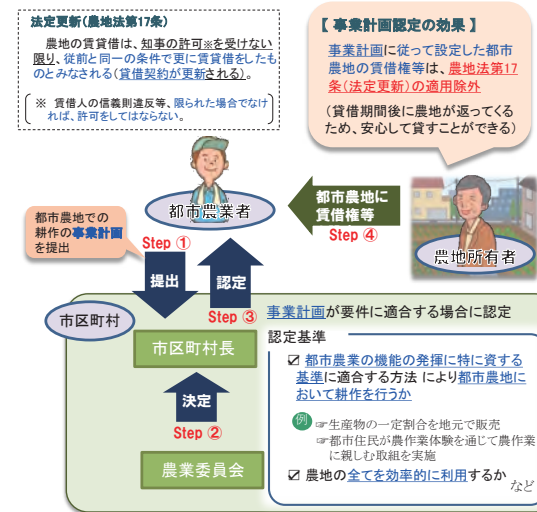


資料：令和5年1月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

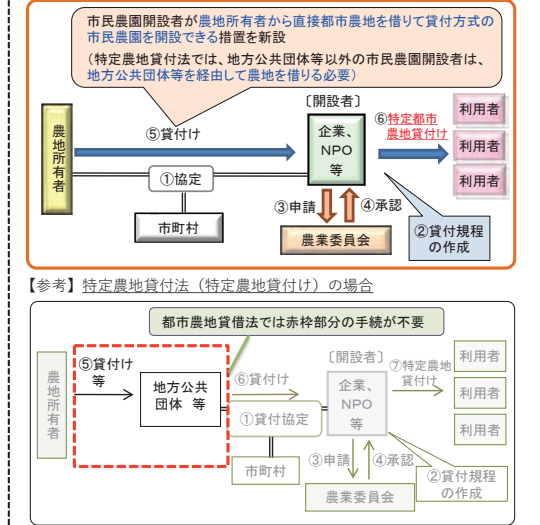
▶都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定

○農業従事者の減少・高齢化が進む中、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難な状況も生じている。
○このため、市街化区域内にあって長期に保全されることが担保されている**生産緑地**(以下「**都市農地**」)という。)を対象に、意欲ある都市農業者等の貸借によるその有効活用を図るため、「**都市農地の貸借の円滑化に関する法律**」(平成30年法律第68号。「都市農地貸借法」という。)を制定し、**農地法の法定更新が適用されない等の都市農地の貸借の円滑化の措置**を講じた。

①自ら耕作の事業を行う場合の貸借の円滑化



②特定都市農地貸付けを行う場合の貸借の円滑化



資料：令和5年1月 農水省「都市農業をめぐる情勢について」

07 農業を取り巻くリスク

1 自然災害への対策

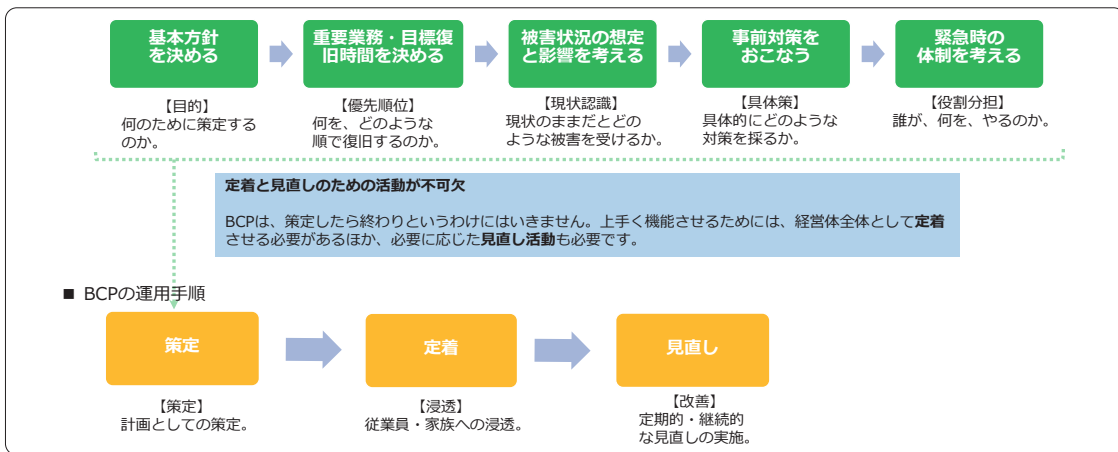
基本的な考え方

- ▶地震や台風、豪雨、豪雪、猛暑、干ばつといった自然災害が近年多発する傾向にあり、営農活動の大きな障害となっている。
- ▶深刻な災害が起きてしまうと、長期的な避難生活や復旧作業等から、営農再開までに時間も資金も必要となり、離農してしまう場合も多くあることから、長期的な支援を施す必要がある。

課題 ISSUES

- A**気候変動の影響により、風水害や雪害をはじめとした自然災害が甚大化しており、農地、施設および農業用機械等の被害が発生し、農畜産物を安定供給するための産地としての生産基盤が脅かされている。
- B**豪雨災害時において、農地は洪水の被害を軽減させる多面的機能がある。特に、洪水浸水想定区域内の農地等は、遊水池として住宅地等の浸水被害を軽減させる役割があり、浸水後の支援の確立が必要である。
- C**被災時において、避難場所の確保、地域内での協力体制の確立、被害状況や必要な物資の情報発信・共有化が重要である。
- D**甚大な被害を受けた地域では、インフラの復旧整備等が優先されることから、農地の復旧や農業経営の再建には時間を要する。
- E**時間の経過と共に変化する被災地の状況や、必要な物資等について、情報の収集が難しく、被災地の状況に見合った支援が困難である。
- F**大規模災害により営農再開が遅々として進まず、農畜産物に対する風評被害もあり、地域の担い手が戻っていない。また、高齢化と離農が進み、耕作放棄地が拡大している。

▶「BCP」策定と運用① 資料：令和5年4月 農水省HP 参考資料「BCP(事業継続計画)とは」



解決策

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①過去の自然災害による被害を教訓に、ハウス等の施設強化の対策を講じ、災害に強い農業を実践する。……A
- ②様々なリスクや災害に備えるため、チェックリストおよび農業版BCP(※)を利活用し、収入保険や農業共済等に加入する。……A
- ③災害発生時に速やかにSNS等を活用して、全国の青年組織に情報の提供・共有化を図り、連携・支援に向けて取り組む。……C
- ④青年組織は地域に根差した組織であり、消防団等とも協力し、災害時には農地や機材等を活用し、地域の防災組織の一員として貢献する。……C
- ⑤絆プロジェクト等により、全国の青年組織等から支援を募り、被災地域を支援する。……C
- ⑥農畜産物の風評被害を被災地のみの課題とせず、全国の盟友が安全性を消費者に伝えられるよう知識を養う。……F

II. JAと一体となった取り組み

- ①JA共済やJAバンク等における新しい商品や融資の開発を行う。……A
- ②農業版BCP策定に対する周知・支援体制の整備を進める。……A
- ③発災時に防災備蓄品や資材を地域間で共有できる体制を整備する。……C
- ④被災農家、農地等の復旧支援に、青年組織が迅速に派遣できる仕組みづくりを行う。……C
- ⑤農業施設・農地の復旧をする際に、JAが被害状況を迅速に確認し、行政へ農家の要望に沿った支援要請を行う。……C
- ⑥被災地の現状視察や情報交換等の交流を行うことにより、被災地の復興を後押しする。……EF
- ⑦メディアやSNS等を活用して、震災からの復興状況および被災地の農畜産物の安全性について、正確な情報の提供を行う。……EF

III. 行政に提案・要望すること

- ①気候変動により、頻発・激甚化する風水害に対して、治水・治山整備を要請する。……A
- ②河川の洪水被害が多発継続していることから、河川の浚渫等の緊急対策を要望する。……A
- ③洪水浸水区域内の遊水地となっている農地に関しては、事前に地役権を設定するほか、浸水後の復旧にかかる対策等を要望する。……B
- ④被災農地の圃場整備事業や除塩事業の推進等、長期的な被災地の農地や農業用施設の復興事業の継続および担い手の確保ならびに支援を要望する。……DF
- ⑤メディアやSNS等により、国内外に被災地の農畜産物のモニタリング検査等の検査結果を広く周知し、被災地における食の安全性のPRを更に要望する。……F

※BCP(事業継続計画)
 経営体が自然災害、大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画。

▶「BCP」策定と運用② 資料：令和5年4月 農水省HP 参考資料「BCP(事業継続計画)とは」

- BCP策定と運用のポイント
 - 最初から完璧な事業継続計画（BCP）を策定する必要はない。まずは「何ができていて、何ができていないのか」の現状の把握をすることから始めることを推奨する。
 - 現状把握の状態から、少しずつでも改善・見直しをしていくことで徐々に実効性のあるBCPに進化させる。
 - せっかく作った事業継続計画も、従業員や家族が把握していなければいざという時に役に立たないため、「1年に1回は見直す」「策定したら1ヶ月以内に皆で確認する」などルールを決めた運用が重要である。

2 鳥獣被害への対策

基本的な考え方

▶鳥獣被害は農業経営に深刻なダメージを与え、耕作に対する意欲が減退し、地域農業の衰退に繋がる。地域農業は国土の保全や多面的機能の維持を支えていることから鳥獣被害対策が重要である。

課題

ISSUES

- A**鳥獣被害は年々深刻化してきており、依然として農業経営を圧迫する要因となっており、営農意欲の減退や耕作放棄地に繋がることが懸念されている。
- B**個人単位で鳥獣被害対策に取り組んだとしても、そこから鳥獣が移動するだけで地域では引き続き被害が発生してしまう。また、地域によっては、農業者の減少により電気牧柵等の設置作業および維持管理の人員不足が問題になっている。
- C**狩猟免許の更新、狩猟者登録にかかる費用負担も大きく、また、捕獲資材が高価で多額の費用がかかる上、見回りが大きな労力的負担となる。
- D**狩猟した鳥獣は全てがジビエに利用されるわけではなく、殺処分した鳥獣を破棄する場所も限られており、処分に困る。また、冷凍していないものや生や半生の猪や鹿肉はE型肝炎を含むおそれがあるため、ジビエ肉の適切な処理が望まれる。
- E**近隣住民の鳥獣被害に対する理解がなく、対処が難しい場合がある。
- F**鳥獣被害の地域が拡大しており、気候変動や地域外から移動している場合もあり、新たな対応が求められる。

▶鳥獣被害防止総合対策交付金・事業イメージ

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援〕

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入

刈り払い等による生息環境管理

捕獲活動経費の支援

処理加工施設等の整備

処理加工施設等における人材育成

〔捕獲等の強化〕

①ICT活用の定着に向けた取組の推進
データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援
 被害等の可視化、対策への活用

②鳥類に対する総合的な対策の実施
地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援
 鳥類の食害を受けたキヤベツ

〔ジビエ利用拡大に向けた取組〕

①広域搬入体制の全国展開〔令和4年度補正予算〕
各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開

②豚熱発生県における支援
「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援

③ジビエを扱う飲食店等の拡大〔令和4年度補正予算〕
消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施

〔鳥獣被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち、多面的機能の増進を図る活動等の一部
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち、生産性向上加算、集落機能強化加算等の一部
- ・農山漁村振興交付金のうち、最適土地利用総合対策、山村活性化対策、中山間地農業推進対策の一部

資料：令和5年4月 農水省「鳥獣被害の現状と対策」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ①侵入防止の網や柵の設置による自己防衛の強化および講習会等を通じた鳥獣被害の知識向上を図り、効率的な柵の設置や有効な助成制度等の情報共有を図る。……………**AB**
- ②農地と山林の境界を管理するため、地域での話し合いに基づき緩衝地帯とする。……………**B**
- ③地域が一丸となって鳥獣被害対策に取り組むため、地域で対策について話し合う。……………**BE**

II. JAと一体となった取り組み

- ①GPSや罾の捕獲状況を知らせる装置等を紹介し、見回りの簡略化等を組織で行えるようにする。……………**ABCF**
- ②鳥獣被害に関する講習会等を開催し、そこで学んだ知識や技術をもとに、周囲の農家、地域住民、JA職員、行政の担当者等、集落を巻き込んだ鳥獣被害対策に取り組む。……………**ABE**
- ③鳥獣被害の現場実態に合った、効果的で安価な鳥獣被害対策の資材を提供する。……………**AC**

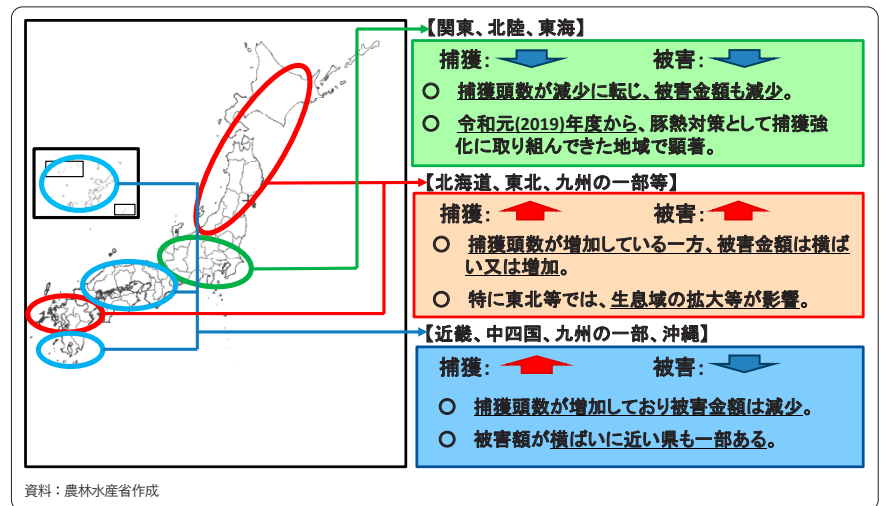
III. 行政に提案・要望すること

- ①鳥獣被害への補償の継続・拡充について、市町村をまたぎ広域的に対処するよう行政・地元議員に要望する。……………**ABCEIF**
- ②ドローン等を利用した個体調査の利用等、ICT技術の活用や県域を越えた情報共有により、被害が増加する前に対策を講じることができるよう要望する。……………**ABCF**
- ③鳥獣被害対策について、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー(※)等の講習による技術人材育成の態勢の構築、ならびに鳥獣被害対策の必要性等にかかる地域をあげた啓発活動を行うよう要望する。……………**ABEF**
- ④市道・土地改良管理地以外で、農道・畔・電気柵等を自力で補修や対策をしている地区や団体に対して、確実に支援するよう要望する。……………**ABEF**
- ⑤一連の対策にあたり鳥獣被害が問題となっている自治体は国の鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を活用し、実施担当部署と連携し、積極的な予算確保と対策実行に努めるよう要望する。……………**ABF**
- ⑥捕獲後の鳥獣の有効活用や廃棄場所の確保ならびにジビエ肉の適切な処理・流通を確立することを要望する。……………**D**

※農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー
野生鳥獣による農作物被害の防止に関する専門的な知識及び経験を有し、地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる者。農林水産省に登録し地域の要請に応じて紹介される。

▶地域別の捕獲頭数と被害額の傾向

資料：農水省「令和3年度 食料・農業・農村白書」



3 農作業安全確保

基本的な考え方

- ▶ 毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、死亡事故件数も増加傾向にあることから、農業者が安全対策を自分事として捉え、安全と人命を守るための取り組みが重要である。
- ▶ 自らの農業経営だけでなく産地を維持するためにも、地域農業の担い手として農業者自らが健康管理の意識を高める必要がある。

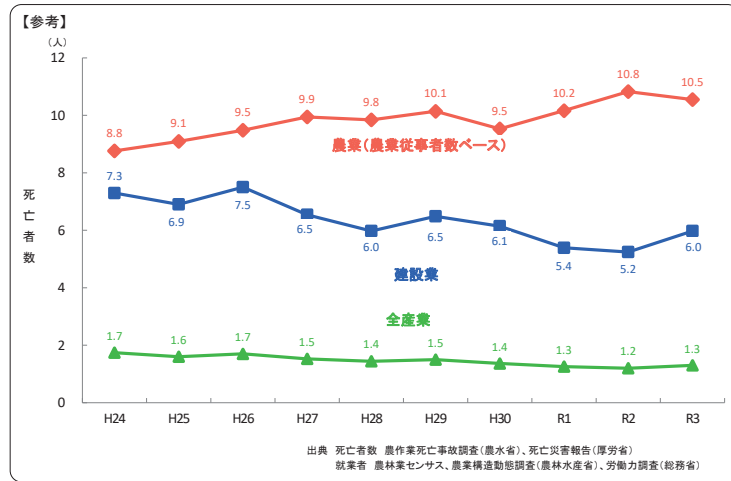
課題

ISSUES

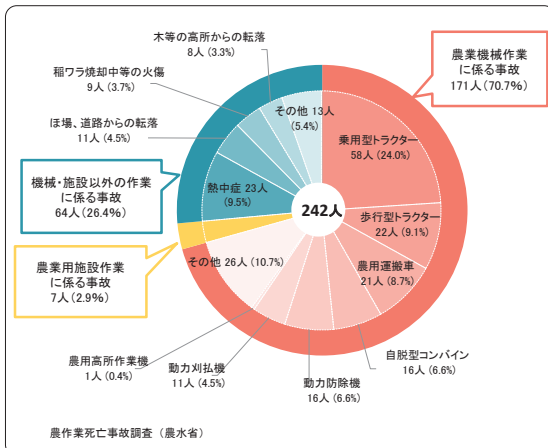
- A** 65歳以上の農業就業人口が増加し、農業者の高齢化が進行している中、操作ミス等、農作業による死亡事故は全国で270件(令和2年度)発生しており、高齢者による農作業事故の割合が高い。
- B** 農林水産省や各種メーカーが農作業安全対策に乗り出しているが、農業者の意識が低い。
- C** 農作業を優先し、自らの健康管理(健康診断や人間ドック受診)が疎かとなっている。
- D** 道路交通法改正に伴い、トラクター等の移動中の事故増加が懸念される。

▶ 就業者10万人当たり死亡事故発生者数の推移

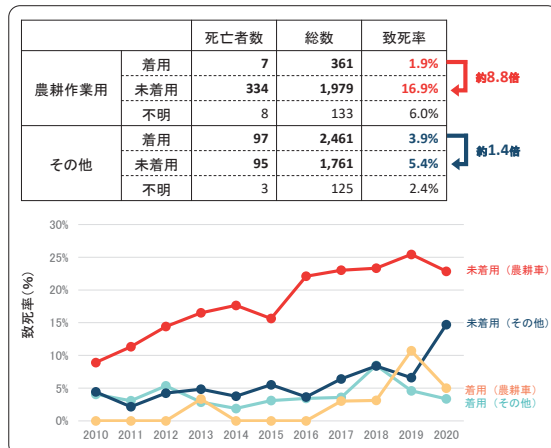
資料：令和5年2月 農水省HP 令和3年の農作業死亡事故について



▶ 要因別の死亡事故発生状況(令和3年)



▶ 特殊車におけるシートベルト着用未着用の致死率(平成22~令和2年合計)



資料：令和4年8月 農水省「令和5年春の農作業安全確認運動の展開について」

解決策

SOLUTION

I. 個人・JA青年部としての取り組み

- ① 労災保険特別加入制度(農業)や雇用保険等社会保険についての研修会を行い、知識をつけ加入を促す。 **A**
- ② 農業機械等の安全使用メンテナンス、各種保険、農地整備のための補助金に関する研修会を実施し、後継者や地域農業者等に参加を促す。 **AB**
- ③ 農作業事故等を未然に防止するため、青年組織が積極的に啓発活動を行うと共に、部会等で集合した際に農作業事故の要因について話し合いを行い、農作業事故に対する意識付けを行う。 **AB**
- ④ 大型特殊免許およびけん引免許を取得し道路交通法等の法令順守に取り組むと共に、トラクター保険・共済等に参加し、農業機械での公道走行時の事故に備える。 **ABD**
- ⑤ JA厚生連等で健康診断やメンタルヘルスケアを毎年行う。 **C**

II. JAと一体となった取り組み

- ① JAグループ内で労働保険事務組合等の資格を取得する等、JAが窓口となって労災対応を行うと共に、雇用保険にも対応する。 **A**
- ② JA共済が提供する農作業事故体験VR等を活用し、機械に不慣れな農業者を対象にした研修会を開催する。 **AB**
- ③ JAは各農機具メーカーが行っている農作業安全対策を広く周知徹底し、農作業事故の撲滅に努める。 **AB**
- ④ JAは機械作業以外の事故も含め、農作業中における農業事故の事例に関し情報発信や注意喚起を行う。 **AB**
- ⑤ GAP手法に関する講習会等を実施し、手法に基づく営農の実践によりリスクアセスメントに取り組む。 **AB**
- ⑥ 農業者の健康維持に資するようJA厚生連の人間ドック等への助成を行う。 **C**
- ⑦ 事故率低下や安全面の観点から、新卒の就農者や従業員が大型特殊、準中型、フォークリフト等の資格取得をするための支援をする。 **BCD**

III. 行政に提案・要望すること

- ① 最小人数・最小面積であっても農作業安全確保の面で効果があるのであれば手挙げできるような小規模土地改良事業を推進することを要望する。 **A**
- ② 農業者自身が農作業事故防止に関わる意識を高揚させるために、「農作業安全確保」を明示した土地改良事業を積極的に推進することを要望する。 **AB**
- ③ 農作業安全マニュアルや農作業安全確認運動の周知を図り、業界一体となった農作業安全対策の徹底を要望する。 **AB**
- ④ 農研機構は農機メーカー等とヒヤリ・ハット事例の共有を図り、より安全で使い易い機械開発を進めるよう要望する。 **AB**
- ⑤ 事故率低下や安全面の観点から、新卒の就農者や従業員が大型特殊、準中型、フォークリフト等の資格を取得するための助成を要望する。 **BCD**

II-2 YouTubeJA共済公式チャンネル「農作業事故体験VR」

<https://www.youtube.com/watch?v=QZ8g225VqPk>



じっくり
話し合おう

農業のリスクア

『地上』お試し版!

セズメントに挑戦

できれば3~4人のグループをつくり、イラストを見ながら、「危険の芽」を摘み取る練習(STEP1~5)をしましょう。例として、草刈り作業の場合を紹介します。56~57ページのSCENE2~5は、みなさんで実践してみてください。それぞれの現場の状況でリスクは異なるため、手順を参考に、ぜひご自身の圃場の場合でも考えてみてください。



図表④ 刈払機のリスクアセスメント

★1 リスク	★2 評価		★3 優先順位
	可能性	重大性	
斜面でスニーカーが滑って転び、足首を捻挫する	×	△	4
回転する刃が跳ね上げたゴミや石、欠けた刃先が飛散して目に当たり、失明する	×	×	1
往復刈りによるキックバックで足に切創を負う	×	△	3
一度に多くの草を刈ろうとして草が詰まりやすくなり、エンジンを切らずに除去しようとして指を切断する	△	×	2

A~Dの対策では、事故発生のリスクは軽減されるが、発生した場合の重症化は避けられない。Eであれば、よりリスクを下げられる(周りにたいするリスクも下げる場合は、A~Dも組み合わせる)

★4 考えられる対策	★5	
	可能性	重大性
A 飛散物が少ない刈り刃に変える	△	×
B 刈払機に飛散物防護カバーを正しく装着する	△	×
C 作業前に石やごみを取り除き、除去できないものの周辺は手刈りする	△	×
D 作業前後と休憩時間に刈り刃の破損やひび割れ、取り付けの緩みを点検する	△	×
E 保護メガネ、フェイスシールドを着用する	○	○

いくつかの危険が同レベルの評価になった場合、たとえば重大性がより高い方を優先するといった方法も考えられる

※RAに「正解」はありません。リスクや評価、対策はあくまでも一例です

STEP 3

評価をもとに優先順位を決める

たとえば図表③では、きわめて小さい(○○)→小さい(△○・○△)→大きい(×○・○×)→より大きい(△△)→かなり大きい(×△・△×)→きわめて大きい(××)の順にリスクが高くなります。STEP2で行った評価をもとに、リスクを低減するための対策をとる優先順位を決めます(★3)。

STEP 4

リスクを低減する対策を検討する

STEP3で選んだ優先順位1位の項目について、どうすればリスクを減らせるのか、意見を出し合います(★4)。下記の囲み記事の対策手順も参考にしましょう。※時間があれば、2位以下についても考えます

リスク低減措置の進め方

- ① 本質的対策
設計や計画段階で対策を講じる。作業方法を変更する。新たな設備を導入する。
- ② 工学的対策
ガードを設置し、人が接触しないように隔離する。安全装置を取り付け、人が近づいたら停止するようにする。
- ③ 管理的対策
作業手順書や安全マニュアル、掲示などで作業者に教育・訓練し、作業者が正しく理解し、判断し、操作する。
- ④ 個人用保護具
①~③の対策でリスクを除去・低減できなかった場合、保護帽、保護衣、保護マスクなどを使用して身を守る。

STEP 5

リスクを再評価する

対策を行った場合に、リスクがどの程度低減されるのか(あるいは変わらないのか)を再評価します(★5)。新たな危険が生じる可能性や、作業性や生産性に及ぼす影響についても話し合ってみましょう。

STEP 1

農作業に伴う危険を洗い出す

55ページのSCENE1のイラストを見て、どんな危険があるかをできるだけ挙げ、箇条書きにします(55ページ下図表④〔以下同〕★1)。※イラストに描かれていなくても、自身が作業を行ったさいに危険だと感じたことを挙げてOK

STEP 2

危険の程度(リスク)を評価する

事故が起こる「可能性」と起こった場合の「重大性」を考えます。図表③を参考に、STEP1で挙げた項目ごとに、どの区分がもっとも近いか話し合い、○、×、△の記号の組み合わせで評価します(★2)。評価は状況によって変化します。

図表③ 可能性×重大性=評価

		けがや病気の程度が重篤か、軽症かの判定		
		○ 軽微	△ 重大	× きわめて重大
可能性※	重大性	その日の仕事を続けられる	1日以上仕事を休む	死亡・元に戻らない傷害を受ける
	○ ほとんど起こらない(5年に1回程度)	○	○△	○×
△ たまに起こる(2年に1回程度)	△	△△	△×	△×
×	×	×△	××	××
× かなり起こる(1年に1回程度)	×	×△	××	××

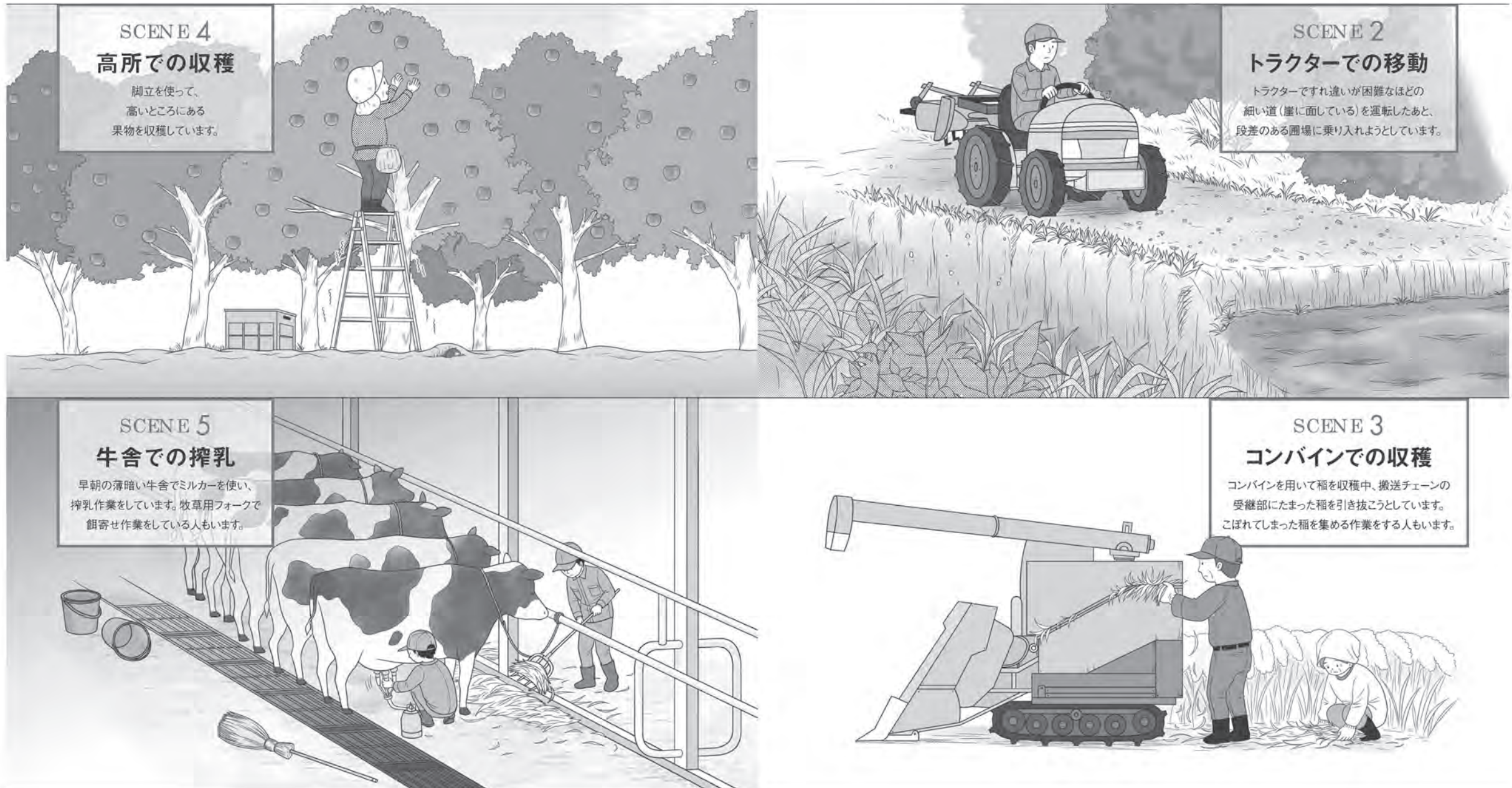
※農繁期のみで判定する
参考／一般社団法人日本農業機械化協会・一般社団法人全国農業改良普及支援協会「農作業安全指導マニュアル」

農業でよくある4つの場面で

54ページの手順を参考に、JA青年組織の仲間やいっしょに働くメンバーとやってみよう！

リスクアセスメントに取り組もう

各場面のリスクアセスメントの例は58ページへ



SCENE 4

高所での収穫

脚立を使って、
高いところにある
果物を収穫しています。

SCENE 2

トラクターでの移動

トラクターですれ違いが困難なほどの
細い道(崖に面している)を運転したあと、
段差のある圃場に入りようとしています。

SCENE 5

牛舎での搾乳

早朝の薄暗い牛舎でミルクカーを使い、
搾乳作業をしています。牧草用フォークで
餌寄せ作業をしている人もいます。

SCENE 3

コンバインでの収穫

コンバインを用いて稲を収穫中、搬送チェーンの
受継部にたまった稲を引き抜こうとしています。
こぼれてしまった稲を集める作業をする人もいます。

リスクアセスメントの例

56～57ページの4つの場面でリスクアセスメントを行った場合の一例を紹介します

SCENE 4 高所での収穫

収穫にかかわらず、ハウスのビニール張りや作業小屋などの屋根の上での作業など、高所で作業する場面はかなりの数あります。重いものを持つ、身を持ち出すなど、不安定な姿勢は避けましょう。

STEP 1 危険の洗い出し

- ① 四脚式脚立の脚の1本が地面の凹凸でしっかり接地せず、脚立が倒れて腰を強打する
- ② 天板に立って作業しているときにバランスを崩し、もっとも高い位置から地面に落下し、頭を骨折する
- ③ 脚立を木に横付けし、作業の途中で脚立が倒れて地面に強く足をつき、足首を捻挫する

STEP 2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性×、重大性△ → 優先順位2
- ② 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ③ 可能性△、重大性△ → 優先順位3

STEP 4.5 対策と再評価

- ① -1 三脚脚立や、脚の長さを調整できる脚立を使用する
⇒ 可能性△、重大性△
- ① -2 脚立の上昇前に、最下段をトントンと踏み込み、安定しているか確認する
⇒ 可能性△、重大性△
- ② -1 天板に「乗るな」の警告ラベルを貼る ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -2 ヘルメットを着用する ⇒ 可能性△、重大性△
- ③ 脚立は横付けせず、作業方向に向けて設置する
⇒ 可能性○、重大性△

SCENE 5 牛舎での搾乳

牛の突発的な行動を予測し、予防するのは難しいですが、ストレスを少なくして防げる事故も多いと言われます。整理・整頓・清掃・清潔を心がけ、声かけやスキンシップで、牛の状態を確認しましょう。

STEP 1 危険の洗い出し

- ① 薄暗い通路に放置された清掃用具につまずいて転倒し、負傷する
- ② レーキで懐かしく餌をやる作業で嫌がった牛が、搾乳中の作業者に体を寄せたため、後ろ向きに転倒し、足首を捻挫する
- ③ 乳房炎の牛に気づかず、いつもどおり乳頭清拭を行おうと患部に触れたとたん、牛が痛がって後ろ脚で作業者の左腕を蹴り、靭帯を断裂する

STEP 2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性×、重大性○ → 優先順位3
- ② 可能性△、重大性△(捻挫) → 優先順位2
- ③ 可能性△、重大性△(断裂) → 優先順位1

STEP 4.5 対策と再評価

- ① -1 搾乳する前に、通路を片づける ⇒ 可能性○、重大性○
- ① -2 牛舎内の環境(ここでは明るさ、加えて換気や湿度)を見直す ⇒ 可能性○、重大性○
- ② 牛の嫌がる金属音や大きな音を出さないようにし、牛の周囲では、可能な限りゆとりを持って作業する ⇒ 可能性○、重大性△
- ③ 日ごろからよく牛の状態を観察し、疾病の兆候を見逃さない。乳房炎の原因となる衛生管理の怠り、過搾乳、濃厚飼料の与えすぎなどがないようにする ⇒ 可能性○、重大性△

SCENE 2 トラクターでの移動

大型機械の転落・転倒、あるいは後方不注意で人をひいてしまう事故は、自身だけでなく相手も、死亡や重傷を食います。ふだんから安全運転を心がけましょう。

STEP 1 危険の洗い出し

- ① 段差のある圃場の出入りでバランスを崩し、横転したトラクターの下敷きになり、死亡する
- ② 生い茂った草で道幅が把握できず、脱輪して機械ごと転落。下敷きになって死亡する
- ③ 路面の凹凸や段差、路肩で機体が大きく揺れ、座席から投げ出されて頭部を強打する

STEP 2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ② 可能性△、重大性× → 優先順位1
- ③ 可能性△、重大性△ → 優先順位3

STEP 4.5 対策と再評価

- ①②③ 安全フレームを立て、シートベルト、ヘルメットを着用する
⇒ 可能性○、重大性△
- ① -1 安全な圃場進入路を整備して段差をなくす ⇒ 可能性○、重大性×
- ① -2 段差が大きいときは歩み板を使う ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -1 山側を削って道幅を広げる ⇒ 可能性○、重大性×
- ② -2 草を刈り、ボールなどの目印を立て、道の端をわかりやすくする
⇒ 可能性○、重大性×

SCENE 3 コンバインでの収穫

コンバインは、トラクターと同様の走行中の事故に加え、エンジンを止めずに詰まりの除去や回転部への注油などを行って負傷することが多くあります。

STEP 1 危険の洗い出し

- ① 受難部にたまった稲を取ろうとして、巻き込まれ、指を切断する
- ② ふたたび乗車したさい、まだ後方に稲を集めている人がいるのに気づかずにバックし、ひいてしまう

STEP 2.3 リスクの評価と優先順位

- ① 可能性△、重大性×(切断) → 優先順位2
- ② 可能性△、重大性×(死亡) → 優先順位1

STEP 4.5 対策と再評価

- ① -1 たまった稲を取るときは、かならずエンジンを止める
⇒ 可能性○、重大性×
- ① -2 手袋はせず、びったりした袖口の服を着用する
⇒ 可能性○、重大性△
- ② 始動、発進、後進、旋回などを行うさいは、補助作業者の位置を確認し、ホーンなどで合図する
⇒ 可能性○、重大性×

JA全青協の概要

全国農協青年組織協議会(略称：JA全青協)は、46都道府県のJA青年組織を会員とし、農業をよりどころとして豊かな地域社会を築くことを目的に、昭和29年(1954年)に設立された全国組織です。

おおむね20歳から45歳までの、日本の農業を担う青年層が中心となり、全国に構成員(盟友)がいます。

JA青年組織綱領※に基づき、わが国の国民に対して責任ある農業者として、国民との相互理解に基づく政策提言や食農教育、地域リーダーの育成等の活動を行っています。

※裏表紙参照

JA全青協(全国農協青年組織協議会)

ホームページ <http://www.ja-youth.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/profile.hp?id=100086963209854>



ホームページ



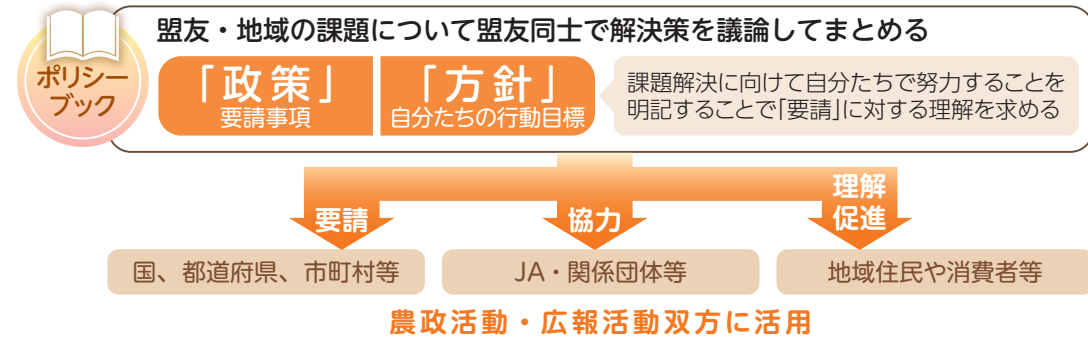
Facebook

ポリシーブックとは?

JA全青協では、平成23年度より「ポリシーブック」の作成を開始しました。ポリシーブックを一言で表すと「JA青年部の政策・方針集」となりますが、その作成にあたっては現在の政策を出発点とするのではなく、JA青年部の盟友一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、盟友同士で解決策を検討してとりまとめている点が特徴です。

また、そこには政策として要請することだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことが明記されています。つまり、「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策提案」の両方を備えたものがJA青年部の「ポリシーブック」となります。

ポリシーブックの概要



農業で日本を元気に!



行動目標としてのポリシーブック

ポリシーブックには、課題の解決策を政策として提言するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて取り組むことを明記しています。

農業に関する要請を行うと、「また、農業団体が補助金欲しさに要請活動をしてるぞ」といういわれなき批判をされることがしばしばありますが、課題解決に向けてまず自分たちが努力をしていくことで、わが国の責任ある農業者として、地域住民や消費者等も含めた幅広い関係者に理解を求めていきます。

政策提案としてのポリシーブック

食料・農業・地域社会をとりまく状況が日々変わる中、農業経営に大きく関わる課題について、与野党を二分するような議論となることが今後も想定されます。そうした中で、われわれ若手農業者の思いを対話を通じて伝えていくという、議員への働きかけによる農政運動の取り組みがより重要となります。

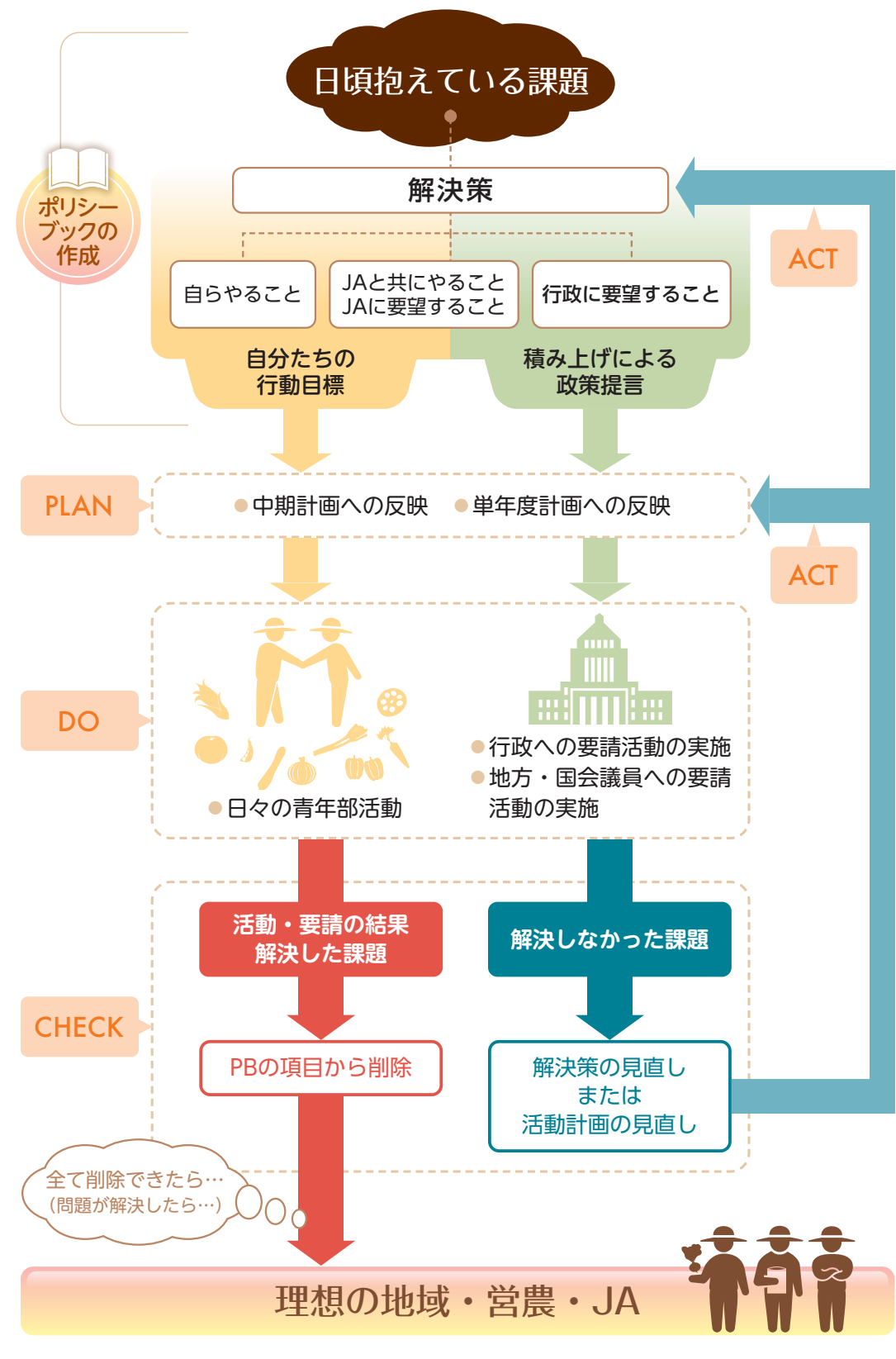
将来の日本農業を担う若手農業者が安定した農業経営を行うためには、農業政策の基本となる部分が制度的に安定していることが重要であり、政争の具とされることがあってはなりません。

そのためには、農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、全国の現場の声を積み上げ、その政策を支持する国会議員を応援していくことが、長期的な視点で農業政策に自分たちの意見を反映させ、かつ安定した制度を築くために必要な取り組みと考えています。

ポリシーブック取り組みの流れ

- PLAN** ① ポリシーブックを作成し、これを活動計画と活動スケジュールに反映し、総会等で決定するプロセスが **PLAN** になります。
- DO** ② 総会等で決定したら、あとは実践です。これが **DO** にあたります。
- CHECK** ③ 実践してもやりっぱなしではいけません。よかった点、悪かった点を整理して次の総会等で活動報告を行い、活動を振り返ってみましょう。これが **CHECK** にあたります。
- ACT** ④ 活動を振り返った結果、改善や見直しがあるはずですが。ポリシーブックを改訂したり次の活動計画を作成することが **ACT** にあたります。
- ⑤ 以上のPDCA（「計画してみて、やってみて、振り返って、改善して、また新しい計画を作って…」）を繰り返し継続し、活動を発展させていくことを「PDCAサイクルを回す」と言います。（次ページの図参照）

ポリシーブック取り組みの流れ



MEMO

Lined writing area for the left page.

MEMO

Lined writing area for the right page.

JA全青協 ポリシーブック2023 索引掲載用語一覧

あ行	水田活用の直接支払交付金……………20,21	は行
アグベンチャーラボ……………06	スマート農業……………23,35,36,44	畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)…19
遺伝子組み換え作物……………13,14	生産緑地制度……………47,48	フードマイレージ……………11
遺伝資源……………15,16	戦略作物……………19,20,21,22	フードロス……………11
インボイス方式……………17,18	相続税納税猶予制度……………47,48	風評被害……………51,52
営農指導員……………05,06,20,32	相続税法定相続分課税方式……………48	ふるさと納税……………12
		弁当の日……………12
か行	た行	防災営農作物……………15
家族経営協定……………32	第三者承継……………28,31,32	防災協力農地……………47,48,49
甘味資源作物……………15,46	地域計画……………32,41,42,44	
基盤整備事業……………43	地域農業再生協議会……………19,20	ま行
グリーンツーリズム……………44,46	畜産クラスター事業……………28	マーケットイン……………38
景観作物事業……………44	地産地消……………10,11,12,46	みどりの食料システム戦略……………14,15
ゲノム編集作物……………13,14	中山間地域等直接支払……………44	免税軽油制度……………39
原料原産地表示……………10	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	
耕作放棄地……………23,25,42,43,44,51	……………54	や行
耕畜連携……………27,28	糖価調整制度……………16,46	野菜価格安定制度……………16,25
国消国産……………07,08,09,10,11,14,38	特定生産緑地……………47	
コントラクター……………28,29	特定有人国境離島地域社会維持推進交	ら行
	付金……………45,46	離島……………15,45,46
さ行	都市農業振興基本法……………47,50	労災保険特別加入制度……………56
産地間リレー……………38	都市農業振興地方計画……………47	
産地パワーアップ事業……………16	都道府県農業再生協議会……………19,20	アルファベット・数字
ジェネリック農業……………40	都市農地の貸借円滑化に関する法律	3010運動……………12
市街化区域農地……………47	……………47,48	5S……………28,29
事業承継……………04,31,32,33,48	トレーサビリティ……………14	6次産業化……………37,38
ジビエ……………53,54		ASF……………27
収入保険……………15,16,25,52	な行	CSF……………27,28
条件不利地……………15,43,44	農業版BCP……………52	GAP……………05,06,13,14,36,37,38,56
食育基本法……………11,12	農業用A重油……………39	HACCP……………14
食育推進基本計画……………12	農作業事故……………55,56	ICT技術……………06,32,43,54
食農教育……………10,11,12,48,62	農産物検査……………19,21	SNS……………02,04,12,32,36,38,46,52
食料安全保障……………07,08,09	農地中間管理機構……………32,41,42,49	TAC……………04,06,32
食料自給率……………07,09,10,11	農の雇用事業……………36	TMRセンター……………28,29
食料・農業・農村基本計画……………07,10	農泊……………44,46	UPOV条約……………16
飼料用作物……………20		WCS……………20,27
新規就農者		
……………02,04,16,24,25,31,32,33,34,42		

JA青年組織盟友数推移 令和5年4月

令和5年度 JA全青協事務局まとめ

都道府県	H15盟友数	H20盟友数	H25盟友数	H30盟友数	R2盟友数	R3盟友数	R4盟友数	R5盟友数	昨年対比
北海道	7,542	7,626	7,496	6,977	6,469	6,199	5,966	5,650	-316
青森	1,302	1,031	1,056	1,305	1,274	1,200	1,149	1,029	-120
岩手	2,789	2,297	1,855	1,572	1,158	1,094	1,063	1,034	-29
宮城	2,980	2,546	2,208	1,829	1,724	1,646	1,576	1,500	-76
秋田	2,787	1,982	1,784	1,692	1,455	1,260	1,203	1,113	-90
山形	2,074	1,875	1,894	1,862	1,744	1,706	1,684	1,564	-120
福島	3,542	2,950	2,336	2,057	1,899	1,784	1,749	1,633	-116
ブロック計	23,016	20,307	18,629	17,294	15,723	14,889	14,390	13,523	-867
茨城	617	506	369	382	328	324	311	311	0
栃木	2,672	2,099	1,761	1,488	1,558	1,457	1,363	1,257	-106
群馬	1,739	1,387	1,140	1,080	1,086	1,039	1,015	920	-95
埼玉	772	750	757	1,057	992	999	1,050	1,007	-43
千葉	1,516	889	864	754	846	753	735	721	-14
東京	2,227	2,085	1,997	1,932	1,881	1,820	1,798	1,771	-27
神奈川	1,720	1,653	1,714	1,569	1,540	1,491	1,453	1,447	-6
山梨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野	1,774	1,285	1,137	1,190	1,012	992	812	816	4
新潟	2,082	1,660	1,645	1,975	1,948	1,853	1,856	1,766	-90
ブロック計	15,119	12,314	11,384	11,427	11,191	10,728	10,393	10,016	-377
富山	6,092	3,470	2,950	2,421	2,243	2,139	1,998	1,908	-90
石川	3,895	2,071	1,463	1,125	1,008	954	919	869	-50
福井	1,886	1,843	1,986	1,874	1,903	1,843	1,722	1,713	-9
岐阜	1,232	792	720	582	627	629	627	603	-24
静岡	2,355	2,072	1,986	1,721	1,545	1,456	1,345	1,291	-54
愛知	1,201	862	964	978	944	880	835	783	-52
三重	192	155	82	69	75	73	70	51	-19
ブロック計	16,853	11,265	10,151	8,770	8,345	7,974	7,516	7,218	-298
滋賀	55	40	75	58	66	57	54	59	5
京都	464	536	514	488	489	480	479	465	-14
大阪	152	129	249	232	304	295	281	240	-41
兵庫	264	224	191	164	153	156	154	150	-4
奈良	585	235	259	239	237	231	221	209	-12
和歌山	640	547	508	439	522	503	490	488	-2
ブロック計	2,160	1,711	1,796	1,620	1,771	1,722	1,679	1,611	-68
鳥取	547	508	450	410	359	333	294	285	-9
島根	509	624	617	720	710	703	702	689	-13
岡山	155	202	214	185	188	194	190	190	0
広島	559	527	584	599	638	608	603	611	8
山口	704	558	663	762	372	407	315	321	6
徳島	551	530	591	665	652	776	621	624	3
香川	843	823	745	635	657	649	636	624	-12
愛媛	2,344	1,886	1,786	1,775	1,779	1,806	1,745	1,764	19
高知	2,246	1,934	1,707	1,670	1,554	1,458	1,396	1,337	-59
ブロック計	8,458	7,592	7,357	7,421	6,909	6,934	6,502	6,445	-57
福岡	2,905	2,510	2,205	1,905	1,750	1,530	1,505	1,453	-52
佐賀	2,789	2,262	2,088	2,013	1,860	1,793	1,738	1,623	-115
長崎	1,686	1,474	1,319	1,272	1,219	1,157	1,110	1,051	-59
熊本	5,263	4,090	3,608	3,158	2,958	2,829	2,756	2,571	-185
大分	97	89	55	57	53	42	42	42	0
宮崎	2,224	1,945	1,817	1,649	1,602	1,497	1,462	1,381	-81
鹿児島	1,061	836	804	835	947	907	905	808	-97
沖縄	373	532	600	633	590	534	543	532	-11
ブロック計	16,398	13,738	12,496	11,522	10,979	10,289	10,061	9,461	-600
全国計	82,004	66,927	61,813	58,054	54,918	52,536	50,541	48,274	-2,267

JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1.われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1.われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1.われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1.われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1.われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈) 本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

